京都部落問題研究資料センターは、前身の京都部落史研究所が部落史編纂のために収集した図書・資料を生かしながら、部落問題・部落史についての情報発信を主な業務とするセンターとして二〇〇〇年七月に発足しました。

部落史連続講座は、一九九五年に完結した『京都の部落史』（全十巻、京都部落史研究所刊）の成果を広く生かしていくことを目的として二〇〇二年度から開催しています。

この講演録は、「地元で学ぶ地元の歴史」と題し、崇仁コミュニティセンターで開催しました二〇一〇年度部落史出張講座（5月28日・6月11日・25日・7月9日）と、京都府部落解放センターで開催しました部落史連続講座の講演記録をもとに各講師に加筆訂正していただいたものです。講演の行われた月日とテーマは次のとおりです。尚、所属は講演当時のものです

5月28日　川の流れに人の身は―近世　六条村の歴史―　元京都文化短期大学教授　辻　ミチ子
6月11日　柳原銀行とその時代　元柳原銀行記念資料館企画運営委員　重光　豊
6月25日　柳原銀行社屋保存運動からまちづくり運動―歴史とまちづくりの交差―　NPO法人崇仁まちづくりの会　山内　政夫
7月9日　菱野貞次と京都市政―菱野は京都市に何を訴えたのか?―　京都市上下水道局琵琶湖疎水記念館研究員　白木　正俊
11月26日　続　川の流れに人の身は―六条河原の幕末維新―　元京都文化短期大学教授　辻　ミチ子
12月10日　京都市東九条におけるスラム対策と同和行政―高度成長期の部落問題と政策的認識―　立命館大学非常勤講師　山本　崇記

目　次

川の流れに人の身は　……辻　ミチ子　3
―近世　六条村の歴史―

柳原銀行とその時代　……重光　豊　21

柳原銀行社屋保存運動からまちづくり運動　……山内　政夫　51
―歴史とまちづくりの交差―

菱野貞次と京都市政……白木　正俊　85
―菱野は京都市に何を訴えたのか?―

続　川の流れに人の身は　……辻　ミチ子　115
―六条河原の幕末維新―

京都市東九条におけるスラム対策と同和行政　山本　崇記　131
―高度成長期の部落問題と政策的認識―

川の流れに人の身は

―近世　六条村の歴史―

辻　ミチ子

これからお話させていただくのは六条村の歴史と申しましても、六条村になるまでの豊臣秀吉の頃からの話をさせていただきます。その当時の人々はどんな人生をたどったのか、というようなことを考えながら六条村の歴史を考えておりましたので、「川の流れに人の身は」というような題名にさせていただきました。

レジュメの「はじめに」にはいります。史料1をごらんください。明治に入り解放令もでまして、明治一九年にいろいろな調査を京都府勧業課がしています。旧六条村の近辺を愛宕郡柳原庄といっていました。その地域は戸数が、一、一一一戸、住んでいるのは四、三六九人と書いています。職業で一番多いのは雑業です。日雇いのような仕事です。その次が履物類商です。革に関わる履物の商売です。雪踏も入ります。三番目は果物商です。余談ですが、農業の次に書かれている「諸宇商」というのは羅宇の商売ということです。羅宇というのは煙管の吸い口と火をつけるところの間に竹を接いでいるその竹です。当時のたばこを吸うときの道具に使われているのが羅宇です。この竹のところをちゃんと通しておかないとおいしいたばこが吸えません。これを掃除する仕事すらありました。この諸宇商というのは、羅宇を作ったり掃除したりする仕事です。なぜ、羅宇というかというと、ラオスの原産の竹が一番いいということからそう呼ばれるようになったようです。史料にもどります。下段に「右のうち三六二戸は生活に差し支えがありませんが、七四九戸は雑業に携わっていて大変生活に苦しんいる。七四九件のうち四〇〇戸は特に売り食いするような状態です」ということが書かれています。生活できる世帯が三二％、大変困っている世帯が六七％、こういう状況が明治一九年の調べでわかります。次に史料2を見てください。これによりますと、柳原庄の中に本郷というのがあって、そして別に六条村、七条裏（旧名水車）、八条上（旧称銭座跡）、小稲荷（旧六条村の大西組）が一緒になって柳原庄といわれるということです。そして江戸時代は支配関係も別々でしたので、あまり交流のなかったのが七条裏でした。水車というところです。江戸時代、非人の地域でした。ここを支配しているのは悲田院で、支配関係も違っていました。資料のなかの崇仁歴史マップを見てください。七条通を下がりますと大きく六条村とでてきます。このあたりが中心の六条村です。その右手にある非人小屋の地域が水車です。享保の改革の頃、八代将軍吉宗の

ころに開発されたのが一番南の銭座村です。さらに新しいのが天保の改革の頃にできた、左上の方にあります大西組です。明治以降、穢多非人の称を廃止し、新しく行政区画を作り上げていったなかでこのあたり一帯が柳原庄、もしくは柳原村といわれるようになりました。

レジュメの一に入ります。中世末から近世に入っていく時代のことになります。近世の六条村の成り立ちを理解していただきたいと思います。みなさんは京都に大きな一九メートルもある大仏がかつてつくられたことがあるということはご存知だと思います。私が幼い頃、「京の大仏っあんはてんびで焼けてな　三十三間堂が焼け残った」と歌をうたって遊んだものです。京の大仏と六条村は無関係ではありません。この大仏がおさまっているお寺は方広寺です。方広寺といえば、徳川と豊臣の大坂夏の陣と関わるのですが、この方広寺そのものは豊臣秀吉が建てました。天正期です。秀吉は非常に権力を誇示したい人物だったようで、方広寺を建てて盧舎那仏という大きな大仏を安置しました。現在の正面から博物館の方へいった所です。今でも大きな石垣が残っています。京都にも大仏ができ、秀吉の支配の中心になろうとしました。しかし、秀吉は政治家ですから、政治の中心を伏見と大坂、水運の便利のいい、経済活動が活発にできるところをえらび、伏見城をつくり大坂城をつくりました。大仏が出来上がったのが元和一七年です。作り上げるのに、たくさんの木材、銅がいります。運送力が必要となります。その時利用されたのが、鴨川でした。今、この大仏は焼けてありませんが、非常にかわいそうな運命をたどっています。慶長元年、一五九六年、関ヶ原の戦いの五年ほど前に大地震で倒壊します。その三年後に秀吉は亡くなります。関ヶ原の戦いのすんだ二年後にまた大仏が焼けます。豊臣のシンボルが焼けたのでは困る、と秀頼が方広寺の再建、大仏の再建に力をいれます。その時に鴨川だけでは具合が悪いということで、角倉了以が高瀬川を開削します。そういう中で、方広寺の大仏が再建されます。が、方広寺の釣鐘の文言が大問題になり、家康が夏の陣を起こすことになります。なお、この「国家安康」の下書きが見つかり、現在京都市歴史資料館で展示されています。現在も釣鐘はのこっています。文字ははっきり読めます。これをきっかけとして家康が夏の陣で戦争をやり、豊臣氏が滅ぶことになります。六条村の歴史に戻ります。史料3をみてください。秀吉が完成させた大仏がで

きた頃に「六条河原の荒地が、余部、六条両郷に安堵される」ということです。六条河原というのは今の五条通から正面くらいまでです。正面というのは大仏ができてからつけられた名前で、大仏の正面にあたる道といういうことです。これからややこしいことを言いますが、歴史がそうなっているので、許してください。六条河原というのは今の五条通から南へ行って正面くらいまでです。ここは長い間刑場になっていました。「あまべと六条の者に六条河原の二町の地域を与える」というものです。これは安堵する、前から持っていたけれどこれからも持てるようにする、というものです。ここで牛馬の皮の処理をするということです。このときの六条というのはどこかといいますと、松原通東洞院東入ル、この当時だったら五条大路東洞院東入ルになるのですが、革細工を営む人たちがいました。この人達が公役としてさせられる仕事が刑吏役でした。日々の生活は牛や馬を河原で処分して皮を扱うしごとでした。この人々が、六条郷とよばれ公役もはたしました。史料3の荒地二町分を安堵されるというのは、何をしたからかははっきり分かりませんが大仏建造にあたっての雑業だと思います。元和の頃の六条河原の記録では、関ヶ原の戦いで負けた石田三成、小西行長などの処刑、秀吉の孫の国松の処刑という仕事に携わったのが六条郷の人たちでした。公役としての刑吏役です。その見返り、報酬として河原の土地を与えられるということになります。なぜ川で処刑、屠殺するのかというと、血を洗い流すためです。穢れを流すものとしても川の流れは大切でした。後の六条村の先祖に当たる人たちが住んでいたのが、五条大路東洞院東入ルということです。そうして大仏のことですが、豊臣氏が倒れますと、寛文二年、一六六二年にまた京都に大地震が来て倒壊してしまいます。その時はもう秀吉の力はありません。金銅の大仏は立てさせない。この大仏は銅銭に鋳なおしてしまう、全部銭にしてしまいました。「寛文の銭」にしてしまいました。銭を作るために銅を細工すると土地を荒らしてしまって後に農地としては使えなくなります。その後を銭座跡というのですが、享保の時代に銭座村が開かれて六条村の中に入っていくということになります。方広寺はその後さらにえらい目にあって、寛政期に木造の大仏が落雷で焼失します。仮のお堂がつくられますが、天保のころには木造で胸から上の大仏だけがありました。それも昭和に入って焼失します。

江戸時代、六条郷の人たちの中でリーダー格の人は年寄となりますが、年寄の制度がない秀吉の頃は、支配人と呼ばれていました。六条河原で活躍した人々の支配人は藤重（十）郎といいます。地域をまとめるために努力をしたことと思います。秀吉の頃から太閤検地などで「村」を形成していこうとしたのですが、それを果たせず亡くなってしまいます。村が成立するのは江戸幕府になってからです。寛文の頃からです。その頃に六条中島村という形で六条村の前身にあたる地域が形成されていきます。史料4にでています。寛文三年の頃から、秀吉の時にもらった六条河原の役田地に家を建ててもよろしいかと、許可をもらって六条河原のところに家を建てるようになります。これが六条中島村の始まりです。そうなりますと当然下村家から二条城の掃除役を申し渡されます。この六条村は、秀吉の時に荒れ畑を天部と六条に与えられているのです。そうすると、この地域は天部の年寄と六条の年寄によって村がつくられていきます。そして寛文三年になりますと、下村家が二条城の掃除役をするように命じてきます。史料5にあるように、六条村の嘉兵衛に申し渡し、嘉兵衛は了解します。ところが、天部の関係の与三兵衛さんと大坂の渡辺村に関係した七兵衛さんが、与三兵衛さんといっしょになって南組の年寄になり、史料6にありますように、大坂の七兵衛さんは、二条城掃除役に苦情をつけて追放されます。なぜ大坂の人が京都まで来るのかというと、渡辺村はこのころ皮革業で非常に有力な村だったので、そういった経済面でのつながりが出来ていたと考えられます。そして、七兵衛さんが追われたということで決着するのですが、六条河原に家を建てるということ、史料7ですが、天部の与三兵衛さんのところには他所の地域からも移ってくるということもでてきます。寛文一一年には河原町松原上ルに住んでいた穢多身分の人たちが六条村へ移ってくる、またその翌年には山城の和束の人が移り住んでくるというようなことがあって、人口が増えるわけです。しかし場所が場所ですので、史料8にありますように延宝二年に鴨川が大洪水をおこしますと、河原に建てている家ですから流れてしまうわけです。北組では二軒しか残らなかったということです。立地条件の悪いところに建てさせられたということです。この河原での村の様子は、史料がなくてあまりわからないのですが、延宝元年くらいから人が河原に家を建てて住みだすと、道場をつくることを始めます。阿弥陀仏の絵

をおいて、惣道場という名前をつけて南無阿弥陀仏とみなさんで拝むための道場をつくります。生活をするということと信仰というのが非常に深い関わりをもって村が出来上がってきたということがわかります。しかしそれらも洪水で流れてしまいます。

洪水の後はどれくらいの規模の村になったかということですが、数字が出ていますので紹介します。大洪水で流れても我々はここが棲家ということで家を建て如来さんを安置する道場をつくるという生活を続けます。記録によりますと、年寄嘉兵衛、与三兵衛のもとで、公役に携わる家は三九軒、二一三人、借家でいろんな仕事をしている所帯が一二九軒、五一九人です。合計が数が合いませんが、合計七二八人となっています。こういった北と南を一つにした村の状況でした。

これから後、大規模な宿替えの話になります。どこへ宿替えするかというと今でいう、七条通より南の方の鴨川、高瀬川に近いところということになります。現在の地域になります。柳原という地名になります。この柳原というのは、現在の大谷中学校・高校、一橋小学校などのあるあたりで、柳原一之橋を中心とした地域です。これは源平盛衰記や平家物語にも柳原とでてきます。これが中世の末ころになりますと、農村になっていっていきます。鴨川から東は農地が少ないのですが、鴨川を渡って西へ来ると平地が多いです。そこで出作という形で鴨川を渡って西へ田を広げました。柳原の村は東山にあります。しかし農地の大部分は鴨川の西岸にありました。秀吉の頃、村をつくる、村切りということを行おうとしたときに、柳原村というのは御土居の洛外農村と位置づけられました。そして豊臣氏が滅んでいきますと、この地域は妙法院領になります。そしてその頃、柳原の人が住んでいない農地は石高で言えば一千石ほどでした。その地域に六条村が移転させられていきます。ですから、本郷といわれている、一橋小学校のあたりに住んでいた人の石高は明治維新の前頃には三五〇数石にまで減ってしまっています。それはこの地域が六条村になったからです。史料9をみてください。正徳二年に、「天部、六条が妙法院領に引越しをするようにいわれたので引越しいたします」というものです。ただ、部落といわれる地域は昔から自分たちの存在をしっかり考えて、自分たちの生業、とくに鴨川の水で斃牛馬の処理をして、皮革業で生計を立てていく、川の流れが自分たちの生活に何を

もたらすのか、川の力とともに自分たちも生きていくという状況をしっかり考えていますので、移転のことについては、天部と六条村の年寄りはいろいろと条件をつけました。「幕府のいうとおり宿替えをしようか」とはなかなかいきませんでした。村を立ち行かせるために力を注ぎました。史料9の正徳三年の史料をみてください。自分たちの家を建てるところ、斃牛馬の皮漬け場、河原の作業場をきちんともらわないと困る。そして引越しにはお金がいる、そのお金もちゃんともらわないと困ると、条件をつけました。そしてやはり一番もとになったのは、大水で村が流れるようなことがあってはならない、今度宿替えになる七条から南の地域も川が氾濫すれば流れる地域でした。ですから移転するには、必ず置き土をしてほしい、その費用もちゃんとつけてほしいと条件を出して移転交渉をしました。なかなかうまくはいかず、所替えがのびのびになったりします。そうしたときに、二〇〇軒近くの村ですと部落以外のいろんな地域と生活上の取引があります。宿替えになるということで、物を売ってくれないとか、買ってくれないとか、物を運んでくれないとか、生活に不便なことが起こってきます。そこで日常の生活のこともいろいろ考えながら、六条村を柳原庄の中に移していくということをなしとげたのが、正徳四年でした。移ってきたときの家数は、史料10にあります。もともとは二人の年寄の元で統率していましたが、だんだん商売で金儲けをしたという人が実力者になってこの時期になると、年寄が三人になっています。家持が二七軒、借家一四軒、あわせて四一軒というのが一つの地域、家持が二八件、借家三〇件、合計、これも計算があわないのですが、五九軒という地域、家持が二九軒、借家が五二軒、あわせて八一軒という地域、これだけの地域で六条村ということになります。しかしまだ大西組も銭座跡村も入っていません。こういう六条村では、幕府の元で公役を果たし、二条城の掃除役はもう消滅しまして、この頃には、牢屋敷外番役という公役、幕府の下級の警察のような仕事をしていました。そして、時代が進みますと、史料の11にありますように享保期に銭座跡を天部と六条の年寄が年貢を出すからここを開発させてほしいと願い出ます。大仏をつぶして銅銭を作った後、放ったらかしになっていた土地、農業はできないけれど自分たちで開発するというふうにして銭座跡村をつくります。そしてさらに、幕末になりますと史料12にありますように、大西組を

開発します。これは天部の年寄がもっていた土地です。それを六条村の年寄格ではない、しかし経済活動などで実力をもっていた人が中心になってここの開発をします。天部に対しては人足を差し上げるという契約を結んで六条村大西組という地域を開発しました。その時六条村を開発した人が、天部村の年寄りに差出した証文がこの史料です。こうしてやっと、崇仁学区になる地域が全部出揃いました。この地域は明治になると非人村もいっしょになってひとつの地域になります。学校も同じ学校にいくようになります。ただ、お祭りだけは違いまして、お十夜、これは天台宗の行事ですが、十日十夜、仏さんを拝むお祭りです。この地域は天台宗の妙法院領になりましたのでちゃんとお十夜をやりますが、地域の人はおもしろがっていろんな事をして遊んだようです。お十夜があけたときは、荒れ十夜といって大騒ぎをして楽しんだようです。神社のお祭りは、六条村と大西組はお稲荷さん、銭座跡村は日吉神社、というようになっています。この地域が柳原と呼ばれるようになった明治のことについては、歴史を踏まえながら「柳原町史」という立派な史料になる本が出ています。『京都の部落史』の史料編に取り上げられていますので、読んでいただければと思っています。

今日は「川の流れに人の身は」というタイトルでお話をさせていただきましたが、鴨川と高瀬川とそして、村の人達の生活、それは豊臣氏が滅び、いろんなことがあっても村の人たちは川の恵を受けながら自分たちもいろいろ活動しながら村を支えていく努力をしたという歴史になるだろうと思います。この六条村も他の村に違わず、幕末維新に非常に地域に貢献した人物がたくさん出て、この地域は柳原銀行に象徴される大活躍があった地域でもあります。次回以降の講座で学んでいただけたらと思います。

2010 年度部落史出張講座－地域で学ぶ地域の歴史－　　2010.5.28

川の流れに人の身は ―近世　六条村の歴史―

辻　ミチ子

はじめに
　六条村について　　史料（1）（2）

一　京の大仏っあん物語
　1　方広寺の創建
　2　六条河原と支配人藤重郎　　史料（3）
　3　六条中島村の誕生　　史料（4）
　　（1）北組年寄嘉兵衛　南組年寄与三兵衛・七兵衛
　　（2）二条城の掃除役　下村庄（勝）助　　史料（5）（6）
　　（3）村人のくらし　　史料（7）（8）
　　宝永元年（1704）8 月調
　　年寄　嘉兵衛と与三兵衛
　　手下役人家数 39 軒　人数 213 人
　　借家かまど数 129 軒　人数 519 人
　　合計 728 人（ママ）　（雑色松尾左兵衛への届）

二　京都柳原物語
　1　柳原ってどの地域
　2　六条村の成立　　史料（9）（10）
　3　銭座跡地の開発　　史料（11）
　4　大西組の開発　　史料（12）

おわりに
　お祭
　　お十夜
　　稲荷祭　六条村・大西組
　　新日吉祭　銭座

史料1

明治十九年臨時
旧穢多非人調書

京都府勧業課

愛宕郡柳原庄
新平民

一　戸数　一、一一一戸
一　人員　四、三六九人
内
男　二、一一九人内　一五歳以下
七九七人
女　二、二五〇人内　一五歳以下
八〇一人

農業　三戸
諸宇商　一六戸
履物類商　七五戸
筆先商　二戸
米小売商　八戸
酒小売商　六戸
油小売商　三戸
荒物商　三戸
牛肉商　八戸
魚類商　五戸
菓子小売商　一六戸
果物商　二五戸
青物商　一三戸
古木商　四戸
古着商　九戸
貸物商　四戸
袋物商　一〇戸
質屋商　一六戸
旅籠屋商　七戸
屎尿商　四戸
飲食商　五戸
理髪　六戸
湯屋　一〇戸
工業　一〇戸
水車業　一戸
陸運店　一戸
雑業　八四一戸

右之内三六二戸生活差支無之（32％）
雑業者世上一般ノ不景気ニヨリ目下
生活困迫スルモノ七四九戸（67％）

七四九戸ノ内四〇〇戸余ハ衣類物品等
ヲ売却シテ漸クロヲ糊スル
残ル三四戸余ハ近隣ノ救助、慈善者ノ助
力ヲ受ケ糊口スルモ飢餓ニ陥ラントス
ル等ノ状態ナリ

史料2

京都柳原町史

一章　町村沿革取調書

一條　管轄

一、往古天正時代迄ハ、御料ニシテ御藏入ナリ、慶長年間ヨリ豊國神社ノ社領トナリ、元和三年ヨリ妙法院宮ノ家領トナリ、明治維新後京都府管轄トナル。（本郷ノ履歴）但シ一莊ニシテ五ケ所ニ分轄ス、之ヲ大別スル事左ノ如シ。

六條村（當時七條郷ト云フ）舊村ハ役村ニシテ除地ナリ。

一、往古不明瞭、寛文年前ハ、今ノ松原通東洞院東入ル稻荷町ニアリシヲ、市中人家增殖ニ付、寛文三年六條川原へ移轉ス。（現今ノ七條新地上ノ口通ヨリ北六軒筋北側迄ノ地ナリ）正德三年七月七日五條以南人家接續スヲ以テ、大佛領ノ内柳原庄北西土居藪際ニ替地トナリ轉住ス。之ハ今ノ七條郷ナリ。

七條裏（舊名水車ト云フ）

一、正德三年以前ハ、舊雜式松村與左衞門領（今ノ下京區第廿六區南京極町高瀬ノ西廻）ナリシヲ、同年三月現今ノ地へ移轉、大佛妙法院宮ノ領地トナル。

八條上（舊稱元錢座跡村）

一、享保十七年ノ建家開發、大佛妙法院宮領ナリ。（頭ノ莊ノ出村（東ノ方ナリ）（本村ニ接續スル文政九年極月開發）

小稻荷（舊六條村大西組）

一、天保十四年ノ建家開發ニシテ、天部村役料給田地ナリ。

史料3　京都の部落史4

六条河原の荒地が余部・六条両郷に安堵される。

9【余部文書】天正十八年（一五九〇）十月

（新葉）六条河原の内、余部・六条の者、前々引得来る荒畠弐町の事、荒地により御検地にもはづれこれ在る旨、先々の如く御扶持成され候間、早々作仕進退すべく候也。

天正十八
十月廿九日　（前田）玄以（花押）

余部
六条　両郷之者中

史料4　京都の部落史4

諸式留帳

寛文三卯年、六條河原[ママ]御給田地に始て建家御願申上、御赦免有り、同寛文四年辰年に下村庄助より二條御城内そうし(掃除)歩人(夫)足を申渡さるゝ。

六條村年寄[ママ]　嘉兵衛

御所司　牧野佐渡守[ママ]様　御時

史料5　京都の部落史4

六条村に下村庄助から二条城掃除役が申し渡される。

15【諸式留帳】寛文四年（一六六四）

同寛文四年辰年に下村庄助より二条御城内そうし歩人(夫)足を申渡さるる。(1)

六条村年寄
嘉兵衛

御所司　牧野佐渡守(綱政)様御時

史料6　京都の部落史4

二条城掃除役に苦情をつけた六条村七兵衛らが追い払いになる。

16【諸式留帳】寛文七年（一六六七）八月

寛文七年の比、六条河原御役田地南半分の所、天部村與三兵衛、其後禅門して浄真。大坂渡部村太右衛門手代。六条村七兵衛。右両人組合にて御役田地支配致し候処に、則ち下村庄助より二条城内そうじ歩人(夫)足懸け候処に、右太右衛門内七兵衛、歩人足の義に付、何角(なにかと)我が侭申すに付、則ち北組年寄嘉兵衛と出入に罷成り、右七兵衛を相手取り、嘉兵衛方より御公儀様え御願申上げ奉り候処に、御吟味の上、則ち右七兵衛は申すに及ばず、一類伝兵衛、両人のもの共、山城国中追払い仰付させられ候上、居小屋迄こぼち取り候事。

寛文七年八月　　願人六条村年寄
嘉兵衛

宮崎若狭守(重成)様
御奉行　雨森対馬守(正種)様　御時

相手南組支配
大坂渡部村
太右衛門手代
七兵衛

史料7　京都の部落史4

河原町松原の者と天部の者、六条村へ移り、九軒町を作る。

56〔諸式留帳〕寛文十一年（一六七一）

寛文拾壱亥年、河原町松原上ル町穢多屋敷に居り候与重郎・勘左衛門・与作・作介・与左衛門・長兵衛・作右衛門、〆七人、六条村へ引越来る。

57〔諸式留帳〕寛文十二年（一六七二）

寛文拾弐年、山城和束平村穢多（七兵衛 次郎助）右両人、天辺村より六条村へ引越し、則ち九軒町に住居仕り候事。合わせて九人。（六条村奥三兵衛支配下九軒丁始り。）

史料8　京都の部落史4

加茂川大水により六条村の大半の家が流される。

14〔諸式留帳〕延宝二年（一六七四）四月

延宝弐年寅四月、加茂川大水、六条村居小屋流れ候事。

残り家弐軒。

年寄　嘉兵衛
手下　佐右衛門
　　彦三郎

史料9　京都の部落史4

六条村、屋敷地の町地開発に伴い、七条柳原庄へ移る。

64〔諸式留帳〕正徳二年（一七一二）七月

指上げ奉る口上書

一、妙法院様御領地の内、私共居屋敷地幷に畑地共、御定杭御打地面、今日御引渡し成させられ請取り奉り候。重て地方平均等相済し候。以後、御絵図裏書印判仕るべく候旨、仰渡せられ畏れ奉り候。已上。

正徳弐年辰七月五日　　天部村
　　六条村
御奉行様　　年寄共

65〔諸式留帳〕正徳三年（一七一三）八月

指上げ奉る一札の事

一、妙法院御門跡様御領、柳原庄内七条河原にて新家御願い成され、相調い候に付、五条橋下只今迄、私共居小屋地共妙門様御願に付、振替地仰付られ、六条村の者共、居小屋引料として銀千枚幷に増坪代銀五拾枚、都合銀千五拾枚下置かせられ、これを請取り奉り候事。

一、私共居小屋地幷に畑地共、替地として同御領柳原庄内小稲荷、七条通御土居南東の方にて、天部村畑地定免拾六石納り候場所、六尺棹にして三千弐百弐拾五坪、但し高瀬川より三尺の井手筋を付け御渡し成され候。六条村居小屋地、六尺五寸棹にして弐千五百六拾六坪、右地隣にて御渡し、幷に五百拾壱坪は皮張場として土面三つ取り年貢にて、拝借地に仰付させられ候に付、永々右年貢滞り無く上納仕るべく候。且又、六条村皮漬洗場所、加茂川筋七条通より南え拾五間これを除き、南北三拾間、東西は川瀬次第これを用い、尤も南北三拾間の内にても井関仕るべき義、これ有るべきの由仰聞かせられ、其意を得奉り候。勿論川端にこれ有る作物幷に井手筋、踏荒し申す間敷く候旨、仰渡され畏れ奉り候。右の趣、両村共に永々相違無く、急度相守り申すべく候。後証の為、指上げ奉る一札、仍て件の如し。(1)

正徳三年 癸巳 八月　天部村年寄　儀兵衛
同　源左衛門
妙法院御門跡様　同　傳兵衛
御役人中　同　與四郎
同　三右衛門
六条村年寄　嘉兵衛
同　與三兵衛
同　久左衛門

（1）新屋敷に実際に移り始めたのは翌正徳四年からであった。

日京都の部落史4巻

六条・蓮台野・北小路村の各年寄が支配する軒数が書上げらる。

25〔諸式留帳〕正徳五年（一七一五）四月

正徳五年未四月、御方内松尾左兵衛様より年寄壱人参るべき由、仰出され候処に、則ち御意成され候は、五ヶ村の内惣竈数何程これ在り候や、此度御尋ね遊せられ候間、六条村枝郷弐ヶ村都合致し、書付致し持参申すべく候。尤も天部村・川崎村の義は別々にてこれ在り候間、六条村・蓮台野村・北小路村、右三ヶ村一所に致し候様に仰付させられ候事。

一、家持廿七軒、同借や十四軒、合四拾壱軒、六条村年寄久左衛門下。

一、家持廿八軒、同借や三十軒、合五十九軒（ママ）、六条村年寄嘉兵衛下。

一、家持廿九軒、同借や五拾弐軒、合八拾一軒、六条村年寄與三兵衛下。

一、家持十四軒、同借や卅二軒、合四十六軒、蓮たいの年寄與次兵衛下。

一、家持十五軒、借や五軒、合廿軒、北小路村年寄與次兵衛下。

右の通り相違御座無く候。以上。

正徳五年未四月　　六条村
　　年寄共

史料11　京都の部落史4巻

天部・六条村が銭座跡の開発を請け負い、銭座跡村が開かれる。

68〔柳原町史〕（古文書・写）享保十六年（一七三一）十一月

恐れ乍ら差上げ奉り候口上書

一、妙法院御門跡様御領分大仏柳原庄の内、銭座屋鋪跡累年亡消の地に罷成り御難儀の由にて、則ち柳原庄屋重右衛門殿え、私共召寄せられ、銭座跡銅気多く作物一切生立ち申さず、近所に七条火屋幷に六条村等これ在り候え共、町家新建抔にも望み候ものこれ無く、永々御年貢相立たず至極御難儀の事に候。其方村方居小屋地に御願い申上げ、相応の御年貢等も相立て候様に仕間敷候哉と御尋ねに付、忝く存じ奉り御門跡様より御公儀様え、仰上げさせられ、御願い筋相済み候上は、私共両人御請け申し、相応の御年貢上納仕るべき旨申上げ候えば、然らば書付け差上げ候様にと仰せ候に付、御願書差上げ申し候処、御門跡様に御別条も御座無く候間、御公儀様え御願い遊ばせらるべく候由、仰渡され、若し御公儀様より私共御呼出し御吟味これ在り候はば、御願い申上げ候様に仰付させられ候。御慈悲の上願の通に仰付させられ下され候はば、有り難く忝く存じ奉り候。以上。(1)

享保十六ㇾ年　十一月

天部村年寄源左衛門
六条村年寄与三兵衛

（1）銭座跡の開発については、享保十一年に六条村手下大西屋庄左衛門らが、すでに新家地を願いでているが、その時は各村年寄の反対で許可されなかった。本書四〇二頁二七を参照。

69〔若山家文書〕享保十七年（一七三二）二月

奉ニ指上ケ一証文之事

一、妙法院御門跡様御領分柳原庄之内、元銭座跡永々亡所ニ而御高減少仕候段、御公儀様ヱ、被レ為レ遊ニ御頼一、御吟味之上御願之通相済、私共両人居小屋地ニ被レ為ニ下置一、難レ有仕合ニ奉レ存候。右場所御定杭之通、坪数七千八拾六坪余之処、御門跡様御役人中様より御渡被レ為ニ成下一、難レ有(たしかに)慥ニ奉ニ請取一候事。

一、御公儀様常々被レ為ニ仰付一候御法度筋、急度相守、御用筋義、是迄御定之通、無ニ違背一相勤、穢多家業之外ニ障ニ成候儀、一切仕間敷候事。

一、右場所御年貢御定之通三拾石、為ニ村役一三石都合三拾三石、毎年御境内屋地子御相場ヲ以、柳原御役人衆迄急度相納、勿論臨時之出銀御座候共、被レ為ニ仰付一次第、御請可ニ申上一候事。

一、右場所小屋建候節は、柳原庄御役人衆迄御断可ニ申上一候。且又小屋建候砌、右場所北東之面幷ニ西面ハ瓦坂通高瀬川橋台迄之間、御定杭之内弐間通除レ之、小屋建高ク不レ仕勿論、樹木高ク植申間敷御田地差障不レ申様ニ可レ仕候。万一差障ニ相成候義、何時ニ不レ寄御下知次第相改可レ申候事。

一、御田地したみ抜和共構之内通り候分滞無レ之様、常々泼可レ申候事。

一、御門跡様御威光ヲ以、他村と出入ケ間敷儀は一切仕間敷候事。

一、不レ依ニ何事一御下知違背仕間敷候事。

右条々被レ為ニ仰付一候通、奉レ畏急度相守可レ申候。御用之節は勿論、右被レ為ニ仰付一等相背、被ニ下置一候地面御取上ケ可レ被レ遊候。其時一言之御断申上間敷候。為ニ後日之一、奉ニ差上ケ一証文依て如レ件。

天部村年寄　源左衛門
二月　六条村年寄　与惣兵衛

御本所様
御役人中様

70〔月堂見聞集〕享保十八年（一七三三）二月五日

七条河原の下銭座之跡、新地屋敷建つ、是は穢多村也。

京都の部落史5

史料12

六条村佐兵衛ら、天部村役田地を借り受け、大西組をひらく。

15〔余部文書〕天保十四年（一八四三）十一月

一札

一、其御村領字小稲荷と申坪数三千弐百弐拾五坪之畑地(1)、壱ヶ所壱ヶ年ニ年貢高弐拾壱石定ニ而、私共ニ拾五ヶ年限ニ相定、其度毎ニ証文切替致、借用候儀別紙証文之通、相違無レ之候。然ル処、右畑地之儀荒地ニ而作物等難ニ生立一候ニ付、右建家仕度候ニ付、御役所様ニ御願申上、御赦免被ニ成下一候ハヽ(2)、家建仕候節より右年貢米之外ニ其御村方ニ壱ヶ年ニ人足百五拾人宛差出可レ申旨、相対之上取極候処実正也。然ル上は建物多少ニ不レ寄、右年貢米之外ニ相対通、年々人足百五拾人宛、聊無レ滞差出可レ申候。尤御入用之節之人足差出方手支等有レ之候ては、当惑仕候ニ付、壱人前ニ賃銭百廿文ニ取極、百五拾人分、合拾八貫文毎年六月廿五日ニ九貫文、十一月廿五日ニ九貫文、右両度ニ無ニ相違一相渡可レ申候。若壱ヶ年ニ而も等閑之儀仕候ハヽ、建物取払右御地面差戻シ候様被ニ仰聞一候共、一言之申訳無ニ御座一候間、其節如何様共御取計可レ被レ成候。為ニ後日之一一札、依て如レ件。

天保十四卯年十一月

城州愛宕郡六条村
支配人　佐兵衛（印）
同　熊次郎（印）
同　平兵衛（印）
同　重兵衛（印）
同　半　七（印）
証人　年寄　為之助（印）
同　同　為次郎（印）
同　同　文左衛門（印）

同州同郡天部村
年寄　利右衛門殿
同　直次郎殿
同　栄造殿

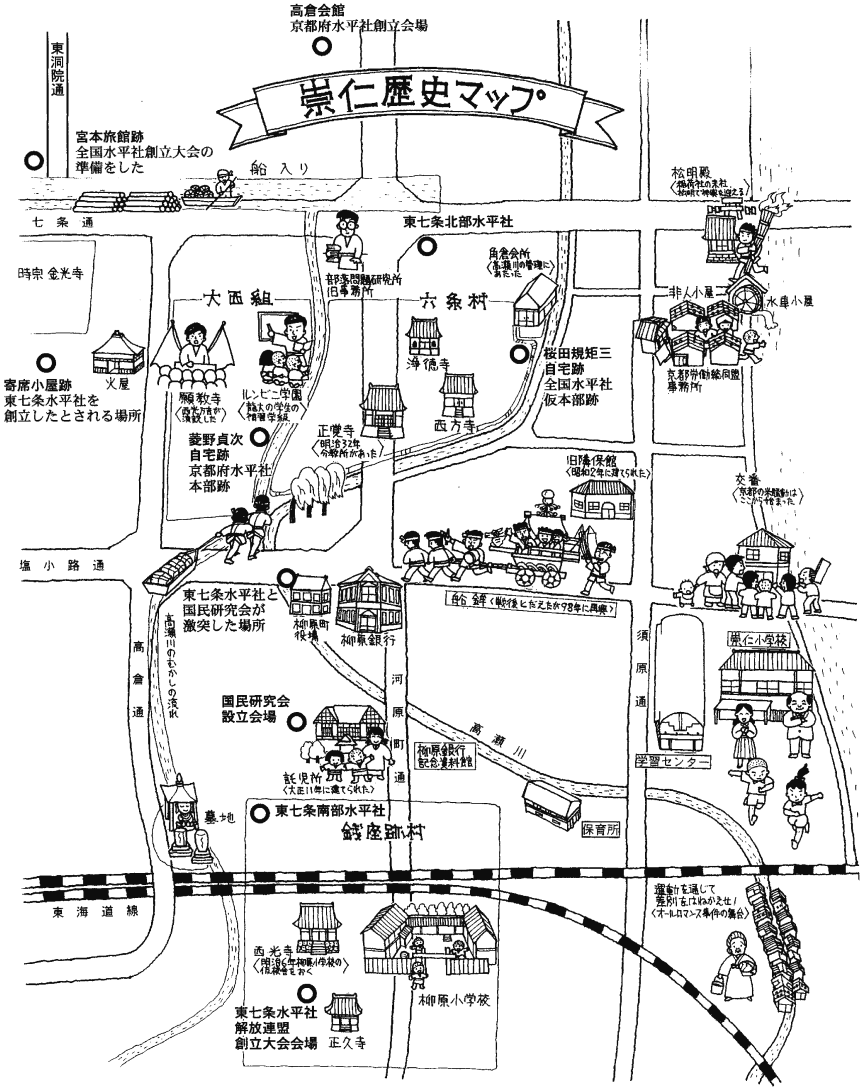

当館所蔵の「崇仁歴史マップ」を元に加筆の上、作成（朱色の部分）

(図録の作成に当たって使用した参考文献)
「京都の部落史 2 近現代」:京都部落史研究所
「京都地方労働運動史（増補版）」:京都地方労働運動史編纂委員会
「崇仁小学校百年の歩み」:崇仁小学校百周年記念事業実行委員会
「部落問題・人権事典」:部落解放・人権研究所
「続・京都における水平社の結成―水平社創立をめぐって（その10)―」:鈴木良

同じです あなたとわたしの 大切さ
発行 京都市人権文化推進課
京都市印刷物 第183184号

「柳原銀行記念資料館 第18回特別展 パンフレット」より

柳原銀行とその時代

重光豊

近代の崇仁地域の様子について柳原銀行を中心テーマにして話をしていきます。今から二〇年以上前、部落差別の問題なのに何で銀行なんや、という質問を受けたことがあります。しかし、逆に被差別部落の中になぜ銀行が存在したらいけないのか、という問い返しをしたことがあります。私は、京都市で教員をしてきました。二、三〇年前に社会科等で同和問題を教えていました。その当時、とにかく部落問題を考えていく時にはまず「貧困」ということが大きなテーマでした。たしかにそういう側面はありますが、歴史を考えていく、教えていく時に、一面的な教え方をすることには私は反対でした。やはり物事には常に二面性、三面性があると思います。さらに言えば多様性ということを歴史の中で考えていかないといけないというのが私の大きなテーマでした。

そうした折、今から二四、五年前になると思いますが、次回にお話される山内政夫さんからある席で、「河原町通を下がったところに建物があるやろ、あれ元は銀行やったんやで」という話を聞きました。私は「なるほどそうか」と思いました。というのは、昔、市電が走っていた頃、北の方から走ってきましたら、ちょうど七条通を過ぎて塩小路通のところで道が細くなっていまして、そこでぐるりと市電が京都駅の方に曲がります。その正面に「ドンツキ」という看板の店があってその東隣に赤茶色の洋館がありました。周りは京町家風の建物が多いのですが，そこだけ洋館で人目を引く建物でした。現在は京都市の登録文化財に指定されて、河原町通の東側に移築の上、修復・保存されています。当時は、中をのぞくと岩田商店と書いてあって、畳を敷いて商品を並べていました。外観と店の造りが似合わない、変わった建物だと思っていました。それがかつて銀行だったという話を聞きまして、それだったら調べてみようということになりました。私がそれを引き受けたのは、先ほどいいましたように「部落＝貧困」という論調に対するアンチテーゼとしておもしろいということもありました。

実際調べてみると、これが全国で唯一の被差別部落に存在した銀行であったということがわかりました。銀行があるということは、そこに商業活動、産業活動があるということです。さらに言えば経済力がないと成り立ちません。

ではなぜ銀行が設立されたのかということですが、まず資金提供者、預金をする人がないといけません。それか

ら、資金需要者、資金を消費する人が必要です。つまり、そこに産業があり、さらに銀行を経営する人材がいないといけません。明治時代は、全国津々浦々に千何百という銀行ができるのですが、この時代、銀行を作り銀行家を名乗ることはその町や村の名士達のステータスでありいわば流行でもあったわけです。したがってその多くは，短いところでは一、二年で閉業してしまいます。長いところでも五年、一〇年で消えていきます。金融機関として機能していないわけです。それがこの柳原銀行は二七年間存続しました。実際に銀行として金融機能を果たしていたということです。銀行と産業がつながり、経営として成り立っていたわけです。こうした産業の状況や、銀行経営の状況，それから差別の問題などについて考えていきたいと思います。

まず、この地域の経済的背景ということですが、資本蓄積の状況について考えます。江戸時代においては、六条村、銭座跡村、大西組という順番で村が拡大していきます。この村の主要な産業は、履物産業、皮革産業でした。そして幕府の刑吏役も仕事としていました。刑吏役というのは、仕事を押し付けられたとよくいわれますが、これについては、給金が年間三百両支給されています。さらに捕物があったりすると手当が別途に出ます。

そして何より、この村では履物業が最も大きな産業でした。江戸時代においては、主たる物作りの産業は織物業、酒造・醸造業、履物産業などでした。履物産業は日用品ですので必ず消費されます。この村では，雪踏という皮を張った草履のようなもので高価な履物をつくっていました。江戸時代前半、中期くらいまでは、お金持ちや武士などが履くものでした。それが江戸時代中・後期になりますと、通常の町人、丁稚まで含めて履くようになります。丁稚さんなどは盆正月に履きましたが、だんだん一般化していきます。京都の人口は当時五〇万人を超えるくらいでした。その人たちがどんどんこれを履くようになるわけですので、非常に大きな収入源になりました。その履物産業を一手に引き受け、生産・販売・修理まで一貫しておさえました。そうして問屋制家内工業がこの地域で形成されました。

さらに幕末になると、尊皇攘夷運動が起って人が流れ込んできます。大変な京都ブームでもあったわけです。地方から武士などがどんどん入ってきます。そうした人々が京都に来て、京都の物産品は全国の憧れ品でしたから、どん

どん土産としても買って帰るということがありました。売上はうなぎのぼりであったでしょう。明治二〇年に作成された『柳原町史』によれば、この時期の村の様子について「安政巳来漸次隆盛ノ域ニ進ミ慶應ヨリ明治六・七年迄ハ其極度トモ云フベキ有様」であったと記しています。そういう中で、資本蓄積が進んでいったと考えられます。

ところが、明治に入って経済環境が激変します。一つは、東京遷都です。略年表を参照して下さい。人口が激減します。政治の中心が東京に移ってしまいますので、流出ばかりで流入がなくなります。高級な身の回り品なども東京に生産地が移っていきます。京都の着物・履物などの身の回り品に対する憧れも低下してきます。これに追い討ちをかけるように明治一〇年代に入りますと、大蔵大臣の松方正義が松方デフレ政策というものを七、八年にわたっておこないます。この間、商品の価格が下がり続けます。こういうなかで、さきほど柳原町史に、安政から明治のはじめにかけては繁栄が極度の状況になったとありましたが、「明治十三・四年頃ヨリ衰微ノ兆を顕シ、十七・八年ニ至リ甚敷惨状ヲ見ル」という状況に変わりました。この地域は経済的危機の状況に直面します。そうした危機の打開をめざす、産業の振興による地位向上、そしてそのことによって市民権の向上を主張していくということが、町のリーダーたちにとって大きなテーマとなっていきます。

資料にあります京都市域の人口変動ですが、一七五三年（延宝四年）では人口が五二万人ほどです。江戸が百万人といわれています。例えば、ロンドン、パリも百万人といわれています。人口五〇万人というのは大変な数です。非常に大きな商業圏になります。それが、一八七二年に至ると、人口が二三、四万人まで減少します。半分以下です。人口が五〇万人台に回復するのが大正に入ってからです。京都全体として大きな経済的な打撃でした。しかし、そうした中で、この地域の中で新しい産業や仕事に取り組む人びともいました。資料の「柳原町内の工場」の表を見てください。調査統計は、時代が下って明治四二年になりますが、職工数五人以上の工場が二〇件あがっています。伝統的な皮革産業のほかに新しく靴づくり、器械修繕、メリヤス産業などに取り組む方々もでてきました。創業年を見ていただくとわかると思いますが、明治二年二月に田村製革所・靴とありますが、明治に入ってすぐに靴生産に着手しています。その次に新しく創業するのが明治一七年五月、

柏原工場となっています。この明治二年から一七年まで空くのは、やはり松方デフレの影響、市内人口の減少などの経済的な打撃が影響していると考えられます。それでも、このように工場を設立したりする人々がいたわけです。

次に、商業関係では、明治三六年版の『京都商工人名録』から作成した表の右側の店舗所在地を見てください。崇仁地域から京都市内中心部に店舗進出しています。そのことで賃貸料も土地代も高額になるのですが、そうした資力があったということの証明になると思います。販売品目も料理業、味噌・醤油・仏具などの新しい業態に進出している人もありました。柳原町の高額所得者調べのグラフをご覧下さい。明治四二年のものですが、一番上は合計で六三人です。年収四〇〇円以上の方の人数をグラフ化しています。年収四〇〇〇円は二人、二〇〇〇円が二人、一五〇〇円が三人、一〇〇〇円が一人、九〇〇円が一人、八〇〇円が三人となっています。当時の公務員給与の平均が一九五円です。今の京都府の公務員の平均給与が七〇〇万円といわれています。四〇〇円というのはその二倍強ということで、現在なら年収一、五〇〇万円近くということになります。とすると、年収四〇〇〇円となると一億五、〇〇〇万ということになります。そういう人がいたということです。他の地域と比べて高額所得者の比率がどうなのかということについては資料を把握していないので比較できませんが、少なくとも資力のある方がおられて工場経営をされたり、商売で京都市内に進出されたりする方があったということです。つまり預金する人があり、資金を必要とする人があったということの証になるだろうと思います。

そういう状況で明治三一年に、大蔵省に銀行免許を申請してその認可の通知をうけます。一八九八年（明治三一年）一二月に明石民蔵ら一一人で合資会社柳原銀行として申請し、翌年六月一五日に認可を受けて発足しています。当初約十年間は旧の銭座跡村、現在の下之町に店舗を構えていたようです。

ちなみに、現存の建物は明治四十一年完成です。本店建物の棟札は明石民蔵が書き上げたものです。「明治四〇年六月吉祥日、設計人吉川吉之助」とあります。この吉川吉之助という人物は、銀行の大口融資先であった稲荷調帯株式会社の専務取締役と同一人でした。また、出資者の記念写真が資料にありますが、多分、設立後十年にして新しい本店建物が完成し、営業も軌道に乗ったことで、翌年に出

資者一一人で伊勢に記念旅行をしたのでしょう。なお本店建物を河原町塩小路の南西角に移転した後、設立当初の本店舗を明治四十一年から三年間、下之町支店として使用しています。ただその店舗跡地は確認できていません。

では、年表をご覧下さい。安政五年、一八五八年から一八六九年までの十数年間にこの柳原町が繁栄の極度になったということですが、一八八一年から一八八七、八年ごろまで非常に経済的に苦境に陥りました。ところが明治二〇年代からデフレが終わって経済成長が軌道に乗り始め、一八九四年に日清戦争が起こります。その中で好景気になります。軍隊で靴など皮革製品を多用します。特に軍靴の需要が非常に大きいものがありました。明治二〇年代後半にいたって、この町内に経済的な回復が訪れます。全国的にも清国からの賠償金、国家予算二年分にも値するような賠償金がもたらされて全国的にも好景気になります。こういう状況が日露戦争後まで、十数年持続します。二つの戦争のなかで、皮革、履物の需要が大きく盛り上がります。そういう背景のなかで、銀行設立がされたということです。

では、リーダーとしての明石民蔵のプロフィールですが、明治初年に柳原町の職員として勤めます。当時の村長は桜田儀兵衛でした。そのもとで仕事をしていました。後に町長として行政手腕を振るうのですが、同時に銀行頭取としても企業経営者としても活躍をしました。非常に有能な人でした。この人のもう一つのプロフィールの大きなものは、部落改善運動の論客であったということです。資料をご覧下さい。部落自主改善運動の機関誌であります『明治之光』、これは大正二年に発刊されるのですが、ここでいろんな論稿を展開しています。彼によれば、「世の進運に遅れず」つまり、経済的に自立をめざし、発展をめざして明治の近代化に乗り遅れないようにしようということです。そのことで、「旧来の陋習」つまり江戸時代の差別制度、江戸時代から続く世間の差別意識を打ち破っていこうというわけです。明石民蔵が銀行を作ったということは銀行を頂点にし、中核にして町内の産業振興を図る、そして、経済発展を図る、町政の拡充を図る、そして世間に対してこれを訴えていく、世間に伍していくという考えで一貫して取り組んでいったということです。資料に『明治之光』に載った「腕（かいな）」という若林弥平次の論文をあげています。主旨は、どんどん新しい産業や商業に取り組もう、経済を発展させて世間にもっと進出していこうと

いう論調です。『明治之光』の論調が大体このような主張でした。

銀行の話に戻ります。資料をご覧下さい。柳原銀行のその後の展開について、資本金・預金高・純益金等の推移を見ながら考えます。銀行の盛衰はひとえにこの地域の産業・商業の推移と軌を一にします。資本金は明治三二年から四四年までは二二、〇〇〇円のままです。四五年から資本金を増額して、二七、五〇〇円、三二、五〇〇円、四二、五〇〇円というように増加してきます。大正九年から突然増えていきますが、この時柳原銀行が山城銀行と名前を変更します。組織変更をします。それで資本金が突然増えることになります。預金高ですが、明治三五年には七〇、〇〇〇円という報告があります。現在の三〇億円くらいになります。三六年、七八、〇〇〇円、明治三七年から四三年まで数値が途切れています。明治四四年は二五四、〇〇〇円です。これは約五〇億円になります。明治四五年に二三六、〇〇〇円、約二〇、〇〇〇円減額です。大正二年には二一八、〇〇〇円、大正三年には一九〇、〇〇〇円、大正四年には一六〇、〇〇〇円と五年間で九〇、〇〇〇円ほど減額しています。この明治四四年から大正六年の間に銀行経営の状況は悪くなっています。預金の流出が起きています。

ここで、この頃の大口融資先の検討をしてみたいと思います。資料の表をご覧下さい。左から稲荷調帯株式会社、京都皮革株式会社、大正皮革調帯株式会社です。稲荷調帯株式会社は一九〇七年の設立です。専務取締役が先ほどでてきました吉川吉之助、取締役に明石民蔵の名が出ています。京都皮革株式会社の設立は一九一一年です。役員のうち明石民蔵と前田治之助だけが柳原町の人です。部落外の人たちが出資、経営参加をしているということです。一九一二年に解散となっています。大正皮革調帯株式会社は一九一二年一一月設立となっています。つまりこの稲荷調帯株式会社と京都皮革株式会社を大正皮革調帯株式会社に合併したということになります。取締役の何人かは横滑りをしています。資本金も増額しています。二つを合併してより業態を大きくしたということだと思います。実際には当時の新聞記事とかからわかることは、資本金一〇〇万円なのですが、実際にはその二割くらいしか振り込まれなかった、当初から資本不足に陥ったということです。なぜ資本不足に陥ったのか、振り込まれなかったのかということで

すが、これについては、調帯というのは工業用のベルトなのですが、調帯の需要が実際には減退するということです。日清・日露の時をピークとして皮革の需要が三分の一になります。こういう時期に大きな会社を設立して出資を働きかけて了解を取り付けたのですが、実際には経済状況の変化の中で出資金が振り込まれなかった可能性が大きい。世間がデフレになり、皮革需要が減退している状況でした。この会社の将来に出資者が不安を覚えたということだと思います。柳原銀行は稲荷調帯株式会社に対して、一〇、〇〇〇円、大正皮革調帯株式会社に対して二〇、〇〇〇円の大口出資をしていた、そしてこれが最終的に焦げ付くということです。預金残高が二〇〇、〇〇〇円をきる中で一割が不良債権化するということです。非常に大きな痛手です。こういうことが明治の末から大正の初めにかけて危機的な状況として訪れたということです。資料の表にありますように取締役、監査役が次々変わります。明石民蔵も監査役に二ヶ月しか着いていません。この間、大正二年に広島市内に営業所を設立して販路開拓するなど一定の努力はしていたようです。しかし、状況は好転せず、大正四年十一月に至り会社清算を決議をするのですが、最終的には大正六年に破産宣告を受けます。この時期、柳原銀行の貸出残高が大正三年から四年にかけてちょうど二五、〇〇〇円ほど減額しています。そのうち大正皮革調帯株式会社の債権が二〇、〇〇〇円ですから、大正皮革調帯株式会社への貸し出し金を不良債権として、先に減損処理をしたと考えられます。

資料の表は柳原銀行の経営状態を、当時の京都銀行集会所（現在の京都府銀行協会）に加盟している銀行の預金残高と比較をした表です。明治四〇年からの不況、大正四年までのデフレの中で、銀行集会所としても横ばい状態でした。預金が増えない、景気が悪いということです。柳原銀行はその中でも減らしているということです。集会所加盟銀行は一九一四年からは少しずつ上向いていくのですが、柳原銀行は一九一七年まで減り続けます。一九一一年以降、一九一七年までずっと経営的にしんどい状況が続いていたと考えられます。その端緒となったのが、稲荷調帯株式会社、京都皮革株式会社から、大正皮革調帯株式会社への融資金の焦げ付きだったということです。

次に、この町内の商工業者の状況ですが、履物産業もこの明治四〇年代から大正はじめまで非常にデフレ状況でし

んどい状況だったといえると思います。社会全体の不況下、そして、融資先の焦げ付き、町内の履物等の商工業の停滞といったことが銀行の苦しい状況の背景にありました。

ここで全国の経済状況をみていきます。資料の「明治中期～昭和初期の卸売物価指数」です。左端は一八八七年です。右端は太平洋戦争勃発時になっています。松方デフレの終了から明治四〇年までの二〇年間、ずっと安定成長を続けています。日露戦争が終わってしばらくしてから不況に入ります。大正四年頃まで景気が悪くなり物価が上がらない状況になります。これが約七、八年続きます。先ほどの柳原銀行の預金高のグラフも大体これに合致しています。大正四年に第一次世界大戦が勃発してから急成長にいたります。この急成長の中で柳原銀行の組織変更が打ち出されてきます。しかし大正九年に物価指数ががたっと落ちます。第一次世界大戦が終了してから、最近リーマンショックというのがありましたがまさにそういう状況でした。急激に景気が悪くなるという状況でした。ですので、大正九年に柳原銀行は銀行の規模拡大を図るのですが、図った直後にこの長期不況が訪れます。それが非常に長く続いて、昭和六年まで続きます。約十年間です。現在で考えるなら、一昨年にリーマンショックがあって、中小企業の発注が一〇分の一に減ったりするような状況がありましたが、これがずっと七、八年も続くと考えたら想像できるでしょう。

そうした中で、柳原銀行から山城銀行への転換、地元である崇仁の状況がどうなっていくのかをこれからお話します。大正七年から九年がどのような状況であったのかということですが、年表を参照して下さい。大正四，五年から景気が良くなって、戦争による好景気が続きます。その第一次世界大戦が大正七年に終了します。そしてその翌年あたりから恐慌が始まります。大正九年から東京証券取引所の株が暴落し始めます。そういう中で、大正七年に米騒動が起こります。この米騒動の原因は好景気の最中で起こります。それは何故かといいますと、物価が急激に上がるわけです。物価が上がった時に困るのは、給料生活者、職業が不安定な貧困層です。逆に物価が上がって潤うのは、物を作っている人、物を販売している人です。貧困層にとっては大打撃になります。たとえば米価が半年ほどで三倍になっています。資料にあります「転換点としての米騒動」

というのは、明石民蔵を中核とする自主改善運動、部落の経済発展によって差別観を打破していくという行動が転換点を迎える、限界に達する、敗北をするという状況になります。転換点として米騒動を考えられると思います。柳原町はこの年京都市に編入して東七条となるのですが、東七条の住民が多数逮捕されるということが繰り返し新聞報道されます。この前後に、この町内で経済を支えてきた商工業者が町外へ一気に流出していきます。そして逆に貧困層がどんどん滞留し、流入するという状況になります。何故、大正七年四月に京都市に編入したかといいますと、市町村合併を国が推奨したということもあるのですが、小さな町、村は独立して自治を継続・維持できなくなったということです。そういったことが経済的な明治四〇年以降の不況が続く中で生じてきます。柳原町も税金の滞納がどんどんおこってきます。町政を維持できなくなって京都市への編入ということになります。地方自治体としての柳原町が崩壊していくということです。そして一般社会との格差も決定的になっていくということです。そして米騒動が起こって「昭和の差別構造」、これは私が勝手にいっているのですが、明治の終わりから大正、そして米騒動を転換点として新たな差別の構造、概念というものが生じて来るのではないかということです。それは自主改善運動の終焉であり、水平社の結成につながっていくということです。自主改善運動が立ち行かなくなって、崖っぷちとしての水平社の結成であり宣言であったろうと思います。柳原町の商業者の市内進出の一覧の表をご覧下さい。明治三六年頃と大正七，八年の二つの時期に集中しています。ここに出ている商店主の住所は全部柳原町ではありません。京都市内に移転しています。明治三六年に一部の人が出て行っているのは景気が良くなって移っているのですが、大正七，八年は景気がいい時期ではなく、この町の状況が非常にしんどくなってきている時で、町中での商売が立ち行かなくなっているそういう状況下での市内進出、というより市内への逃避、流出といえると思います。

さて、柳原銀行から山城銀行に大正九年に転換したのですが、山城銀行に転換して預金額が十倍近くに増えます。その預金高が増えるのは、町内の人々の預金が増えたということではなくて、京都市周辺部、あるいは東京にある大きな会社といったところから預金を集めたということです。そういうふうにして銀行の拡大を図りました。大正九

年の時には柳原町にあった銀行の存在意義はすでに失われてしまったということです。この山城銀行になって本店を四条西洞院西入ル傘鉾町に移転しました。旧柳原銀行の本店舗は塩小路支店とします。そのあと、七条油小路の角に七条支店を設けます。さらに向日市に向日町支店をつくります。昭和二年三月の取り付け騒ぎのとき、どこで起こったのかというと、塩小路支店でした。乙訓支店、本店については確認できません。昭和二年三月に取り付け騒ぎがあって、預金が一三〇万円あった中から三日で二〇万円が流出します。今の貨幣価値でいえば二〇万円は二〇億から二五億になります。それから三日後に休業に追い込まれ、そのままその年の九月に破産宣告を受け、幕を閉じました。

幕末から明治にかけて日本が近代化していくのと軌を一にして、この町内でも非常に経済的な努力をしてきました。その中核にあったのがこの柳原銀行であり、またその中核にいたのが明石民蔵でした。その背景としてはそれだけの経済力があり、町の人々の色んな取り組みがあったといえます。経済力をつけ自ら近代化をはかることで世間に伍していこうとした、差別を打ち破っていこうという運動が起こってきたということです。明治後期以降に訪れる不況、米騒動、それをきっかけとして富裕層が流出していく中で、町内経済が衰退していきました。そして戦争をはさんで戦後の部落解放運動につながっていくと考えられます。

部落史を考える視点として柳原銀行の設立と消滅をとおして考えられることは、一つは、歴史が下るとともに人の暮らしはよくなっていくのか、ということです。歴史を見るときに世の中はだんだん良くなっていくというふうに思いがちです。しかし、はたしてそうなのか。たとえば同和対策事業があって今日に至っているのですが、改良事業も行われていますが、明治時代の明石民蔵らが走り回って、町政を近代化していこう、商工業を盛んにしていこうとし、結果としては壁に当たっていくのですが、その頃の人びとの心意気と戦後の状況を比べてどうなのか、考えてみる必要があるのではないか、崇仁地域以外をみても、農村・山村など限界集落といわれたりしていますが、近代化とともに暮らしは良くなっているのかを考えて見る必要があります。

あと一つは、明治以降、部落差別がしだいに解消に向

かってきたのかということです。

私は、明治以降、特に大正後期から昭和を通じて差別はその実態も意識も却って悪化してきたのではなかったかと考えています。明石民蔵が繰返し非難し、抗議にも出かけて「人々が我らの旧称を敢えて使用し差別することが止まない」と指摘している世間。「中でも小官吏がそうした偏見を平気で撒き散らす悪弊は特に影響が大である」と嘆かざるを得ない状況が続いていたのが、近代であると思います。柳原銀行の歴史を見ていくとき、多くの部落外の企業家等や有力者がつながり関わっていたことも分かってきました。その人たちは、差別をするのではなくて、仕事として平等・公平に関わろうとしていたようです。中にはそうした前時代の差別を引き継ぐことに対して反対の立場を明確に打ち出す人々もいたようです。しかし、そうした人々の動きや姿も次第に見えなくなってしまいます。周りからとやかく言われたりする事も増えていたようです。そうしたなかで、昭和の時代以降には、差別はますます強まっていったといえるのではないでしょうか。部落差別に関しては、江戸より明治、明治より大正、大正より昭和と、次第に緩和してきているのではなく、昭和という時代が最もひどくなっているのではないかと考えています。

さて、初めのところに話を戻しますが、同和問題ということを私が四〇年以上も前から考えてきて、一面的なものの見方を覆していきたい、投げ返していきたいと取り組んできました。その一つのテーマがこの柳原銀行のことで、今日お話させていただいたことです。

西暦・年（元　号）	事　　項（＊は柳原銀行等関連事項を示す）
１８５３（嘉永６）	アメリカ東インド艦隊（黒船）来航
５４（安政元）	日米和親条約締結（大老井伊直弼）
５８（安政５）	日米修好通商条約締結（他４か国）
	諸物価高騰、この頃より「尊皇攘夷運動」盛んになる
６４（元治元）	池田屋事件・金門の変　　＊「安政巳来漸次盛ン二シテ、慶應ヨリ明治初年頃ニ至リ其ノ極度トモ云フベキ有様」
６７（慶応３）	11月　大政奉還
６８（明治元）	１月　鳥羽伏見の戦　　＊六条村・銭座跡村・大西組,本村の大仏柳原荘本村より村政委譲され「柳原荘」となる
６９（明治２）	５月　東京遷都
７１（明治４）	５月　新貨条例布告（金本位制－円・銭・厘の採用）
	８月　太政官布告４４８号（解放令）（府庁御用・無税地・門芸等廃止）
	廃藩置県
７２（明治５）	３月　土地売買解禁
	12月　国立銀行条例公布（最盛時１５３行が紙幣発行）
７３（明治６）	７月　地租改正条例公布
７７（明治10）	９月　西南戦争終結　　以後物価高騰、インフレが続く
８１（明治14）	10月　松方正義大蔵卿に就任（松方財政の始動）
８２（明治15）	６月　日本銀行条例公布　「国立銀行紙幣整理」（デフレ政策開始）
	以後いわゆる「松方デフレ」が続く
８４（明治17）	10月　秩父困民党事件　　＊「同十三・四年頃ヨリ衰微ノ兆ヲ顕シ十七・八年ニ至リ甚敷惨状ヲ見ル」
	この間零細農民・零細商工業者の疲弊拡大
８９（明治22）	４月　市町村制施行　　＊柳原荘より柳原町となる
９３（明治26）	７月　銀行条例・貯蓄銀行条例施行（最低資本制限なし）
９４（明治27）	８月　日清戦争起こる
９５（明治28）	４月　日清戦争講和　　◎この年企業設立ブーム起こる
	10月　清国よりの賠償金受領始まる(計３．６４億円)
９８（明治31）	２月　京都同盟銀行集会所設立
９９（明治32）	＊６月　柳原銀行設立認可（前年12月申請）
１９０１（明治34）	12月　日本の銀行数のピーク（全国で１８９０行）
０４（明治37）	２月　日露戦争起こる　　２月以降 戦争国債大量発行(翌年７月まで４回計４．８億円、英貨建て債４回計８．２千万ポンド)
０５（明治38）	９月　日露休戦協定調印
	◎再び企業設立ブーム起こる
０７（明治40）	１月　東京株式市場暴落（戦後恐慌の始まり～４１年）
	２月　名古屋方面で銀行取付け騒ぎ
	＊11月　稲荷調帯KK設立～柳原銀行融資　　＊柳原町商工会設立
０８（明治41）	２月　再び弱小銀行の取付け騒ぎが頻発（７月まで続く）
	以後翌年まで銀行動揺続く（弱小銀行の取付け騒ぎが頻発）
０９（明治42）	５月　公定歩合引下げ（低金利政策の開始）
１１（明治44）	＊１月　京都皮革KK設立～柳原銀行融資
	９月　公定歩合引上げ（低金利政策終了）
１２（大正元）	＊11月　大正皮革調帯KK設立～柳原銀行融資
１３（大正２）	＊２月　柳原町同志会結成（会長　明石民蔵）
１４（大正３）	７月　第１次世界大戦起こる
	＊柳原銀行，延滞債権２万円欠損処理（５分減配）
１５（大正４）	＊４月　大正皮革調帯KK清算決議（～１７年１月破産）
	戦争景気により物価高騰し始める（大４～９年で約３倍弱に）

１７（大正６）　11月　ロシア１０月革命（ソビエト政権）起こる
１８（大正７）＊４月　１日付　柳原町、京都市に編入（下京区東七条町となる）
７月　米価暴騰、富山県で米騒動起こる　８月以降全国各地に広がる
＊京都での米騒動で柳原町（東七条町）より多数の逮捕者報道
11月　第１次世界大戦終わる
１９（大正８）　７月　各地で賃上げ争議相次ぐ
２０（大正９）　３月　株価暴落、戦後恐慌の始まり
４月　銀行動揺広がる（各地で預金取付け発生）商品市場も急落（立会停止）
日銀特別融通実施
＊６月　明石民蔵死去（享年６４歳）
８月　銀行条例改正（合併手続きの簡素化）
＊８月　柳原銀行、山城銀行に改組（資本金162,500円に増資）
＊９月　本店を下京区四条通西洞院傘鉾町に移転、旧本店は塩小路支店とする
11月　再び東京方面で銀行動揺（預金取付け）
この年の日銀特別融通、合計２億４千２百万円
２１（大正10）　この年、銀行動揺ようやく治まる
＊　山城銀行、向日町に乙訓支店設置
２２（大正10）　２月　大阪石井商店の倒産で再び銀行動揺広がる
11月　日本積善銀行（京都）休業、全国で多数の銀行が休業に至る
１９２３（大正12）＊　山城銀行、七条支店設置（下京区七条通油小路）
９月　関東大震災発生
日銀特別融通（震災による手形割引損失保障）の開始
＊12月　東七条水平社結成
１９２４（大正13）　この年、震災による不況で関東方面の銀行休業多い
＊　KK桑船銀行（本店　南桑田郡亀岡町　資本金50万円）をKK園部銀行より買収し系列化
12月　大蔵省、銀行の合同整理を指導強化
１９２５（大正14）　震災による不況続く（震災以降、不況下のデフレが進行～昭和６年迄）
この年、銀行の合併・合同急増
１９２６（大正15）　銀行の合併・合同続く（貸出超過の銀行増加）
１９２７（昭和２）　３月　15日、東京渡邉銀行休業（預金取付けによる）昭和金融恐慌の始まり
＊　19日、山城銀行休業（16日より塩小路支店にて取付け始まる）
以後、各地で銀行の休業続く
12月　昭和銀行設立（休業銀行の業務引継ぎ）
１９２９（昭和４）　10月　ニューヨーク株式市場暴落（世界恐慌の始まり）
１９３１（昭和６）　９月　柳条溝事件（満州事変）惹起

『増補改定日本金融年表』日本銀行金融研究所　１９９３　及び　『柳原銀行とその時代』―崇仁地区の文化遺産を守る会編　１９９１　所収の［崇仁地区年表］をもとに作成

柳原銀行とその時代

京都部落問題研究資料センター
2010年度部落史出張講座
（6月11日　崇仁コミュニティセンター）

重光　豊
（元柳原銀行記念資料館企画運営委員）

柳原銀行　移転前建物
～河原町塩小路旧所在地の写真～

柳原銀行記念資料館常設展図録　2001．9　表紙写真より転載

アンチテーマとしての柳原銀行

- 「これまで持っているイメージと違う」印象として
  （どこが違うのか？）
- 産業活動の要として
- 町勢振興の中心として
- 経済力を象徴するものとして

近世末～明治維新期の状況
～資本蓄積の状況～

■「安政巳来漸次隆盛ノ域ニ進ミ慶應ヨリ明治六・七年迄ハ其極度トモ云フベキ有様」

『柳原町史』 柳原町　明治20

＊京都の高級履物市場を圧倒するシェアー
＊生産から販売・修理までを抑える
　▸「問屋制家内工業」の形成
＊19世紀以降の都市消費の拡大
＊幕末（安政期以降）の尊王攘夷運動による
人口流入と「京都の物産への慕向」

『都下商工業ノ現況調査書』 京都府勧業課明治十六年

近世末～明治維新期の状況
～資本蓄積の状況～

■「安政巳来漸次隆盛ノ域二進ミ慶應ヨリ明治六・七年迄ハ其極度トモ云フベキ有様」
『柳原町史』 柳原町　明治20

＊京都の高級履物市場を圧倒するシェアー
＊生産から販売・修理までを抑える
▸「問屋制家内工業」の形成
＊19世紀以降の都市消費の拡大
＊幕末（安政期以降）の尊王攘夷運動による人口流入と「京都の物産への慕向」
『都下商工業ノ現況調査書』 京都府勧業課明治十六年

経済危機を乗り越えて
～明治前期の状況～

◆東京遷都による商圏の激減
◆松方デフレによる商品価格長期下落
「同（明治）十三・四年頃ヨリ衰微ノ兆ヲ顕シ、十七・八年ニ至リ甚敷惨状ヲ見ル」
〔『柳原町史』 同 〕

◇経済的停滞の打開を目指して
◇産業振興による地位向上～実質的な市民権の向上と主張のために

京都市域の人口変動

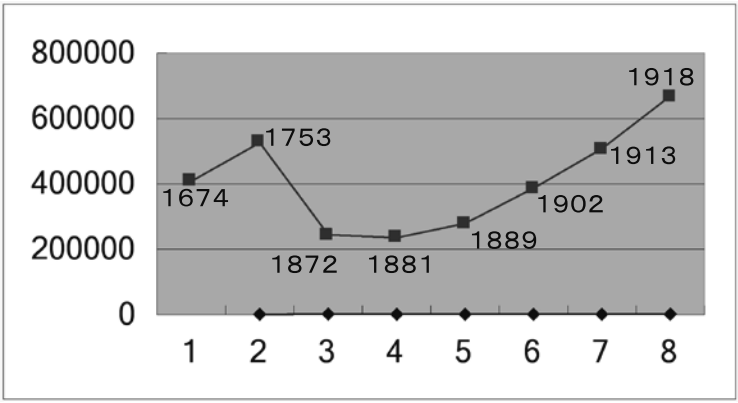

『京都の歴史』第8巻　学芸書林　より作成

柳原町内の工場　（職工数5人以上）

『明治42年工場通覧』 農商務省工務局編より作成

番号	工場名	創業年月	製品種類	職工数 男・女	動力
1	田村製革場	明治2年2月	靴	15 ・ ー	
2	吉岡工場	3年5月	爪掛	10 ・ 1	
3	柏原工場	17年5月	靴	11 ・ ー	
4	成瀬工場	18年3月	向掛	7 ・ 4	
5	牧野工場	同 4月	爪掛	5 ・ 1	
6	丸本工場	19年2月	鼻緒	3 ・ 2	
7	山田工場	同 3月	爪掛	16 ・ ー	
8	吉村工場	同 同	下駄	5 ・ ー	
9	吉村工場	23年1月	下駄	6 ・ ー	
10	明石工場	24年11月	履物表	5 ・ ー	
11	松下化製場	28年5月	牛皮	8 ・ ー	
12	家村化製場	同 6月	鹿革・毛皮	7 ・ ー	
13	玉置化製場	同 7月	鹿革	5 ・ ー	
14	柏原工場	30年4月	雪駄	12 ・ ー	
15	山本工場	同 11月	履物表	6 ・ ー	
16	若林工場	38年3月	鼻緒	7 ・ 1	

主な柳原町の商業者

商店主名	販売品目	店舗所在地
A	履　物	七条烏丸
B	料理業	油小路七条
C	同	七条停車場前
D	西洋料理	河原町夷川
同	牛乳販売	同
同	牛肉販売	同
E	同	大宮上立売
F	同	新京極三条
G	同	三条大橋東
H	メリヤス	不明門松原
I	味噌・醤油	七条停車場前
J	同	同
K	靴	新京極三条
L	同	寺町五条
M	同	寺町三条
N	同	四条小橋
O	仏 具	御幸町五条
P	同	油小路魚棚
Q	同	七条烏丸

明治三六年版『京都商工人名録』より作成

柳原町の高額所得者調べ（明治42）

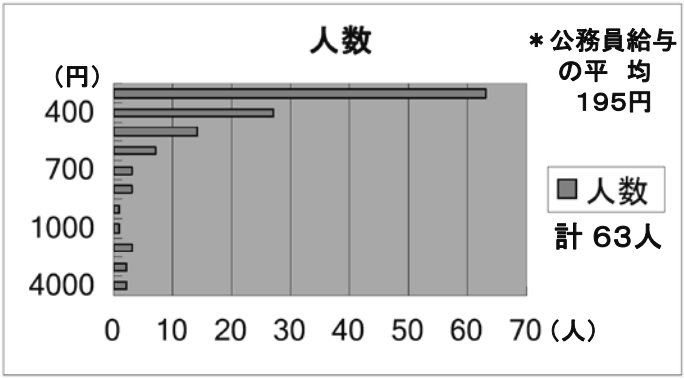

『京都府六郡資産家一覧』 明治43年　より作成

柳原銀行認可免許「通知」

柳原銀行設立認可通達
（京都府立総合資料館蔵）1899(明治32)年

1898(明治31)年明石民蔵ら11人が合資会社柳原銀行設立認可を大蔵省に出願したのに対し、翌1899(明治32)年6月15日、大蔵省より認可された。資本金22,000円（現在の4億4000万円ほど）、頭取・明石民蔵、営業担当・桜田儀兵衛、明石周次郎、元村喜三郎。

柳原銀行は当初、設立者を中心に町内の資産家の資金をもとに営業を始めたが、次第に多くの人々の預金を得て、明治40年代頃には25万円（現在の約50億円）ほどの資金量があった。そして、これを同じ町内の事業者や起業をめざす人に、運転資金・事業資金として融資していた。この融資をもとに、多くの人々が町内での事業にとどまらず、より広い商圏を求めて京都市中へと進出していったのである。

柳原銀行の設立は、町内の産業の育成・振興をはかり、そうすることで、明石の言葉をもって言えば「世の進運に遅れず、外は貧窮の消害を破り、いわば部落の解放を成し遂げようとの強い意図が根底にあった。

柳原銀行記念資料館常設展図録　2001．9　p3　図版より転載

柳原銀行出資者記念写真

柳原銀行出資者
伊勢旅行記念写真
（当館蔵）1909(明治42)年

崇仁学区の旧家から発見され、柳原銀行記念資料館に寄贈された。

写真は、伊勢旅行を記念した時のものである。出資者のうち、顔と名前が一致しているのは現在3名だけで、後列向かって右から2人目が明石民蔵、前列左端が柳原町の出身で柳原小学校長を長く勤めた玉置嘉之助、右から3人目が2代目桜田儀兵衛(繁松)である。

柳原銀行記念資料館常設展図録　2001．9　p4　図版より転載

柳原銀行旧本店建物棟札

柳原銀行棟札
（当館蔵）1907（明治40）年

この棟札は、河原町通蛸小路にあった柳原銀行の解体工事の時に発見されたもので、この棟札により建物は1907（明治40）年6月に竣工したことがわかった。設立から8年後ということで、経営が順調になった時期に社屋を建てたものと考えられる。

なお、設計者・吉川吉之助は、柳原銀行の大口融資先であった福助調帯株式会社の専務取締役を勤めていた。

柳原銀行記念資料館常設展図録　2001．9
p3　図版より転載

銀行経営の中核～明石民蔵

明石 民蔵　1856（安政3）年4月7日～1920（大正9）年6月6日

山城国愛宕郡柳原庄内銭座村（後の京都府乙訓郡柳原町（現・京仁地区）一に生まれる。

幼少の頃は不明だが、履歴書によると、18歳で地租改正土地事務に従事し、町会議員等を経て37歳の時、柳原町長に当選している。

明治維新後、衰退する町を自らの資本と力で産業を発展させ、部落の解放を成し遂げようとの情熱から合資会社柳原銀行を創設した一人であり、事業家としても意欲を燃やし、京都皮革株式会社や大三皮革製造株式会社を設立した。

さらに自主的改善運動のリーダーとして活躍。部落民が主体の運営体の結成をめざして、1913（大正2）年に柳原同志会を組織、また大和同志会の機関誌『明治之光』のスポンサーでもあった。1914（大三3）年、再度町長に就任（1915年12月勇退）。

晩年の1918（大正7）年、愛宕郡田中村の田中琉友変学校教育補助頓母子講が経営難に陥った際、明石はその整理に当たり全財産を失った。この不幸にも関わらず、翌年同情融和大会に出席、差別語使用禁止などを内務省、陸軍省、文部省等へ陳情、京都府議会にも産婦芝（全国水平社初代執行委員長）らと部落改善費を請願し、最後の方を振り絞った。

柳原銀行記念資料館常設展図録　2001．9　p1　図版より転載

リーダーとしての明石民蔵

- 明治初年期より柳原町職員として経歴
- 柳原町長として
- 柳原銀行頭取として
- 企業経営者として
- 自主改善運動の論客として
- 運動雑誌「明治の光」の論調

明石らの思想と行動

明治20年代後半からの好況による社会経済全体の発展に乗り遅れることなく、柳原町内の産業の育成・振興をはかり、明石のことばをもって言えば、「世の進運に遅れず、外は舊来の陋習」(『明治之光』第二巻三号)を破り、もって部落の解放をなし遂げようとの強いおもいがあった。

明治維新後も、部落民に対して、「世人皆……脳裏に尚ほ徳川時代の残夢を存するを以て、強て新名称を附し、吾人同志の前身を標榜し、或は侮辱し、或は擯折」(前掲『明治之光』)するようなことが続いており、その上、経済的に「衰微ノ兆ヲ顕シ」、町内の貧困層が増大し、彼らの生活が「甚敷惨状」を見せ、ために「学術・技芸・風俗・言語の改良遅々として世の進運に伴は」ないことに対する強い危機感があった。部落に独自の金融機関を設立なさしめたのは、このように、自らの資本と力で町内の産業を発展させ、それをもとに、各種の改良事業を進めたいとの明石民蔵らの強い意志と情熱が大きくはたらいていた。

同人誌『明治之光』の論調
大正2年8月の投稿

腕

若林彌平次

『明治之光』は部落改善運動の全国機関紙として大正2年奈良県にて創刊。部落の経済力向上等によって差別を打破しようとする論調が多く謳われた。

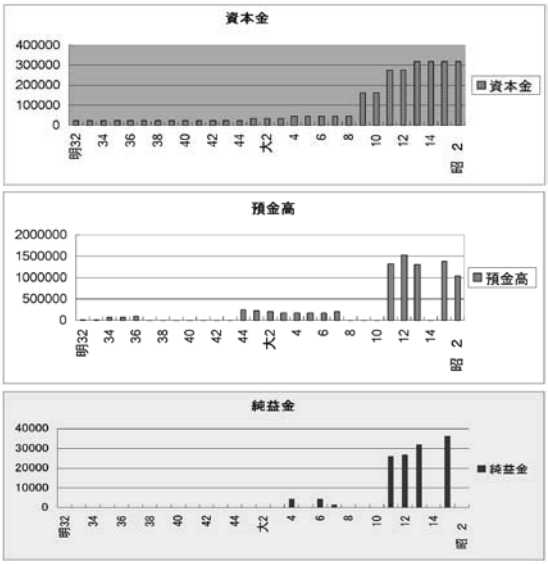

・資本金
・預金高
・純益金
の推移

＊ 明治32～44は『日本全国諸会社役員録』産業興信所 明治33～45で作成
＊ 大正2～昭和2は『大蔵省銀行局年報』大2～昭2所載「全国各銀行営業報告要領」より作成
■棒グラフの空欄は報告または数値記載がない

資本金・預金高の推移（再掲）

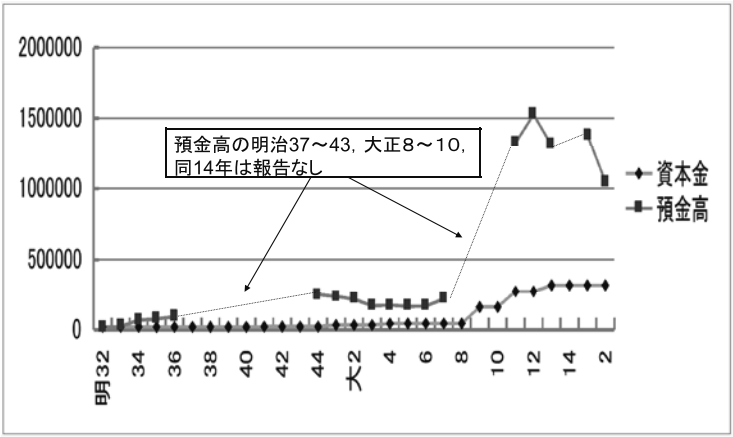

大口融資先～京都皮革（株）

4

京都皮革(株)工場
上棟式記念写真
（当館蔵）1911(明治44)年

京都皮革株式会社は、木村長らを取締役、明石民蔵らを監査役に、1911(明治44)年設立された。

町内の産業振興をめざすもので、柳原銀行も積極的に融資を行ったが、業績がふるわず、1912(大正1)年に稲荷調待株式会社と合併し大正皮革調帯株式会社に改組したが、翌年倒産した。

写真は京都皮革(株)工場の上棟式で、前列右から4人目が明石民蔵。

柳原銀行記念資料館常設展図録　2001．9　p4　図版より転載

柳原銀行の大口融資先の検討 1

社名	稲荷調帯株式会社	京都皮革株式会社	大正皮革調帯株式会社
所在	紀伊郡深草村	紀伊郡稲荷町	下京区塩小路堀込
設立	1907年11月	1911年1月	1912年11月
資本金	10万円（払込高2万5千）	20万円（払込高8万）	100万円（払込高25万）
役員	取締役 吉川吉之助 大津市膳所	社長 木村良 下京区醒井万寿寺	社長 木村良 下京区醒井綾小
	取締役 門田角太郎 下京区西九条	常務取締役 谷川虎之 愛知県豊学校	取締役 尾崎潔次 紀伊郡深草村
	同 明石民蔵 紀伊郡稲荷町	取締役 山口隆 下京区新町五条	同 中路福太郎 葛野郡川岡村
	同 今村大吉 同 伏見町	同 支配人	同 鈴鹿甚三郎 紀伊郡稲荷町
	監査役 尾崎潔次 同 深草村	取締役 前田治之助 同 稲荷町	監査役 高橋眞治郎 同 伏見町
	同 山崎政二 下京区大和大路三条	監査役 津田丑太郎 葛野郡川岡村	同 明石民蔵 同 稲荷町
		同 長谷川雅吉 下京区富上西洞	同 安良藤吉 同 伏見町
		同 明石民蔵 紀伊郡稲荷町	支配人 前田治之助 同 稲荷町
		支配人 前田治之助	
		主事 小磯清太郎	
その他	大阪出張所 北区梅田新道		支店 広島市紙屋町
備考1	1909年1月 現在	1912年1月 現在	1912年1月 現在
備考2	1912年 解散	1912年 解散	1917年 破産

＜右　表＞
稲荷調帯KK・京都皮革KK・大正皮革調帯KKの対照表

『柳原銀行とその時代』 p133より転載
元表は『日本全国諸会社役員録』
商業興信所　1909,12,13年より作成

柳原銀行の大口融資先の検討　2

【大正皮革調帯株式会社】大正元年11月27日設立

- 本社・工場　京都府紀伊郡柳原町字八条坊門下4番地他
- 事業内容　製革調帯及びその他の加工販売
- 資 本 金　50万円（1株50円）同 払込額　25万円
  - ＊大正 2. 3.29　支店設置　広島市紙屋町18－2
  - ＊大正 2.11.28　同　廃止
  - ＊大正 4.11. 2　臨時株主総会　解散決議
  - ＊大正 6. 1.16　破産 京都地裁民事部 午前9時35分 宣告

＊大正皮革調帯の登記原本より作成

＜ 役員等の異動 ＞

	大元11	大2. 1 . 29	大2. 6～7	大2. 9 ～10	大2. 11 ～3. 4	大3. 5～	大3. 7 ～4. 11	大4.11 精算人選任
取締役	木村 良	→	→	森田 茂	→	→	→	朝岡善弥
同 上	西村金三郎	辞任	田淵哲男	→	辞任	大嶋太助	→	鈴鹿甚三郎
同 上	尾崎 潔次	→	高橋眞治郎	小杉亀吉	→	→	→	西村金三郎
同 上	中路福太郎	→	→	熊谷直隆	→	→	→	北島浅太郎
同 上	鈴鹿甚三郎	→	前田治之助	→	辞任	朝岡善弥	→	大正5. 1～
同 上						津田丑太郎	→	清算人変更
監査役	高橋眞治郎	→	尾崎潔次	堀 弥七	→	→	→	北島浅太郎
同 上	明石民蔵	→	左納巌吉	辞任	→	清水泰三	辞任	堀 弥七
同 上	→	安良藤吉	→	→	退任	→	西村参之助	西村正太郎
								吉倉佳三郎

柳原（山城）銀行と京都集会所加盟銀行の預金残高指数の伸び

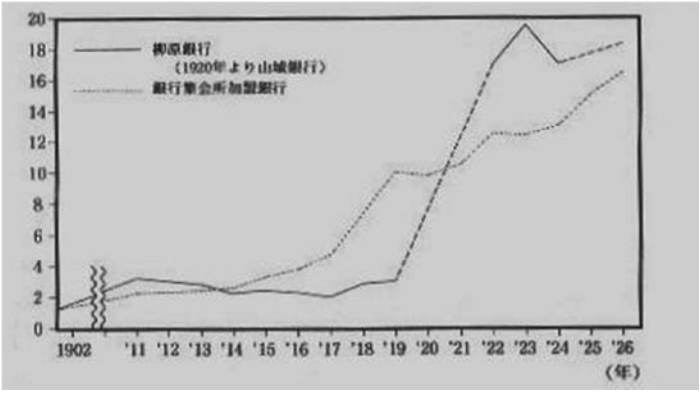

『柳原銀行とその時代』p1313より転載
元表は『銀行通信録』東京銀行集会所、『銀行局年報』大蔵省、『日本全国諸会社役員録』 商業興信所　集会所加盟銀行は『京都金融史』高橋真一1925年より作成

明治中期～昭和初期の卸売物価指数

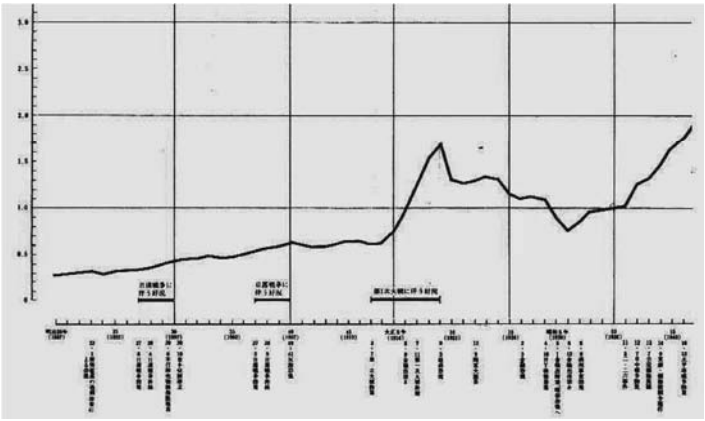

『明治以降卸売物価指数統計』 日本銀行調査統計局　昭62．9

山城銀行に対する預金返還訴訟記事

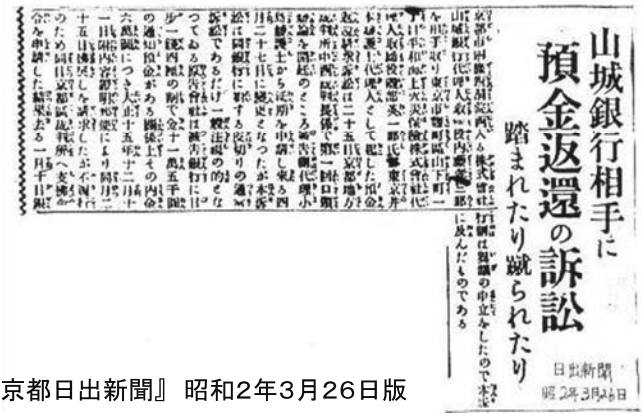
山城銀行相手に
預金返還の訴訟
踏まれたり蹴られたり
日出新聞
昭2.3.26

『京都日出新聞』 昭和2年3月26日版

山城銀行の破産公告記事

破産宣告
京都市下京區四條通
西洞院西入金鉾町
債務者株式會社山城銀行ヲ破産
者トス
一破産管財人京都市上京區柳馬場
通御池下ル櫻井士川上清、岡市
下京區東洞院錦小路上ル辯護士
三浦光雄
一債權屆出期間昭和貳年拾月參拾
壹日迄
一第一回ノ債權者集會ノ期日昭和
貳年拾月貳拾六日午後一時
一債權調查ノ期日昭和貳年拾壹月
參拾日午後一時
一破產者ノ債務者及破產財團ニ對
スル財產ノ所持者ハ破產者ニ辨
濟チ爲シ又ハ其財產チ交付スヘ
カラス尙破產者ニ對シ債務チ負
擔スル者又ハ其財產チ所持スル
者ハ其旨若シ財產チ所有スル者
カ別除權チ有スルトキハ其債額
チ有スル旨チ昭和貳年拾月參拾
壹日迄ニ破產管財人ニ屆出スヘ
シ
昭和貳年九月貳拾六日午前十時宣
告
京都區裁判所

『京都日出新聞』 昭和2年9月28日版

近代化の進展とともに
～終わりの始まり～

Ⅰ 明治維新～松方デフレ期
京都全体の経済危機とともに
＊商工業の業態転換や町制自治による
自助努力で克服～

Ⅱ 明治中～後期
＊日清・日露戦争後の近代産業勃興期に
追随せんとする「気概と高揚」

Ⅲ 米騒動～昭和恐慌期
＊富裕層の流出と町内経済の崩壊

歴史（部落史）の視点として（1）
～柳原銀行の設立・消滅を通して～

◎ 歴史とともに人の暮らしは良くなっているのか

◎ はたして明治以降部落差別は解消に向かってきたのか

歴史の視点として（2）

◎ 歴史から学ぶことは，その「渦中に身を置く」こと

＊他人事ではなく～現在ならば当事者

◎ 当事者としての態度は

＊その時々の事象を自らの主体性で吟味する

＊情報の吟味と，判断する眼

＊昔も今も風評と嘘に満ちている（情報の透明性）

＜集団ヒステリーとしてのパニック，偏見，差別，戦争＞

柳原銀行社屋保存運動からまちづくり運動
―歴史とまちづくりの交差―

山内政夫

まず、平成二年に作成した地図を使って（地図は省略）崇仁地区の紹介をします。七条通より一本南の通り、高倉通よりも少し西、八条通、鴨川、この四方に囲まれた区域が同和地区に指定されていました。旧の六条村、銭座村、大西組、非人小屋です。一番人口の多い時が一九六〇年代前半で一万人です。平成二年には約三、五〇〇人、一、五〇〇世帯で、その頃から少子高齢化の問題がありました。この当時、塩小路通よりも南部で改良事業が早く進んでいました。しかし、北部の方は商売をされていたり、しっかりした家が多くて京都市もなかなか全体像を示すことが出来ない状況でした。しかもこの地域には、自治連合会、部落解放同盟、全解連と三つの団体がありまして、京都市がいくらこういうことをしたいといっても三つの団体の考えが違いますので、事業が前に行かないという状況がありました。もう一方で、崇仁協議会が京都駅周辺の再開発ということで、京都駅北東の再開発、民間活力の導入、地区指定返上、そういったことをスローガンに活動するということがありました。事業が止まる、運動が停滞する、民間活力導入の動き、と厳しい状況が続いていました。

その当時、私は京都部落史研究所に通っていました。そしてそこでいろんな先生方に出会いました。きっかけは、東九条の実態調査について京都部落史研究所の研究例会に出席して報告してくれということでした。招かれて報告したのですが、とても厳しい批判を受けたのを憶えています。京都部落史研究所では、たくさんのことを学ばせてもらいました。特に部落史の見直しということでは、目から鱗が落ちるような経験を何度もしました。

一九八九年に「柳原銀行保存のためのシンポジウム」を開催しました。全解連の野々口さん、私、京都部落史研究所事務局長の山本尚友さん―山本さんには歴史の話だけではなくて運動論ではかなり厳しく指摘されました―、重光さん、こういったメンバーでした。このような取り組みの仕方は、これまでの仕組みを変えるもので、部落史の研究とまちづくりが交差した歴史的なシンポジウムであったのです。

そして、このシンポジウムは、自治会、全解連、解放同盟にも呼びかけて開催し、京都市も地元も柳原銀行の価値、保存運動の価値を認める中で、この年に京都市が柳原銀行の調査をします。しかし、これが行政の悪いところなのですが、縦割りなんです。柳原銀行のあった場所に国道

が通ることになり、相当早くに買収をされたのです。買収をした部署と建物を建てる部署、調査する部署がばらばらなんです。横の連携がとれていず大変でした。これを残すには相当の予算がかかりますから、買収した部署は残したくない。しかし、文化財保護課は指定する方向でした。結局、平成六年に登録文化財になりました。一九八九年から六年後に文化財登録、その次の年に解体し、さらにその翌年に移築されます。そして平成九年の一一月に記念資料館としてオープンして今にいたります。

資料の「集い」をご覧下さい。これは「崇仁地区の文化遺産を守る会」の機関紙です。創刊号で、一九九二年五月一日の発行です。表紙に町紋が載っています。崇仁小学校にあった明治期の写真に柳原町の町紋を見つけまして、それをこの「集い」のシンボルマークに使いました。由来を読んでいただければ、守る会が何を考えているのか、どういう方向に進もうとしているのかが明確になっています。

「このマークは、明治より崇仁が柳原町といった時代に、町のあらゆる公式の行事の際にもちいられた町紋です。崇仁小学校に残る、明治の「柳原庄校」の入学・卒業式写真の際にも使用されています。今回、『崇仁地区の文化遺産を守る会』のシンボルマークとして使用することにしました。また、崇仁自治連合会、崇仁まちづくり懇談会、七条部落解放史研究会の三団体が力を合わせるという意味も含まれています」。三団体がそれぞれ協力しあうということで崇仁地区の文化を守っていくということです。会則にある目的には「崇仁地区の文化、歴史を掘り起こし、守り、育てそれらを崇仁の住民、京都市民の前に明らかにし、新しい町づくりに寄与する事を目的にする。」とあります。町づくりを念頭におきながら古いものを大事にしようということです。この会にはいろんな人が関わっています。特に人的な支援を含めて京都部落史研究所の存在が大きいと思っています。特に登録文化財として認可を受けるときは研究所の人脈に助けていただきました。さらに、『柳原銀行とその時代』という本を発刊しました。約二〇〇万円位の資金を稼いで運動を展開しました。

次に資料の京都部落史研究所報創刊号の「「京都における部落の歴史」編纂趣意書」をごらん下さい。私はいつも大事にこれを読みます。「歴史全体をとらえきることは私たちが生きている日本をハッキリと知るために不可欠です。このために闇のなかに閉ざされている部落の歴史

を丸ごと取り出してくることがもとめられます」「部落の完全解放をもとめて部落解放同盟の各支部では学習会が開かれます。学習会における切実な願いのひとつは、なぜ差別を受けるようになったのか、これを歴史的に明らかにすることにあります。みずからの先祖について知りたいという意欲はとりも直さず自分自身を確認しようという意欲であり、部落の完全解放をめざす人びとのきわめて重要な要望です」とあります。実際、各支部の多くの人々がこのように熱心に歴史に関心をもっていたのかどうかは疑問ですが、少なくとも私は研究所でたくさんの史料を目にして学びました。それが記念資料館につながっているとすれば、幸いだと思っています。

部落の貧困についていろんな考え方があると思いますが、それまでの「市民的な権利を獲得する」ということが部落解放につながっていくとして、職業・教育・住居といった面から語られてきて、運動が法の施行とともに進展したことは事実です。しかし、その大きな波の中で本当にしなければならないことができたのかということについては疑問に思っています。さらに、柳原銀行記念資料館になぜこんなに熱心に関わるのかということですが、百年前に銀行を作った人のほうが明らかに自分たちの甲斐性で差別に向かっていったのではないかという思いからです。同和事業について、部落解放同盟の京都市協や七条支部で長年活動をした感想からいうと、「物を取る」ということ、例えば奨学金の問題にしても、奨学金を受ける本人が意義や目的を考えるのではなくて、ただ親が金を受取るだけになってしまう、運動の最初の意義はどうなっているのか、という悲しい状況があったのではないかと思います。戦後の同和事業をみると行政依存ということを払拭できない、これを考えた時、もちろん時代的な制約がありますが、百年前の人のほうがしっかりしている、甲斐性がある、目的をはっきりもっていると考えられます。

先ほどの「集い」は一九九五年一〇月発行の12号でストップしています。この時期には記念資料館の準備が始まっていましたので、「崇仁地区の文化遺産を守る会」の目的を果たしたということで自然的にこの号で打ち止めになりました。この頃には、自治連合会の人を中心にして自主的に文化遺産をまもっていこうということで、祭りやお囃子などの活動が盛んに行われ始めています。

資料に『柳原銀行とその時代』の「はじめに」の文が

あります。当時の自治連合会会長の奥田さんが書いてくださった文です。「近頃この「柳原銀行」が河原町通の拡幅工事の為、解体・撤去されそうになっていましたが、先人の心意気を後世に伝えるため自治会と両運動体の要請により京都市が保存を決めました。崇仁の「町づくり」には多くの課題を残しています。例えば、一時は八千をこえた人口が半減し、若者の多くが出ていき活力が失われていることなどがあります。三千人の人が住む崇仁の「町づくり」は私達の問題であり、問題解決は私達の手によってなされるべきです。「柳原銀行」の保存だけにとどまらず、崇仁の「町づくり」も多くの人が立場を越えて手を結ぶ中で、成功させていきたいと思います。その為に私は如何なる努力も惜しまないつもりでいます。これらの第一歩として「柳原銀行」の保存運動は極めて大事なものになると思います。京都市が保存を決めたことを受けて、後は私達が自力で運営し、住民で盛りあげるべきだと考えています。なぜなら「柳原銀行」は私達の町の財産だからです。この事が保存運動の大きな意義であります」、この文には奥田さんと私がいろいろ話し合った中味が書かれています。単に自然発生的に保存運動と町づくりが重なったのではなくて、ちゃんとした理由があり、その理由に従って多くの人が関わりました。「崇仁地区の文化遺産を守る会」の取り組みを通して解放同盟、自治連合会、全解連のメンバーが濃厚な人間関係を作るということが四、五年続きました。例えば歴史でしたら私が働きかけました。全解連のまちづくり懇談会でも部落問題研究所のメンバーが町づくりに関わりました。そこでの議論には私も数回参加しています。その時に、京都市は大きな誤りをしているということが指摘されました。広大な土地にいろんな人が住んでいる。貧しい人もいれば土地を持って商売をしている人もいます。戦後の改良事業について、全面オールクリアランス、全部京都市が買収して全部改良住宅にするという手法でいいのかという問題提起がその当時ありました。それに基づいて、全解連七条支部も町の模型を作ったりしました。こういった町づくりと歴史研究をつなげるような交流がありました。

そういう中で、明治期の町づくりのことについて、山本尚友さんの講演を聞く機会がありました。まず自分たちで小さな自治体を立ち上げて、町の人から税金を集めて教育の場や工場をつくり、商品館をつくるとか、道路を開通さ

せるとか、今の町づくりと比べて何ら遜色のないようなことをしているという話があって、そこにいろんなヒントがありました。行政に任せるだけではなくて、自分たちの手で進めていくことが一番だということを確認しました。

柳原銀行の建物をどう活用するかについてはいろいろな議論がありました。歴史的に古い町で資料がたくさん残されているので、記念資料館にするということで確認しました。京都市もずっと補助をしてくれています。これは本当に感謝しています。二年前に、「同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会」で京都市内の各コミュニティセンターからの京都市職員の引き上げ、奨学金の返還といった展開があったのですが、記念資料館の事業は引き続き継続しています。

資料の「崇仁のまちづくり10年の軌跡」をごらんください。3ページの「まちづくりの始まり」というところに奥田さんが次のように書いています。「平成7年、崇仁自治連合会長に推された際に、私は、崇仁のまちの将来を考えたとき、一番にまちづくりを進めるべきとの認識をもちました。両運動団体にこの考え方を御理解いただけたことにより、京都市とのパートナーシップによる新しいまちづくりが始まったのです。」この時に、自治連合会の会長、部落解放同盟、全解連の支部長が協定を結んでいます。この当時私は支部の書記長をしていたのですが、当時の支部長を説得するのに苦労したのを憶えています。協定書に印鑑をついてしまうと、行政との窓口が解放同盟の支部から離れてしまいます。全解連、自治会からも離れます。その三つの組織の上に崇仁まちづくり推進委員会という大きな組織ができたのです。当初、このことをめぐって随分いろいろ議論しました。週一回の事務局会議、月一回の役員会議、半年に一回の委員会、ここですべてを決めました。大きな決断でした。すべてをまちづくり推進委員会に託するのですから、運動からいうと自殺行為に等しかったのです。後に、私が同盟から追放される事になったときに、このことを追及されました。でも、私は今でも正しかったと思っています。それは運動に町づくりが寄与すべきものではなくて、町づくりに運動が寄与すべきなんです。この時期にこういうことをやっていて大正解でした。平成八年からいろんな事業をやってきました。特に平成一五年一一月に「どうする京都21」というテレビの番組で、地元にカメラを持ち込んで実際の部落の状況を映し出し、かなり大胆

に表に出ました。いろんな人が集まってまちづくり推進委員会を作り、大きな事業を進展させることでかなりの目的を達したと思っています。この資料に立命館大学のリム・ボンさんが「崇仁まちづくり ホップ、ステップ、ジャンプ」と題してつぎのような文章を書いています。「私は崇仁地区のまちづくり運動の歴史を過去20年の時間軸で、主として三段階に分けて考えている。第一は、柳原銀行を発見し、これを文化財とする取組過程を経て、崇仁まちづくり推進委員会が結成されるまでの段階である（ホップ）。第二は、崇仁まちづくり計画の策定に取り組み、まちづくり推進委員会をＮＰＯ崇仁まちづくりの会へと発展させ、住民主体のまちづくりの基盤を着実に固めてきたこの10年間である（ステップ）。これで崇仁のまちづくり運動はかなりの自信と確信を持てるようになった。そしていよいよジャンプの段階に突入しつつある。それはＮＰＯ自らが具体的なプロジェクトを推進する事業主体となることだ。たとえば、定期借地権付分譲住宅の事業計画、組合結成、建設工事といった一連のプロセスを自らプロデュースしてみてはどうだろう。」とくに近年、京都市の財政状況が厳しいなかでこれからの町づくりを考える時、このように地元が智恵をだして考えていかなければならないのではないかと思っています。

　では、これらの話を念頭においてもらって百年前にもどっていきたいと思います。

　明石民蔵についてです。前回、重光さんから史料があまり残っていないので、柳原銀行がどのような役割を果たしたのかよくわからない点があるが、銀行が現実に二〇数年続いたという実績が大事なのではないか、という指摘がありました。全くその通りだと思います。ただ、もう少し明石民蔵の言葉を借りて展開できるのではないかと思います。出来るだけ明石民蔵の書いたもの、語っているものを見て分析しないといけないと思います。明治期の実質的な運動体であった大和同志会の機関紙『明治之光』に明石は文章を多く書いています。その中の「講経営利害得失論」の要旨をまとめて資料にしました。明石民蔵が学校建築のために集めた講金を柳原銀行で活用するということを言っています。第五講に「柳原町ではおおいにこれを活用し、学校建築費中に三万円を、七ヶ寺の基本財産中に各々、二三千円を積み、経費の大部分は其大部分より支出するに至る」とありますが、これによって柳原銀行が地元にどう尽

したのかがわかり、実質的な改善運動の再評価につながっていくものになると思います。つまり、柳原町の町長として、柳原銀行の頭取として、或は大和同志会、京都府同志会、柳原同志会の一員として、機関紙『明治之光』のスポンサーとしての彼の活動の根拠として評価すべき思想があるのではないかと思います。これだけでも十分に百年前の人のほうが現在の我々よりも優れた甲斐性、飛躍的な方針を持っているということです。

明石民蔵について、もう少し調査が進んでいますので報告したいと思います。京都皮革株式会社の上棟式の写真です（写真は省略）。ここに写っているのは、明石民蔵、次男省三、妻ゑ以、衆議院議員で京都皮革株式会社社長の木村艮、建物を建てた増田伊三郎、その隣はこの建物の元の会社を持っていた前田治之助の可能性があります。これらの人物特定の根拠は、明石民蔵の同志であった玉置嘉之助、崇仁小学校の校長だった人ですが、この人の次男で玉置新という人に一九八八年に京都部落史研究所の研究員だった灘本さんと一緒におこなった聞き取り調査です。その人は当時八九歳でしたがはっきりと記憶されていました。一回だけということでお聞きしたのですが、実際はそのあと二回、聞きにいっています。写真の人物の確定をしたいので教えてもらいました。次男省三については別の資料でも登場します。大正一二年に出来た反水平社団体、国民研究会の地元における幹部の一人として登場します。玉置新さんによると軍人でいつも馬に乗っていた、将校だったということでした。木村艮については、重光さんが発掘された史料の中で、柳原銀行の大口の客として登場しますが、長い間詳しいことはわかりませんでした。いろいろ調べるなかで、京都の田辺の人で、農民運動をずっとやってきていて信望の厚い人だったということです。

前回の話にあったように、本当に柳原銀行が地元に融資をしてどのくらいの人が市内に進出したのかということはよくわからない点があります。私は、さきほど取り上げました明石民蔵の「講経営利害得失論」の発言とこの写真が重要な資料になると思っています。この写真の場所はどこか、前回の重光さんのお話では特定することはできないということでしたが、僕なりに推理しました。塩小路川端です。背景に東山が写っていませんので、東から西に向かって写したものだと思います。

次に、長い間、明石民蔵を追跡して来た結果、わかって

きたことをお話します。柳原銀行資料館の冊子には明石民蔵は「田中の部落の頼母子講の整理をするにあたり、自分の全財産を失った」と書いています。晩年を失意のうちに過ごしたと思われてきましたが、果たしてそうなのかということです。子どもが八人いました。長男、長女は早くに死んでいます。次女毎みゑさん、この人は柳原銀行の出資者のうちの一人と結婚しています。自主的改善運動のリーダーの一人です。さらに三女小夜さん、竹田由松の長男の学之助に嫁ぎます。竹田由松は大阪の西浜の部落の有力者です。高利貸しでした。そして次男、省三です。四女瑳古、武田民三と結婚しています。この人も大阪の富田林の部落の人で早稲田大学在学中に崇仁小学校に代用教員としてやってきて、ここで瑳古と出会って結婚するようです。この時代の先生は土地の有力者の家に下宿するのですが、調べてみると、やはり明石民蔵の家に下宿していました。瑳古は一時、崇仁小学校の教壇に立っています。五女摩耶、この人は『明治之光』にでてきます。絵と詩を書いて表彰されています。ただ一九歳で亡くなっています。六女は敦子です。こういうふうにして明石民蔵の家族がわかってきました。なぜこういうことを調べたのかというと、明石民蔵の全体像を知りたいということからです。

京都市の崇仁地区将来ビジョン検討委員会報告書の素案がビジョン検討委員会から出されています。市長の肝いりで研究者や地元が入って議論をしています。今日の話の結びになりますが、崇仁の様な広大な土地で、全面クリアランスが可能だったのかが検証されないままにきています。京都市も土地を買い続けてきました。つい最近までは三年かかって一軒か二軒買い上げるという状況でした。それくらい買収が進みませんでした。それはこういう町にしましょうという全体像が出ていない段階でするものだから、いろんな利害関係があってなかなか進まないということです。ただ最近は市も大分変わってきました。周辺の人も一緒に考えていこう、同和事業の延長ではなくて京都駅の東側の町づくりという風に議論をしています。土地をどう使うかということです。立命館大学のリム教授が総点検委員会のなかで提案しているのは、京都の町家風の分譲マンションをつくったらどうか、京都の玄関にふさわしい町になるのではないかということです。突飛ではありますが、ヒントは得ることが出来ると思います。地元がこれからできることは、周囲の人と上手に話しこんで、行政に任せる

のではなくて自分達で絵をかくことということだろうと思います。これについては新しく研究者を呼んで研究するというのではなくて百年も前に明石民蔵を中心にして町づくりをやっている、そこに帰っていけばいいのではないか、と思っています。明石民蔵がリーダーとしてまちづくりに励んだように、我々もまた、「崇仁の歴史に精通し、多様な企画をし、確実に実行する」というリム・ボンの主張する「スーパーバイザー」として自らを奮い立たせ、道を切り拓くべく努力すると述べて話を終えたいと思います。

「柳原銀行本社屋保存運動からまちづくり運動
—歴史とまちづくりの交差—」

1　１９８９（平成元年）年、「柳原銀行保存のためのシンポジウム」

① 京都部落史研究所編集趣意書　資料①

② 崇仁地区の文化遺産を守る会（三団体の結束）資料②（集い創刊号）
Ⅰ　目的、組織、役員　事業内容
Ⅱ　機関誌「集い」とシンボル印「柳原町の町紋」資料③（同資料）
Ⅲ　１９９５（平成６）年１０月１５日発行「集い」１２号　資料④
Ⅳ　明石発言要旨と京都皮革株式会社（明石と木村と棟札）　資料⑤
③ 「柳原銀行とその時代」の発刊
師岡、山本、奥田、野の口、山内、市文化財

2　崇仁まちづくり推進委員会の発足　資料⑥

① 協定書

② ３３事業の推進　資料⑦（崇仁まちづくり１０周年記念誌から）

③ 同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会

④ 崇仁まちづくりビジョン検討委員会　資料⑧

⑤ 今後のまちづくり

⑥明石民蔵の家族肖像　資料⑨

柳原銀行記念資料館事務局長　山内政夫

1978年1月25日　京都部落史研究所報　創刊号　(4)

資料・「京都における部落の歴史」編纂趣意書

一九七七年の現在、なお部落差別が存在するのは厳然たる事実です。この現実を前にすれば一切の美辞麗句は光を失わないわけにはまいりません。たとえば日本国憲法にしてもそこで保障しているかのように記されている「平等」の二字はたんなる言葉の彩、空語にすぎないことが明らかになります。部落差別の現実は容赦なく仮面をはぎとり、真実を明るみに引きすえるものとなっています。

しかも、この場合でいえば空語にすぎないと指摘するだけでなく、一九二二年以来の部落差別をなくすための自主的な運動が、空語に生命を吹きこむ作用をいとなんでいるところを忘れることはできません。

部落差別の現実そのものが真実を明るみに引き出すことを出発点として歴史をふりかえるとき、おそらく部落の歴史こそは歴史の真実を明らかにする柱となることは容易に類推されます。たしかに部落の歴史は多くの研究によって明らかになってはきています。

しかし歴史全体の真実を明らかにするほどにまで究明するにいたっていません。部落の歴史の大部分はなお暗闇のままにとざされていて、そのことはまた歴史そのものの全体を私たちがつかまえきっていない証ともなっています。そしてそれは今日の日本の有りようを私たちが、十分に理解していないことにもつながってきます。

歴史全体をとらえきることは私たちが生きている日本をハッキリと知るために不可欠です。このために闇のなかに閉ざされている部落の歴史を丸ごと取り出してくることがもとめられます。部落の歴史を知ることによって、歴史全体をつかまえ、そのことによって日本、すなわち私たち自身を理解する。この観点に立って部落の歴史を京都を中心に明らかにしたいと思います。

いうまでもなく京都は日本の歴史のなかで重要な位置をしめています。かつて政治の中心地であり、また数多くの文化をうみ出した土地でもあります。そしてこの地でつくり出された文化は日本を代表するものとしてもてはやされ、たたえられています。しかし、照明をあてられているのは光ある部分だけであって、文化を創造したところ、基礎にあたるところは真に見究めるにはいたっていません。ふれるにしてもたかだか光を浮びあがらせるのに必要な影として取り上げられているにすぎないといえます。

私たちは光にたいする影として部落の歴史を明らかにしようとするものではありません。部落の歴史を丸ごと取り上げることなしには日本の歴史、京都の歴史をとらえることができないという確信のもとに部落の歴史にのぞむものです。このことによって京都でつくりあげられた文化そのものが全面的に再評価されることも避けられません。

部落の完全解放をもとめて部落解放同盟の各支部では学習会が開かれます。学習会における切実な願いのひとつは、なぜ差別を受けるようになったのか、これを歴史的に明らかにすることにあります。みずからの先祖について知りたいという意欲はとりも直さず自分自身を確認しようという意欲であり、部落の完全解放をめざす人びとのきわめて重要な要望です。このためにも京都における部落の歴史をまとめることは緊要となっています。

私たちは、歴史全体のなかに部落の歴史を置き、部落の歴史を柱にして歴史全体をとらえ、その中で京都における部落の歴史を明らかにしていく所存であり、微力ながら力をつくしたいと思います。

一九七七年六月

「鴨水記」

◇京の歴史は鴨川の流れによく喩えられる。それは京の美を支える大きな要素でもある。またそこは様々な被差別民の赤裸々な生きざまがくり広げられる場所でもあった。後記を鴨水記と名づけたいと思う。

◇大文字が正面に大きく浮かび、マンションに邪魔されながらも比叡山と比良が左に、右手には新装なった平安神宮が緑にかこまれ、京都会館、そして東山の峯々がつづく。凡光絶佳。時たま雨もりがするのが玉にきずとはわが部屋。

◇何もない一室からスタートして八ケ月、ようやく所報一号をお届けできる。折りしも今年初めての雪がまだそこかしこに残る。

資料２　３

創刊号　１９９２年５月１日発行

集い

つ　ど

崇仁小学校 校長　阪根 道夫　書

〈町紋のゆらい〉

このマークは、明治より崇仁が柳原町といった時代に、町のあらゆる公式の行事の際にもちいられた町紋です。崇仁小学校に残る、明治の「柳原庄校」の入学・卒業式写真の際にも使用されています。今回、『崇仁地区の文化遺産を守る会』のシンボルマークとして使用することにしました。また、崇仁自治連合会、崇仁まちづくり懇談会、七条部落解放史研究会の３団体が力を合わせるという意味も含まれています。

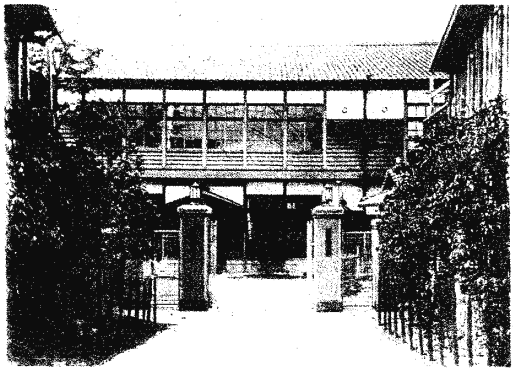

〔写真説明〕　戦前の崇仁小学校正門

崇仁地区の文化遺産を守る会

（事務局連絡先：崇仁隣保館　☎３７１－８２２０）

1

ニュース『集い』発行にあたって

陽春の頃、崇仁学区民の皆様方には益々御健勝のこととお慶び申し上げます。

さてこの度、『崇仁地区の文化遺産を守る会』発足に伴い、この会の事業の一つとしてニュース『集い』を発行することになりました。これは、崇仁地区の文化、歴史を紹介し、学区民及びその他の多くの方々に理解して戴くとともに、我々の先達の御苦労及び崇高な心意気に接し、現在の我々を見直し、崇仁学区の社会的地位の向上及び豊かな日常生活の確保に寄与することを目的としています。

『崇仁地区の文化遺産を守る会』では今、旧柳原銀行（河原町通塩小路西北角に現存、国道24号線拡幅のため除去予定）を崇仁の文化遺産として移設保存する事を京都市に要望しております。市においては、学区民の意志を尊重し前向きに検討したいとの意向を示しています。

これが実現されれば、建物内に崇仁の文化、歴史的な古文書並びに物品を展示し、皆様方に見学して戴きたいと思っています。

皆様方の多大な御支援をお願い申し上げます。

崇仁地区の文化遺産を守る会々長　奥田勝廣

崇仁地区の文化遺産を守る会会則より

目的　崇仁地区の文化、歴史を掘り起こし、守り、育てそれらを崇仁の住民、京都市民の前に明らかにし、新しい町づくりに寄与する事を目的にする。

組織　崇仁自治連合会、崇仁まちづくり懇談会、七条部落解放史研究会より委員を各それぞれ５名選出して構成する。

役員

会長	奥田　勝廣	会計監査	鈴木　弘美(生)
副会長	平岡　一美	同	若林　和夫
同	吉本　正夫	事務局員	前川　正明
事務局長	山内　政夫(同)	同	臼井　輝夫
事務局次長	野々口正吾(生)	同	木村　孝也
書記	前川　修(同)	同	本田　次男
会計	奥田　正治		

崇仁地区の文化遺産を守る会事業実施内容

① 「柳原銀行旧本店の建物」の保存、運営
② 崇仁小学校の資料の調査、研究、保存
③ 七つの地区内寺院の資料の調査、研究、保存
④ 未発掘資料の発掘、調査、研究、保存
　崇仁地区にも「六斎念仏」があった
　「米騒動」「七条水平社」「融和運動」「戦前崇仁教育」の聞き取り
⑤ 崇仁の伝統行事の復興、「だんじり」の調査、保存再現の研究
⑥ 文化運動を通じて崇仁の町づくりの調査、研究
⑦ 調査、研究の報告会（２ヶ月に１回）
⑧ 崇仁地域史の編纂

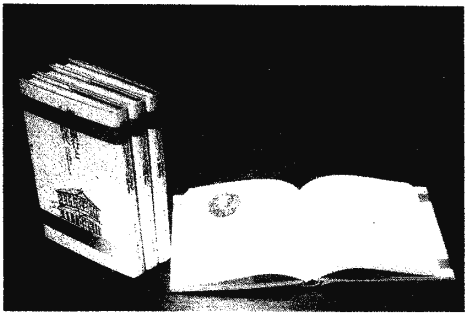

『柳原銀行とその時代』
A4版　二〇〇頁
内容　六条村小史、柳原町と部落改善運動、柳原銀行史、建造物としての柳原銀行、崇仁地区年表

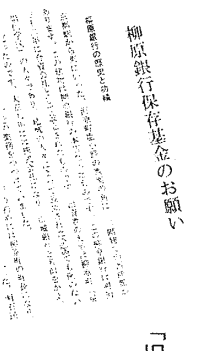

柳原銀行保存基金のお願い

「旧柳原銀行本店跡」建造物の保存運動基金の中間報告

（保存に関して）

建造物は崇仁地区内に残ることは確実になってきましたが、ただ単に残るということではなしに、例えば「歴史資料館」になるとして、何をそこに展示するのか、『崇仁地区の文化遺産を守る会』ではいろいろ議論しています。次のようなものが候補としてあがっています。

①崇仁小学校の資料
②地区内寺院の資料
③「だんじり」のかざり

いずれも全国的にみても例がない資料で、新しい町づくりに大いなる貢献ができると思います。

１９８２年３月現在
基金７３６口２，２０８，０００円
冊子３０５部残

以上中間報告です。ありがとうございました。

3

お　願　い

『崇仁地区の文化遺産を守る会』では、町内のあらゆる資料を保存したいと考えています。次のようなものがありましたら、崇仁隣保館までお知らせください。

①昔の写真
②昔の記録類
③昔の靴に関する道具類
④明治、大正の時の本
⑤昔の話
⑥古いものがあれば

〈写真説明〉
明治31年の柳原尋常小学校の卒業式での記念写真です。（人物紹介）最後列左は崇仁地区出身の柳原尋常小学校校長、玉置嘉之助、その前、向かって左側2人は桜田儀兵衛親子との説がある。崇仁小学校には、この時代の写真が30枚以上あります。他には例のないものです。
（建物は柳原町役場で、島津公寄進のもの）

編　集　後　記

中国の古い都楼蘭を発掘したスウェン・ヘディンは、その著書の中でこう語っています。

「遠い昔に人類が生活していた明らかな痕跡や遺蹟をさぐりあてたとき、探検家がどんなに心をはずませるものか、その喜びを、筆や口で表現する事はとてもできない。私もそのような喜びにひたったことがある」

柳原銀行や崇仁小学校の資料室に立つ時、同じような気分になる時があります。『集い』では、『崇仁地区の文化遺産を守る会』の活動をお知らせすると同時に、崇仁地区に眠る文化遺産のすばらしさについても紙上をもってお伝えします。そうして回を重ねるにしたがって、紙面を充実させたいと考えています。　（Y）

資料４

第１２号 1995年10月15日発行

集い

つど

〈町紋のゆらい〉

このマークは、崇仁が柳原町といった明治期に、町のあらゆる公式の行事の際にもちいられた町紋です。崇仁小学校に残る、明治期の入学・卒業式の記念写真は、この町紋を背景にして撮影されています。今回、この町紋を「崇仁地区の文化遺産を守る会」のシンボルマークとして使用することにしました。また、このシンボルマークには崇仁自治連合会・崇仁まちづくり懇談会・七条部落解放史研究会の３団体が力を合わせるという意味も含まれています。

［写真説明］
５月１３日におこなわれたダンジリ囃子演奏会

崇仁地区の文化遺産を守る会

（事務局連絡先：崇仁隣保館　℡３７１－７２４２）

1

崇仁地区の文化遺産を守る会委員の改選

9月22日の「崇仁地区の文化遺産を守る会」全体会議で、委員・役員の改選と会則の改正をおこないました。

新役員

会　　長	奥田　正治	代表委員	上田　謙治
副 会 長	平岡　一美	同	小島　秀昭
同	吉本　正夫	同	小川　猛
事務局長	山内　政夫	同	木村　孝也
事務局次長	野々口正吾	委　　員	松本　正英
書　　記	前川　修	同	勝本　秋子
会　　計	前川　正明	同	酒井　昌美
会計監査	松井　勇	同	稲津　茂
同	水谷　義昭	同	野田　勇

目　的　崇仁地区の文化遺産を守る会は、崇仁地区の歴史的遺産を守り、文化を育てることにより、崇仁地区の発展に寄与する事を目的とする。

委　員　崇仁地区の文化遺産を守る会は、「崇仁自治連合会」、「崇仁まちづくり懇談会」、「七条部落解放史研究会」より選出された15名(各団体５名ずつ)、及び崇仁隣保館館長、副館長、委員会が認めた研究者を委員として構成する。

2. 選出団体の意志による、委員の交替を妨げない。

役　員　①会長　　１名
②副会長　　２名
③事務局長　１名
④事務局次長　１名
⑤書記　　１名
⑥会計　　１名
⑦会計監査　２名
⑧代表委員　（若干名）

2. 会長は崇仁自治連合会会長をもってあてる。

顔ぶれも新たに、頑張っていきますのでご協力を宜しくお願いします。

2

ダンジリ囃子演奏会がおこなわれました

5月13日午後7時から塩小路河原町下ル西側空き地で、「ダンジリ囃子演奏会」がおこなわれました。昨年11月の文化祭以来、「崇仁御囃子会」が結成され、小学生も参加して、練習が続けられてきました。このダンジリ囃子は約30年前まで、新日吉神宮祭にあわせておこなわれた崇仁学区のお祭りで演奏されてきたものです。当日の5月13日は新日吉神宮祭の宵山にあたり、舞台には西浜組の船鉾の竜が飾られ、30年前のにぎやかだったお祭りを思い出させる演奏会になりました。ダンジリ囃子だけでなく、崇仁小学校の校歌の演奏もあり、小学生の元気な歌声に観客から盛大な拍手がありました。観客は約150名で、お年寄りから子供まで楽しめる演奏会になりました。

翌日の5月14日の新日吉神宮祭の巡行にも、「崇仁御囃子会」が参加しました。当日はあいにくの雨模様となりましたが、囃子の演奏があったため活気のある巡行になり、各学区の氏子さんは、久しぶりの崇仁の囃子を盛大な拍手で迎えました。最後に、巡行は崇仁学区に入り囃子の演奏でしめくくりました。

「崇仁御囃子会」は8月5日の新日吉神宮の夏まつり、8月17日の解放同盟の夏まつり、19日の全解連の夏まつりでお囃子の演奏をするなど活発に活動を続けていますが、**11月3日**に**山王小学校**で開催される**東九条マダン**にも友情出演が決りました。応援を宜しくお願いします。

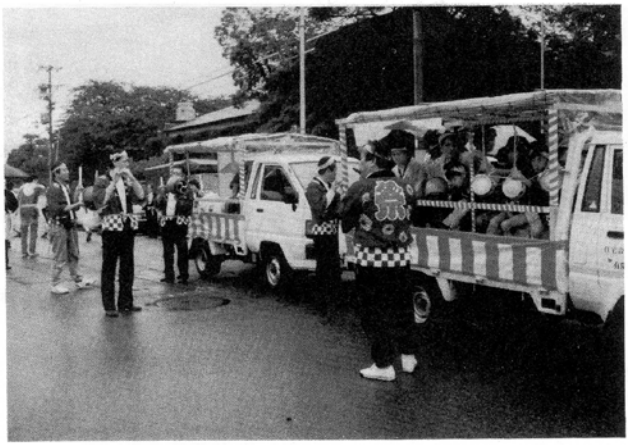

豊国神社前でのお囃子の演奏

3

柳原銀行の解体工事が終了しました

今年の３月からおこなわれていました、柳原銀行の解体工事は８月に終了し、解体されたすべての柳原銀行の部材は小稲荷町の保管施設に保存されました。この解体工事で、柳原銀行の本来の姿を推定する作業も同時におこなわれ、多くのことがわかりました。南側の１階・２階は柳原銀行の建物が造られた時にはなく、後から増築されたものだとわかりました。増築された時期はわかりませんが、柳原銀行が山城銀行に組織変更された時に増築されたと推定されています。また、西側の２階は窓がありませんでしたが、本来は東側と同様の窓があったこともわかりました。建物の色も、当初は明るい灰色で塗装されていたこともわかりました。内部は、正面の入口を入るとそこは客溜りとなり、その奥が営業室になっていました。客溜りと営業室はカウンターで仕切られて、営業室は約20センチほど高くなっていました。営業室の床や２階への階段には靴による傷がないことから、行員は履物を脱いで働いていたことがわかりました。

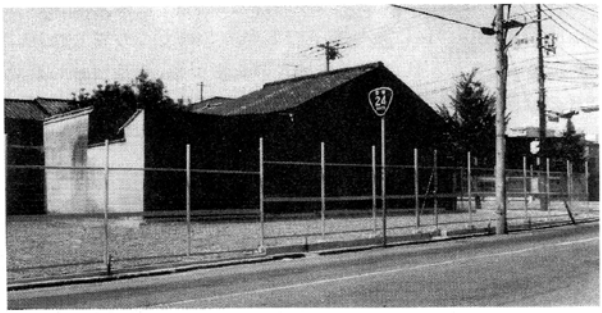

柳原銀行は解体されて空き地になりました

文化祭のお知らせとお願い

11月16日～18日に屋内体育館で文化祭をおこないます

くわしい内容については、まだ決っていませんが、崇仁学区全体の文化祭にしたいと思っています。ご協力をお願いします。

資料５－１

講経営利害得失論における明石民蔵発言要旨

第一項
① 頼母子講は世に多くあるが要やく、大別すると競落法と取去法がある。
② 競落法は普通行われる無尽講の類
③ 取去法は慈善事業又は社会事業に関連するもの、当選の月まで規定の懸金をなして、当選の際は数倍、数十倍の金額を得るものを云う。

第二講
① 取去頼母子講は経営者の人物本位にして徳高き、財力あるものが経営する時は有終の美果をもたらす。
② 経営者が無資産で人格如何はしきものに在って屡々破綻をきたし、講主たる公衆に向かって迷惑をかける事がしばしある。警戒せよ。

第三講
① 取去頼母子においては府県保安課は人物本位とし、貯蓄銀行と同一の報告を毎月なす限りには取り締まるを設ける時はこれらには許可を与えるを可とするべきなのに
② しかるに近時当局の方針は「射倖心」を挑発するを理由に禁止せり、我々は部落改善の一助とし、大いにその筋の激励を切望するものである。
③ 彼の勧業銀行債権に於ける生命保険等は多少同じきもの、生命保険は一回の掛金にて死するも何百円、何千円の金額を獲得するもあり、特赦の「射倖的」なるものにあらざるなり。

第四講
① 取去頼母子講は一つ融通機関としてかつ同時に貯蓄機関である。之によって得たるは貧民はこれを以て資本とし、或るいは建築資金となり、大いに部落の改良発展を為すことを得べし。

第五講
① 柳原町にてはおおいにこれを活用し、学校建築費中に三万円を、七ヶ寺の基本財産中に各々、二三千円を積み、経費の大部分は其大部分より支出するに至る。
② その他貧民児童の毎年二三百円の用品給与より道路の補助等に至るまで皆講金の利益より出す。
③ なお柳原銀行に於ける貯金の大部分は此講金にして部落の融通は皆な之に

依りて圓滑ならしめ十数年間他地方より預金または借り入れ金もなく、為めに何らの危険変動をも受ける事なし。

第六講

① 柳原銀行の経営は前述の如く、該部落にとりて最も重要なる機関である。
② 当局者の禁止方針は問題である。
③ 一は銀行預金を潤沢にして、一部の金融を円満ならしめ、他は講元に在っては多大な収益を得て、社会事業に投ずるを得せしむ。
④ 一個人としては当選の為に一時多額の資金を得て事業を営み、恒産を保ちし例甚だ多いし、或いは無資産にして十円の融通も此の講金を得たる金が基礎となし順調に立ち、すこぶる盛大な商家となりしもの多くある。
⑤ 上述の如く、本講の経営は一挙両得にして双方の利益また大なるもの、当局者は特に講金に対して取り締まり法を設け、公共又は社会事業にのみ許可せらん事を吾人の熱望にして止まざる所なり。

資料５－２

京都皮革株式会社社屋・工場上棟式記念写真
１９１１（明治４４）年・当館蔵

京都皮革株式会社は１９１１（明治４４）１月９日設立総会を開催し、取締役に京都府田辺町の木村艮（京都府郡部選出の衆院議員）、谷川虎吉、藪田九一郎、前田治之助、監査役に明石民蔵、長谷川雅吉、津田丑太郎を選出しました。本写真はその社屋及び工場の上棟式の記念写真です。事業の拡大と自主的改善運動の進展を考える明石にとって木村艮らの外部との連携は差別を乗り越えていく為の大きな一歩でした。本写真は塩小路河原町付近と思われ、東から西をとり、現在の「うるおい館」の西付近と考えられています。（なお次男省三と明石の妻ゑ以の特定は玉置新氏の証言に基づく）

「東洋皮革新誌」によると工場敷地１７００坪のうち５００坪は予備地として残し、工場そのものは、正式には敷地１２００坪、建坪５００坪、平屋づくり一部二階建であった。工場内は　部、仕上げ部、単寧部、仕上品置場、生皮及び、張場、試験室、機械室、職工食堂、事務所に分けられ、二階の１５０坪は予備室として残された。総工費４５００円、これに機械等を運びこみ、新築落成の運びとなるのは１９１２（明治４５）年をまたなければならなかった。

木村艮は京都府田辺町出身の国会議員（衆院議員）

木村艮（きむらこん）・京都皮革株式会社、大正皮革調帯株式会社社長・衆議院議員

１８６８（明治元）年７月７日、綴喜郡田辺村西川長治二男として生れ、幼名を久吉というが１８８５（明治１８）年９月５日三山木村二又（ふたまた）なる木村艮司の養子なって名を艮と改めた。１８９５（明治２８）年奈良県下吉田りょうと結婚。翌年京都府簡易農学校教師を嘱託、三年後京都府技師、１９０８（明治４１）年京都府郡部選挙に於いて衆院議議員当選。１９３０（昭和５）年没。艮は柳原銀行頭取明石民蔵ら共に１９１１（明治４４）年柳原銀行から大口融資を受け、京都皮革株式会社を塩小路須原下がるに設立した。翌年は柳原燻風会４周年記念会に参加し、熱弁をふるう。京都皮革株式会社の社屋の上棟式記念写真に中央に写っている。

柳原銀行とその時代

一九九一年六月三〇日発行

編　者　崇仁地区の文化遺産を守る会

発行所　崇仁地区の文化遺産を守る会
京都市下京区下之町六一三
崇仁隣保館気付　〒六〇〇
電話　〇七五－三七一－八二二〇

印　刷　㈲コミュニティ

製　本　兼文堂

装　幀　世古眞理子

はじめに

京都駅から東へいった、塩小路河原町の西南の角に、古ぼけた木造二階建ての西洋館があります。私達の幼い頃は「山城銀行」と呼ばれていました。後になってこの建物は初め「柳原銀行」といって、私達の町の先輩の明石民蔵という人が初代の頭取であったと知りました。

昭和の初めにこの「山城銀行」が倒産して、町の人が鉄道に飛び込んで自殺をした話をきいた事があり、あまり良い印象を持っていませんでした。しかし最近の部落史の研究により「柳原銀行」の真の姿があきらかになるにつれて、この印象は変えらました。「柳原銀行」の事績は素晴らしく、町の後輩の私達にとって誇りとすべき内容をもっていると確信しています。くわしくはこの本の内容で、ご理解していただける

と思います。

私たちの町は、江戸時代には六条村といい、明治になって柳原町と名前を変えました。大正時代の初めに柳原の町長を勤めた明石民蔵は町の有力者から銀行の資金を集め、町の皮革産業に融資し、その利子を学校の運営資金や町の道路建設資金に当てていました。そのことは、行政に自分達の運命を委ねるものではなく、自力で差別を撤廃していく模範を示したものでした。又、それは水平社の思想的根幹をなすもので、部落の地位を高め、外に向かって進出していこうとする、誇り高い叫びであったと思います。

近頃この「柳原銀行」が河原町通の拡幅工事の為、解体・撤去されそうになっていましたが、先人の心意気を後世に伝えるため自治会と両運動体の要請により京都市が保存を決めました。

崇仁の「町づくり」には多くの課題を残しています。例えば、一時は八千をこえた人口が半減し、若者の多くが出ていき活力が失われていることなどがあります。三千人の人が住む崇仁の「町づくり」は私達の問題であり、問題解決は私達の手によってなされるべきです。「柳原銀行」の保存だけにとどまらず、崇仁の「町づくり」も多

くの人が立場を越えて手を結ぶ中で、成功させていきたいと思います。その為に私は如何なる努力も惜しまないつもりでいます。

これらの第一歩として「柳原銀行」の保存運動は極めて大事なものになると思います。京都市が保存を決めたことを受けて、後は私達が自力で運営し、住民で盛りあげるべきだと考えています。なぜなら「柳原銀行」は私達の町の財産だからです。この事が保存運動の大きな意義であります。

（奥田勝広）

崇仁のまちづくり10年の軌跡

崇仁まちづくり推進委員会
NPO法人崇仁まちづくりの会

ごあいさつ

平素は崇仁まちづくり推進委員会の活動に格別の御高配を賜り，厚く御礼申し上げます。

さて，来年7月1日をもちまして，崇仁まちづくり推進委員会は10周年を迎えます。平成8年の創設以来，当委員会は京都市や住民の方々とのパートナーシップの下で，人々が幸せに暮らすことができるまちを造るために，「みんなが主役のまちづくり」の合言葉の下で，住宅や公共施設，河川，道路の整備から，森まつり，夏まつり，秋の文化祭などの各種イベントまで，ハード面とソフト面の両方からまちづくりに全力をつくして参りました。

この度，10周年という節目を迎えるに当たり，改めて皆様に崇仁のまちづくりへの御理解いただき，今後とも皆様と御一緒にまちづくりに貢献していきたいという思いから，この冊子を作成いたしました。今後とも崇仁の素晴らしい未来のために，当委員会は邁進して参りますので，皆様の変わらぬ御支援と御協力をよろしくお願い申し上げます。

崇仁まちづくり推進委員会　会長
NPO法人崇仁まちづくりの会　理事長　奥田正治

「崇仁まちづくり推進委員会」が，設立10周年を迎えられますことを心からお祝い申し上げます。皆様のこれまでのまちづくりへの熱い思いと10年間に及ぶたゆまぬ御努力に対しまして，深く敬意を表します。

文化市民局では，地元の皆様と徹底した論議，検討を重ねて参りました，交流とコミュニティ活動や保健・医療・福祉サービスの拠点となる「崇仁交流ゾーン」合築施設の一刻も早い完成に努めているところであります。

今後とも，「崇仁まちづくり推進委員会」の皆様と行政が共にまちづくりに取り組んできた「10年の軌跡をステップとして，更なるパートナーシップの下に，人権文化の息づく崇仁のまちづくりに全力で取り組んで参りますので，より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

京都市文化市民局長　柴田重徳

「崇仁まちづくり推進委員会」が，結成10周年目という大きな節目を迎えられましたことを，心からお祝い申し上げます。

「崇仁まちづくり推進委員会」は，平成8年7月に設立され，今日まで「みんなが主役のまちづくり」を合言葉に住民自らの手でまちづくりを進めてこられました。この活動は，高瀬川の流路変更や4小校の建設など大きな成果に結びついたところであり，深く敬意を表する次第です。

本市と致しましては，住民の皆様の熱い思いをしっかりと受け止め，皆様とのパートナーシップの下，崇仁地区のまちづくりの早期実現に努めて参りますので，より一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに，「崇仁まちづくり推進委員会」が今後ますます発展されますこと，並びに皆様の御健勝と御多幸を心から祈念申し上げます。

京都市都市計画局住宅室長　木村茂和

「崇仁まちづくり推進委員会」の設立10周年を，心からお祝い申し上げます。

「崇仁まちづくり推進委員会」におかれましては，設立以来一貫して「みんなが主役のまちづくり」に取り組まれ，多くの成果を残して来られました。特に近年では，国の支援事業「都市再生モデル調査」の指定を受け，NPO法人「崇仁まちづくりの会」により，まちづくりの新展開に向ける実態調査を行われるなど，崇仁の新しいまちづくりに向け積極的に取組を推進しておられます。

当区と致しましても，下京区基本計画に基づき，今後とも皆様と共に崇仁地域の，そして下京区のまちづくりに取り組んで参りますので，皆様の御協力をいただきますよう，お願い申し上げます。

「崇仁まちづくり推進委員会」の今後のますますの御発展を心から祈念致しまして，私のお祝いの言葉と致します。

京都市下京区長　岡本　晋

まちづくりの始まり

崇仁まちづくり推進委員会 会長 奥田正治

平成7年，崇仁自治連合会長に推された際に，私は，崇仁のまちの将来を考えたとき，一番にまちづくりを進めるべきとの認識を持ちました。両運動団体にこの考え方を御理解いただけたことにより，京都市とのパートナーシップによる新しいまちづくりが始まったのです。

崇仁まちづくり推進委員会 設立総会

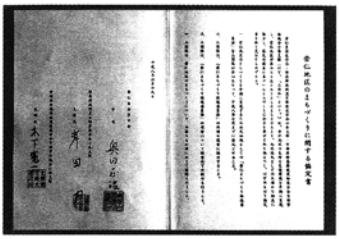

崇仁地区のまちづくりに関する協定書

崇仁まちづくり推進委員会 事務局長 野々口正吾

まちづくりは住民合意が前提であり，住民が主体となって，どのようなまちを造るのかが課題である。「崇仁まちづくり推進委員会」の結成は，当時の部落解放運動や京都市同和行政の在り方，崇仁学区住民が大きく変わり始めたきっかけとなったときでもある。

崇仁まちづくり推進委員会 事務局次長 菱田不二三

まちづくりのスローガンの一つに，「まちづくりは人づくり」があります。この10年人づくり，教育にも取り組んできました。夏まつりのきっかけも子ども行事からでした。砂もちに通じるビオトープづくりの取組は，地元と行政，大人と子どもの協力を具現化しました。崇仁地区の教育は負けません。

崇仁地区のまちづくりに関する協定書　調印式

崇仁地区のまちづくりに関する協定書　市役所提出

崇仁まちづくり推進委員会 事務局次長 山内政夫

崇仁まちづくり推進委員会が発足し，多くの成果を挙げてきました。イデオロギーを越えた団結の結果です。これからはさらに飛躍し，地元のNPOが企画，建設，管理し，まちづくりを設計することが求められています。

元崇仁隣保館長　小川　猛

崇仁まちづくり推進委員会設立10周年，おめでとうございます。この10年間の御活躍，御奮闘については，春，夏の崇仁のまつりに寄せていただく度，まちづくりの着実な成果を目の前に見せていただき，感動致しております。私が隣保館におりました頃，まちづくりについて色々話をさせていただいたわけですが，中でも「崇仁は，昔から商売人のまちであった」という，奥田正治会長の言葉が今も忘れられません。現実に，大きな事業を展開しておられる方が多くいらっしゃいますし，何よりも「商売」という営みの中で，崇仁学区住民の方々の，積極性，進取の気風が養われてきたのではないでしょうか。

まちづくりの合言葉であった，「一周遅れのトップランナー」を目指して，崇仁の気風溢れたまちが実現することを，心よりお祈り申し上げます。

まちづくりの進展

新しい住民参加によるまちづくりの視点

アルパック 地域計画建築研究所 石本幸良

平成8年7月に，崇仁まちづくり推進委員会の活動を支援するプランナーとして，崇仁地区とのお付合いが始まりました。まちづくり運動の重層，蓄積した崇仁地区で，私の力量でどこまでお手伝いできるか不安を感じましたが，最初は委員会の方とそれこそ連日連夜の意見交換や，ワークショップ方式による意見集約を実施しました。

平成8年12月末に発行した「みんなが主役のまちづくり」は，僅か4ヶ月足らずの取組のまとめでしたが，以後の崇仁地区のまちづくり方針の原点となっています。以後，推進委員会を中心に「崇仁版『参加のはしご』」を一歩ずつ実現され，今日の「目に見えるまちの発展」につながっています。

今後もみんなでまちを育て，持続可能な自立したコミュニティづくりにゆっくりと前進されることを期待しております。

崇仁タウンウォッチング

「崇仁まちづくり計画構想（案）」 要請行動

崇仁のまちづくり：ホップ，ステップ，ジャンプ

立命館大学教授 リム ボン

私は崇仁地区のまちづくり運動の歴史を過去20年の時間軸で，主として三段階に分けて考えている。第一は，柳原銀行を発見し，これを文化財とする取組過程を経て，崇仁まちづくり推進委員会が結成されるまでの段階である（ホップ）。第二は，崇仁まちづくり計画の策定に取り組み，まちづくり推進委員会をNPO崇仁まちづくりの会へと発展させ，住民主体のまちづくりの基盤を着実に固めてきたこの10年間である（ステップ）。これで崇仁のまちづくり運動はかなりの自信と確信を持てるようになった。そしていよいよジャンプの段階に突入しつつある。それは，NPO自らが具体的なプロジェクトを推進する事業主体となることだ。たとえば，定期借地権付分譲住宅の事業計画，組合結成，建設工事といった一連のプロセスを自らプロデュースしてみてはどうだろう。

京都市に提出した崇仁まちづくり計画構想図

柳原銀行記念資料館特別展図録 1～16

崇仁の文化と歴史とまつり

崇仁夏まつり開催の意義と経過

崇仁まちづくり推進委員会 理事 辻浦　厚

崇仁教育連絡会が始めた第3回「教度キャンプ」が97年6月台風の接近で中止に。「中止は嫌や」の子どもたちの声，第1回まちづくり報告会やワークショップでの盛り上がり，御雛子も子ども神輿もできた。地蔵盆が楽しくなるなかで，学区全体でお祭りをして一体感を高めたい，同年8月「崇仁の夏まつり」を各種団体などの協力で，盆踊り，模擬店，和太鼓で開催。翌年の船鉾復元で「春まつり」も。さらに，小学校と合同大運動会，文化祭へと発展。

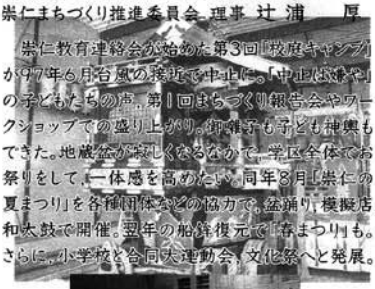

新日吉神宮祭

崇仁まちづくり推進委員会 事務局次長 山内政夫

このまつりは，1839(天保10)年元鉄座(現)村の支配人源左衛門が，「一日限り，村内限り相廻り，決して他所へは持ち出さない」と新日吉神社と妙法院に願い書を出してから崇仁も参加できるようになり，豊富な資金力とその情熱により，船鉾(ニ基)，十二灯(ダンジリ)四基(夕顔，竹馬，巽，及び名称不詳)と，まつりとして盛大になった。しかし，戦後維持費の高騰や人口の減少で一時鉾の巡行が途絶えたが，住民の団結により平成の時代に蘇った。

崇仁文化祭「崇仁の文化とまつり」

崇仁まちづくり推進委員会 事務局次長 山内政夫

崇仁まちづくり推進委員会が地元三団体を中心に結成されてから，様々な分野において崇仁地区に新しい団結を取組が進められた。文化祭もそのうちの一つで，隣保館事業のサークルにおいても，日常の努力の発表の場を積極的に提供しようと考えられて，1994(平成6)年に始められた。柔道，茶道，将棋，大正琴，切絵，東九条マダンなど，発表の場を得て，皆生き生きと活動されるようになった。

崇仁囃子に寄せて

崇仁まちづくり推進委員会　理事，
崇仁御囃子会　指導員　藤本清信

長い間吹いていなかった御囃子の笛を久しぶりに手にしたのは，平成5年，当時自治連合会副会長であった同級生の奥田正治との軽い会話がきっかけでした。それが『崇仁御囃子会』の結成，船鉾の復元，まつりの復活という怒涛の日々の前触れであるとはつゆ知らず，囃子に染まり込んだ調べを一つ一つ蘇らせるために苦闘した日々が，今では懐かしく，夢のように思い起こされるとともに，崇仁のまちづくりの一端を担える喜びに感謝しています。

崇仁の教育の取組とビオトープ

高瀬川の流路変更とビオトープの取組の意義

崇仁まちづくり推進委員会 理事 池 田 正 治

崇仁まちづくりの大きな懸案であった高瀬川の流路の変更が，住民の大きな願いを込めて承認されることとなった。この事実が，崇仁のまちの形を大きく変化させていくことになるであろうと思う。まちが今後どのように変わっていくかは，住民の意識改革と行政のサポートが本気かどうかに係っている。地域と行政が本気になれば，時代を担う子どもたちにも誇れる素晴らしい取組ができる。崇仁まちづくりの中でも，子どもたちを巻き込んで作り上げた崇仁小学校に流れる高瀬川を利用してのビオトープづくりは，まさにその象徴的な取組であった。そこには，地域住民であることや行政マンであることの垣根を越えて，このまちを良いものにしたいという思いが一つになって，共に汗をかいてやり遂げた。このとき，みんなの笑顔に崇仁の未来に明るい希望の光が見えていた。

ビオトープの整備計画策定の際には，崇仁小学校の子どもたちも参加しました。そして，多くのワークショップを重ねました。子どもたちがビオトープの整備計画に参画することで，子どもと大人が一体となってまちづくりが進められました。

ビオトープの整備計画を策定していくなかで，子どもたちと共に，高瀬川の生態について，調査しました。

ビオトープを活かした取組の一つとして，稲の田植え，稲刈りがあります。毎年6月に，崇仁小学校の子どもたちが田植えを行い，毎年10月には稲刈りを行います。

ビオトープ完成図

(6)

躍動する崇仁

北部第四地区内初の住棟となる「塩小路高倉1棟（仮称）」が平成17年11月に完成しました。

この住棟には，18年4月に入居していただく予定であり，1階のコミュニティスペースには，復元された「崇仁船鉾」を設置します。

長期間にわたる事業の停滞を乗り越えて，「4-1棟」への入居が開始したのは平成13年度末のことであり，この住棟には，「楓のまち」という愛称が付けられました。

その後，高瀬川の付替えなど，崇仁の事業が大きく前進しだしました。

今後のまちづくりの方向性と課題

崇仁まちづくり推進委員会　理事　竹口　等

崇仁まちづくり推進委員会が，思想・信条，団体の違いを乗り越え，結成されてから十年を迎えようとしている。この間の目に見える主な成果は，この冊子に収められているが，これらの成果は，結成時の誓いである徹底した論議を原動力として，推進されてきたことを忘れてはならない。それが，「まちづくりは人づくり」，「みんなが主役」のまちづくりというスローガンを掲げ，地元と行政の「パートナーシップ」によるまちづくりを，「共に汗をかき，痛みを分かち合いながら」実現してきたエネルギー源であった。その点で，当初の目標の一つは十分達成できたと自負したい。

一方で，結成時の危機的背景となった事業の遅れや少子高齢化，人口流出という現状は，みすみすもって加速度的に進行していて，残念ながらまだ食い止めるには至っていない。この厳しい現状は，改良住宅などの物的施策のまちづくりとソフト軸と共に支え合い安心できる生活作りというヨコ軸との間にある「家賃」「営業」「福祉」「住宅の多様性」「戻り入居」「福祉施設導入」「牧育支援」などの座標となって，私たちの前に立ちはだかっている。これらの座標が，「青年や壮年層の定着と人口増加」に向かって，一つに集約化されて行くかどうか，これが次の十年に問われている。明日に向かって胸をはって住んでいくことも，差別の中で精一杯生きてきた高齢者，これらの人々を支える青年や壮年が夢を育み，暮らしの中核になるまちにしていかなければならない。そして，この座標を単に崇仁地区にとどまることなく，京都市全体の人権，同和行政の座標であり，また，戦前再開発や京都市全体のまちづくりと連動している。崇仁のまちは，私たちの共有財産であるとともに京都市の共有財産でもある。この大事業を推進していくためにも，住民と行政がこれまで以上に知恵と力を出し合い，しんどくとも臭やかな汗をかかなくてはいけない。両係各位の以前にも増しての御協力と御尽力をお願い申し上げます。

現地での建替えである屋形町ブロックについては，入居予定の皆様に，新棟の計画だけでなく，仮住まい先についても意見交換を重ねていただきました。

現在，建設に向けての準備が進められています。

崇仁地区で最初の建替えとなる東之町・西之町ブロックの「M1棟（南部新1棟）」について，入居予定の皆様の参加により計画を取りまとめてきました。

この計画に基づき，平成17年12月の完成に向けて工事が着実に進められています。

まちづくり10年間の歩み

平成8年
6月19日：「崇仁地区のまちづくりに関する協定書」調印式及び同協定書の京都市提出
7月　1日：崇仁まちづくり推進委員会設立総会
11月21日：崇仁まちづくり推進委員会「グループディスカッション」実施
11月22日：「空から崇仁ウォッチング」実施
12月26日：冊子「みんなが主役のまちづくり」発表

平成9年
2月　1日：崇仁ウォンウォッチング「思い出探検隊」実施
2月23日：まちづくりビデオ・ゲーム実施
4月　6日：ひかり公園竣工式
8月27日：建設省等、新川
11月23日：柳原銀行記念資料館開館
11月29日：「崇仁まちづくり計画構想（案）」発表
12月　4日：「崇仁まちづくり計画構想（案）」を京都市に提出
併せて要請行動

平成10年
3月26日：崇仁まちづくり推進委員会「まちづくり計画構想策定記念レセプション」開催
4月18日：西濱組船鉾お披露目
6月　3日：総務庁視察
6月22日：増田副市長表敬訪問
6月23日：崇仁御囃子会市民憲章表彰記念式典
8月7日、8日：崇仁曳山復元お披露目

平成11年
6月　4日：「京都市崇仁まちづくり計画」伝達式，報告
「第2回室から崇仁ウォッチング」開催
8月20日：「京都市崇仁まちづくり計画」パンフレット発行
9月22日：高瀬川整備事業地鎮祭及び起工式
11月12日：9棟エレベーター設置工事完了，乗り初め式

これまでの十年を振り返って

崇仁まちづくり推進委員会　事務局長
野々口　正吾

この十年の間、色々な人に出会いました。色々な場所にも研修や見学に行き、参考にもなっています。そしてやっとここまできました。

しかしながら私たちの目指すまちづくりはまだまだです。まずは住居や周辺整備などですが、始まったばかりです。私たちの望む計画ができても、国や市の協力なしでは実現出来ません。毎週木曜日に「まちづくり」の会議を行い、地元の声として私たちが「いつまでも安心して住み続けられるまちづくり」の為に、土地や施設ができても、住民がまちを守り育てていく力が問われています。子ども達や地域に住むお年寄りの皆さんが、毎日を楽しく過ごせるようなまちづくり、この地に生まれ育ったことに誇りを持つことができるようにするには、私たちの思いを形で引き継いでいくのが、今後の課題です。

まちづくりは多くの住民の方々ともお会いします。ここまではまちづくりの基礎作りが出来たかと思いますが、実現させていくために皆様の御協力をお願いします。

平成12年
5月27日：41棟建設工事地鎮祭及び起工式

平成13年
6月30日：崇仁まちづくり推進委員会5周年記念イベント開催
7月　：「一みんなが主役の崇仁のまちづくり一」より
まちづくり広げよう崇仁の輪」パンフレット発行
11月17日：41棟「楓のまち」竣工式

平成14年
1月24日：高瀬川付替え工事の完成
3月16日：崇仁小学校ビオトープ完成式典
5月11日：高瀬川整備事業竣工式
7月15日：「特定非営利活動法人崇仁まちづくりの会」設立認証
10月29日：「京都市崇仁まちづくり計画」推進懇談会開催

平成15年
2月20日：8棟エレベーター設置工事完了
8月　末日：綻組船鉾完成
10月19日：崇仁小学校創立130周年記念式典
11月23日：「どうする京都21崇仁地区のまちづくり」放映
12月14日：「第2回崇仁まちづくりシンポジウム」開式
（経済観光局）

平成16年
2月12日：「NHK難問解決！ご近所の底力」で、崇仁の防火活動について放映
2月14日：崇仁市営住宅塩小路高倉第1住（仮称）新築工事起工式及び地鎮祭
3月20日：平成15年度京都水宣言記念京都水づくり賞受賞
6月18日：平成16年度京都府建設業全功労者表彰受賞
7月15日：南部新1棟（仮称）新築工事起工式及び地鎮祭

平成17年
2月17日：国土交通省及び内閣官房都市再生本部への要望活動
3月17日：24棟エレベーター設置工事完了及び供用開始
11月15日：塩小路高倉1棟竣工
12月19日：M1棟（南部新1棟）竣工

（8）

菱野貞次と京都市政
―菱野は京都市に何を訴えたのか？―

白木正俊

はじめに

南禅寺の前に琵琶湖疏水のインクラインがあるのですが、その一番下に琵琶湖疏水記念館という小さな施設があります。琵琶湖疏水は京都の近代化を進める上で色々な施策を生み出した大きな公共事業として知られているのですが、そういった琵琶湖疏水の歴史について展示している施設です。現在、私はそこで研究員をしています。

それ以前は寺町丸太町を上ったところにある京都市歴史資料館で、京都市政史―京都市の行政の歴史を編纂する仕事をしていました。そして、市の行政や市会の歴史を見ていくなかで、菱野貞次という人に出会いました。

通常、部落史を考えるときに、水平運動ですとか融和運動、あるいは行政でいいますと社会政策の面が語られることが多いのですが、水平運動、融和運動は社会運動ですから、糾弾闘争をしたり、行政に働きかけたりして、自らの要求を実現させていこうとします。

その一方で、地方自治といった観点に立った時、部落の個別的な要求ですとか、部落出身者の意思がどのように政治や行政に反映しているのだろうか、ということを考えてみました。そうすると、部落出身の市会議員に注目することが重要ではないかと思ったわけです。現在でも、我々が選挙で議員を選び、そこで当選した人が市会でいろんな発言や要求を行うことにより、その地域や団体などの意志が政治に一定反映していきます。そのように考えた時、この東七条でも同じことが考えられるのではないかと思いました。

そこで戦前の京都市で被差別部落出身と判明している市会議員さんがどれくらいいたのか調べてみましたところ、二人しかいないことが分かりました。ほかにおられるかもしれませんが、はっきりと被差別部落の出身と分かる人はたったお二人だけだったのです。一人は松下平三郎です。もう一人は今日取りあげる菱野貞次です。このお二人はこの崇仁地域に生まれ住み市会議員になった人です。このお二人以外では、例えば田中とか楽只などから立候補されている方がおられるのですが、だれも当選されていません。

このお二人について、市会でどのような発言や行動をしておられたのか調べてみました。そうすると、松下平三郎は一九二五年と一九二九年の選挙で当選し、二期にわたり議員になっておられます。そこで、当時の市会議事録を全部見たのですが、一度も発言された形跡がありません。議

事録を通しては何をされていたのか全く分からなかったのです。

それとは対照的に菱野貞次は、かなり多くの色々なことを市会で発言、要求されています。そこで、この菱野がいったい京都市会でどのようなことを発言、要求し、それが実際どの程度実現したのかということについて関心を持ちました。今日の講演で菱野を取り上げたのは、このような関心からです。

まず、菱野貞次はどのように部落史の中で認識されているのかと言いますと、崇仁地区出身の部落改善、部落解放運動の功労者で、朝田善之助と並んで有名な水平運動家です。ところが、京都部落史研究所が編纂した『京都の部落史』を読みますと、何度も菱野の名前は登場しますが、明石民蔵、桜田儀兵衛、伊東茂光、朝田善之助といった人々にくらべて非常に小さく扱われ、よく認知されていません。水平運動家としての資料が少ないことが大きいように思います。一方、市会議事録を見ますと、多くの菱野の発言が記されています。菱野が市会議員として果たした役割が全く『京都の部落史』の記述に反映されていないことが分かりました。そこで、菱野が市会で何を発言し、どういう活動をしたのかということを一層調べてみたいと思ったわけです。

一、菱野貞次の略歴

菱野貞次の正式な名前の読み方は分かりません。履歴書等の資料がたくさんあるのですが、ルビがふられていないので何と読んでいいのか正確にはわかりません。ここでは、いろんな人名辞典などの記載にしたがい、「ていじ」と呼びたいと思います。

菱野は一八九八（明治三一）年六月一七日に現在の京都市下京区東七条小稲荷町の商家に生まれました。このコミュニティセンターがある場所よりもう少し西側で生まれたということです。七歳のときにお父さんと死別し、姉と弟と共に母を助けた孝行息子であったと言われています。崇仁小学校六年生の時に優等生として表彰されています。卒業後、一六歳のときに家出をし、大相撲の鳳部屋に入門しています。しかしほどなくそこを脱出し、各地を転々としています。その後、京都に戻ってきて、京都日出新聞社―現在の京都新聞の前身の新聞社です―そこの印刷工をつとめました。一九一八年八月には米騒動が起こりますが、

大阪で米騒動に参加しています。一九二二年三月には全国水平社の創立大会に参加したという記述があるのですが、具体的にどういう参加の仕方をしたかについては、今のところ分かっていません。この年の五月には京都印刷工組合に加盟し、労働運動にも参加しています。この年の一一月には日出新聞社の争議に参加したことにより首をきられてしまい、のちに京都魚市場の仲士になります。京都魚市場といいますと、今の京都中央卸売市場ですが、一九二二年の時点では中央卸売市場はなく、今の烏丸六条西入のあたりに「魚の棚」と呼ばれる魚市場があり、そこに勤めていたと思われます。一九二七年に京都中央卸売市場ができ、そこで魚仲士として亡くなるまで仕事を続けました。一九二二～二三年頃に労働組合に参加し、水平運動も始めるのですが、二五年には全国水平社第四回大会で本部常任理事に就任しています。さらに二六年には浜松日本楽器争議という、朝田善之助も参加する有名な争議があるのですが、京都府水平社の青年を率い、争議団の遊撃隊を組織し、暴力団と対決するという非常に過激な活動もしていました。この年の五月、労働農民党に加盟して京滋支部の幹事に就任します。一〇月には労働農民党第四回中央委員会で水平社を代表して中央委員に就任します。一九二〇年代半ばは水平運動と労働運動の両方に積極的に運動を展開していきました。

一九二五年に普通選挙法という法律が施行されました。京都で最初に普通選挙法が施行されて実際に行われた最初の選挙は、二七年九月の府会議員選挙です。この選挙に菱野は立候補しましたが、残念ながら落選しています。翌年にはこの府会議員の補欠選挙があるのですが、このときも落選しています。よって府会議員としては二回落選したことになります。二九年になり、治安維持法が施行されて労働農民党は非合法な政党ということで結社が禁止になりました。そのため労働農民党を脱党し、水谷長三郎・神田兵三らの労農大衆党の創立に参加し、執行委員を務めています。菱野が無産運動に積極的に参加し、運動家として地位を上げていったのが二〇年代後半でした。

一九二九年五月に普通選挙法初の市会議員選挙があります。このときに、労農大衆党から立候補して初当選しました。今日の講演は、菱野が一九二九年五月に市会議員に当選してから、四年間の任期を終える三三年五月までの間に、市会においてどのようなことを主張し、展開したのか

ということを話したいと思います。

ここで、略歴についてまとめておきますと、東七条の部落出身で、幼少期に父を失うなど必ずしも恵まれた環境で育ったわけではないにもかかわらず、親孝行で地域の中では比較的優秀とみなされていた青年でした。少年期から青年期にかけて職業を変え各地を転々としながらも、最終的には京都に戻ってきて、労働運動・水平運動に目覚め、一九二二年以降は労働運動家・水平運動家として活動を積極化させていった人でした。二〇年代後半には無産政党の公認で府会議員選挙に二度立候補して政界への進出を試みますが、失敗に終わっています。こういったことを踏まえておきたいと思います。

二、一九二九年五月の市会議員選挙と菱野の支持基盤

まず、一九二九年五月の普通選挙初の市会議員選挙というのはどういう選挙であったかお話します。満二五歳以上の男性ならば、所得や納税額に関係なく、だれでも投票に行けるし、だれでも立候補してかまわないという、初めての選挙でした。当時の市会議員の定員五六名に対し、一五六名が立候補していたので、きわめて当選倍率の高い選挙でした。選挙の結果、立憲民政党が二三名、中立が一八名、政友会が八名、立憲公民党が一名、国民同志会が一名、労農大衆党が三名、社会民衆党が一名、旧労働農民党が一名ということでした。この労農大衆党中に菱野が入っています。この数字から分かるように、立憲民政党が大勝し、政友会が大敗した選挙でした。その一方で、菱野を含め無産政党公認の議員五名が初めて市会に進出した選挙でもありました。

菱野は定員一五名の下京区から労農大衆党公認で立候補し、七六〇票を得て一一位で当選しています。当選順位は高くありませんが、無産政党で初めて市会議員になっています。

この選挙では、朝治武さんの研究にもでてきます全国水平社創立や国民研究会結成を支持した鈴木紋吉、田中新七、浅野雅三―この人たちは部落の人ではないのですが―こういった人たちもこの選挙に立候補していますが、落選しています。

では、菱野はどういった人に支持されて当選したのでしょうか。その支持基盤を知るために、当時の新聞を使って、選挙戦で菱野が演説会をどこで何回開催したかを調べ

てみました。とりわけ、演説会の日数、回数、場所を、菱野と同様に下京区から立候補した当選者のうち、菱野と同じ東七条出身の松下平三郎、菱野と同じ無産政党候補の奥村甚之助と比較して、選挙戦の仕方がどのように異なるのかを検証してみました。それを示したのが表①です。

松下は一八七四年生まれでしたから、菱野より二回りほど年上です。すでに一九二五年の市議選で当選し、一期の議員生活を経験していますので、二九年選挙では二度目の当選でした。中立で立候補し、三位で当選しています。崇仁学区の学区会議員、公同組合副幹事、方面委員（現在の民生委員）などの学区の公職を歴任した有力な資産家、名望家で、水平社と対立した国民研究会の幹部の一人でした。

奥村も松下と同様に一八七四年生まれでしたから、菱野より二回りほど年上で、すでに府会議員に当選していました。当時は現在と違い、市会議員と府会議員、衆議院議員を兼任することができました。奥村はこの市会議員選挙では一〇位で当選しています。

まず、選挙演説会についてです。松下は七日間八回、奥村は五日間七回、開催しているのに対し、菱野は一三日間二三回でした。菱野は二人に比べ、回数も日数も二〜三倍多く選挙演説会を開催していることが分かります。

次に、開催場所についてです。松下は地元の東七条とその周辺部に集中しています。しかも比較的多くの人が集まることができる学校よりも個人宅で開催している場合が多いので、最初から、多くの聴衆ではなく、比較的少数の聴衆のみを対象にした演説会しか開催していないのではないかと思います。

奥村は、東七条を除く低所得者層が多く居住する新市域を重視して演説会を開催しています。新市域とは、一九一八年に京都市に編入される市周辺部の地域のことで、東七条も含まれています。ところが、奥村は途中から演説会を開催しなくなります。五月八日に醒泉校と菊浜校で演説会を開催したのを最後に、一度も演説会を開催していません。選挙当時、奥村が属した政党が非合法無産政党でしたので、演説会の開催が許可されない状況であったと思われますが、それにしても、奥村は各方面で選挙戦を十分に展開できないまま、選挙に臨んだわけです。

一方、菱野はこの二人とは対照的に多方面で演説会を開催していました。選挙戦当初から低所得者が多く居住する

東七条を含む新市域、とりわけ、九条、八条といった下京区の南部や南西部の地域を重視して演説会をしています。選挙戦中盤から後半にかけては、旧市域の周辺部から市内中心部へと演説会の場所を広げています。醒泉校、格致校、修徳校といった町の中心部に位置する小学校で、比較的富裕者層が多く居住する地域です。このように富裕者層からの支持獲得も視野に入れ、選挙戦を展開しています。そして、選挙戦終盤は再び市域周辺部で演説会を行っています。

このように見ていきますと、菱野は奥村や松下に比べ非常に多彩な階層から支持を得る選挙戦を展開していたことが分かります。低所得者層が居住している市周辺部から支持を得ることを原則として重視しながらも、町中の富裕層が住んでいる地域も視野に入れ、広く下京区全体から支持を得ることを目的として選挙戦を展開したと思われます。

三、京都市会における無産議員団と菱野の位置

選挙後、京都市会は新しい会派を形成しますが、その構成は次のようなものでした。中立の議員を主体とした民友会が一〇名、中立と民政党系議員が主体の市正会が八名、民政党系議員のみの民政倶楽部が二二名、純無所属が五名、無所属が八名、無産議員団が五名の六つの会派です。菱野は無産議員団に所属するのですが、市会の中で一番多かった民政倶楽部が土岐嘉平市長を支持するという構造がありまして、無産議員団を除く他の会派が、政治状況に応じて入れ替わりしながら民政倶楽部と連立し、市長を擁護するいわば「与党体制」が築かれました。

無産議員団は、一九二九年五月に結成されてから三三年五月の定期改選にいたるまで、一度も他の会派と連立を組むことはなく、構成する五名は誰一人として他の会派に統合されることなく、野党会派として独自路線を歩みます。労農大衆党の菱野・神田兵三・半谷玉三、社会民衆党の上田蟻善、労農同盟の奥村甚之助が一緒になって無産議員団を組織していました。この五人の当時の年齢は、菱野三二歳、神田三一歳、半谷三九歳、上田三八歳、奥村五六歳です。まず、菱野を除く四人の議員がどのような人物なのか、その略歴を見てみましょう。

神田兵三は兵庫県の出身で、一九二三年七月の奥村電機争議という大きな労働争議で奥村・半谷と知り合い、無産運動の世界に入ります。山本宣治・水谷長三郎とともに京

都の無産運動を指導したことで知られています。二七年九月の府会議員選挙で奥村とともに当選していますので、府議と市議を兼任する立場でもありました。二九年一月の労農大衆党結成時には執行委員長の水谷に次ぐ書記長に就任しています。菱野もこの時結成に関わりますが、執行委員の一人に過ぎませんでした。

半谷玉三は神奈川県の出身で、一九一五年に京都に来ました。日本初の労働組合である友愛会の京都支部に加盟し、この時に奥村と知り合います。二二年の日本共産党の結成にも参加しています。先ほどの神田の配偶者と半谷の配偶者が姉妹でしたので、神田と義理の兄弟関係にありました。市会では参事会員に就任しています。参事会というのは戦前の地方自治法制下における固有の制度で、この時代は市会議員の中から選ばれた八人が参事会員に就任し、参事会員は市長が市会に提出する前に議案を見て、意見を述べることができました。

奥村甚之助は京都市今熊野の出身です。一九一七年五月に発足間もない友愛会京都支部に入会しています。一九年七月、二三年七月の二度にわたる奥村電機争議などを指導し、労働争議の大会や演説会で常に議長をつとめる高い地位にありました。水谷・山本と並び、京都の無産運動界の最高指導者の一人と評価されています。神田と同様に二七年九月の府議選では高得点で当選しています。二九年には山本と共に非合法無産政党の政治的自由獲得同盟に属し、合法無産政党に属した神田、半谷、菱野とは一線を画していました。

上田蟻善は京都市三条富小路で薬局を営んでいました。文筆活動の活発な人で、雑誌「近代思想」の投稿を通じて、大杉栄や堺利彦と交友をもった無産運動家でした。一九一四年七月に個人誌「へいみん」を発行したため、治安当局の要視察人となっています。一九年に発行したパンフレット「新労働組合主義」が出版法違反に問われ、禁固刑に処せられました。

このように無産議員団を構成している五人のうち、菱野とそれ以外の人を比較すると、一九一〇年代から多くの労働争議を経験指導してきた老練の奥村と中堅の半谷、一九一〇年代から出版活動を通して堺・大杉などの有力な社会主義者や無政府主義者などと交友があった中堅の上田、菱野よりやや年下であるにもかかわらず無産運動家、地方議員としての多くの活動経験を持つ少壮で早熟の神田は、菱

野に比べその長期で豊かな無産運動家、地方政治家としての経験を有するがゆえに格上の地位にあったといえます。逆に言えば、菱野は無産運動家、労働運動家、水平運動家として色々な活動をしてきているのですが、地方政治家としての経験は浅く、選ばれた市会議員の中では一番格下の地位にあったといえます。

しかし、市会議員に就任して二年もたたないうちに、大きく状況は変わりました。無産議員団を構成している五人のうち、奥村と上田が任期途中で亡くなってしまったからです。奥村は一九三〇年一〇月二〇日に国鉄山陰本線嵯峨駅構内で鉄道列車事故にあい、翌日に亡くなっています。上田は三一年四月二九日に中耳炎に罹り入院し、同年七月一三日に亡くなってしまいました。市会議員の任期四年の半分をやや過ぎた一九三一年の七月以降は、五人いた無産議員団は菱野・神田・半谷の三名だけとなります。

すなわち、菱野は市会議員として任期の後半は、同じ労農大衆党の同志でありながら格上の立場にあり、義理の兄弟という相互に強い結び付きを持った神田・半谷との関係において、活動せざるをえなくなったのです。

四、菱野の市会での出席・発言とその分布

無産議員団がどれぐらい市会に出席、発言し、質問をしたのかを、一九二九年五月から三三年五月までの市会会議録を調べたものが表②です。京都市会はこの四年間に計五七回開催されています。そのうち、菱野は五二回、神田が四六回、半谷が五五回、市会に出席しています。菱野は半谷に次いで二番目に多いのですが、神田は任期後半の出席が激減し、三二年九月あたりから休みがちになります。

発言回数は、菱野は一八回、神田は一七回、半谷は三回です。質疑項目数は、菱野が四一、神田は三三、半谷は九です。菱野・神田に比べ半谷が極端に少ないことが目立ちます。

菱野は四年の任期を通してバランスよく理事者に対し質疑を試みています。一九三二年、三三年の予算市会でも依然として質疑を繰り返し、理事者を批判する姿勢を継続堅持しています。

一方、神田は一九三一年三月の予算市会を境に、発言の回数も項目も極端に減り、政策上の理事者批判を行わず、三二年九月から欠席が目立つようになります。

半谷は議決には参加しますが、一九三〇年二月を最後に

全く発言しない傍聴的姿勢をとります。三一年一〇月に参事会員を辞職して以後も同様でした。無産議員団にとって市会での任期後半の二年間は、奥村と上田の死去による両人の不在、半谷の傍聴的態度、神田の発言回数の急減と欠席数の増加により、菱野だけが無産議員団の政策と主張を展開する唯一の議員となりました。

五、菱野の京都市政に対する政策要求

では菱野は何を市会で発言、主張したのでしょうか。表⑤を御覧ください。

菱野は水平運動家ですから、当然、部落問題についても言及しているはずなのですが、部落問題について言及したのはたった一回しかありませんでした。一九二九年七月一三日に京都市土木局が発行した小冊子『京都都市計画小誌』の別添地図に記された差別表記について質問したこの一回だけです。

当時の京都市は、都市計画事業が進み、九条・東大路・西大路・北大路などの市周辺部の区画整理が実施され、新しい市街地がつくられた時代でした。そこで、都市計画を主管した京都市土木局が都市計画の内容を記した小冊子『京都都市計画小誌』を発行、配布しました。それには京都の歴史地理上の変化を示すため、冊子の末尾に複数の地図が袋綴で別添されていました。その地図の一枚に、明治初期に出版された地図の複製があり、その地図中の田中、三条、東七条の箇所に差別表記がありました。その点について菱野は差別意識を助長するものであると市会で問題にし、地図の回収を要求しています。これが唯一の部落問題についての発言です。市会議事録を読みますと、この地図について菱野が取り上げたので京都市の土木局長が問題であったことを認め、この地図を回収して差し替えることを明言しています。未回収のまま残っているものもあるのではないかと思い、現在も所蔵している色々な機関のものを探し、閲覧したのですが、現在のところ差別的表記の地図を別添したものは発見していません。ですので、最初に配られたこの小冊子にどういった記載があったのか、正確に知る術はありません。菱野は「穢多と書いてあって、差別意識を助長するのでよろしくないので回収すべきだ」という趣旨の発言をしていますので、かなり徹底的に回収されたものと思われます。

菱野の発言の大多数は、低所得者の俸給生活者や労働

者、失業者、低所得の中小商工業者に関する政策要求でした。この点は、菱野が崇仁地区などの被差別部落を無視していたということではありません。京都市における貧困の問題は、被差別部落に限ったことではないと強く認識していました。その菱野の政策要求を次の九点にまとめました。

一つ目は市電・市バスの使用料値下げの要求です。一九二八年に開業した市バスは一区六銭の区間制を採用していました。当初市バスが走っていたのは市内中央部の烏丸通と四条通で、郊外は市バスがまだ走っていませんでしたが、徐々に郊外へも市バスが走るようになりました。そこで二九年一〇月二三日の市会で、菱野は、市周辺部に居住する労働者や俸給生活者層は出勤のため市内へ移動するため、市バスと市電の双方を利用しなければならないが、市内の電車に乗り換えるまでに六銭ないしは一二銭余分に負担しなければならないと言っています。現在のように、サラリーマンや労働者が職場に出勤するのに必要な交通費を支給するという制度が定着していません。自己負担です。菱野は、市電に並行しない市バスの乗車賃を市電の延長線とみなし、市電の一回の乗車券または回数券で市電と乗り継ぎができるように改正することを要求しました。二九年一二月一九日の市会では、市バスの料金値下げによる乗車率の向上、三〇年二月二四日の市会では、早朝に市電に乗車する労働者の電車賃の半減、三一年三月一〇日の市会では、市バスの単独線の区間延長を要求しています。つまり、郊外地を居住する低所得者層に対し、交通が未発達のために生じる交通費の負担をできるだけ軽減させることを目的としていました。

二つ目は市内郊外地の借家への上水道給水不備を解消する要求です。一九二九年一〇月三〇日の市会で、京都市営水道を当時市外にあった大宮・鷹ケ峰・太秦・堀内（現在の伏見区桃山）の四村へ給水する議案が提出されました。この議案に対し、菱野は、市内郊外地において借家人が水道の給水を家主に希望しても、市が配水管を敷設していないことを理由に、家主が借家に水道を給水しない場合が多いことを問題にしています。市外隣接村へ給水するよりも、それ以前に、市内郊外地の借家へ完全な水道の給水を実現させることを優先させるべきことを主張しました。

三つ目は、失業救済事業を徹底する要求です。一九二九年一二月二九日の市会で「失業救済ニ関シテ」と題して質

問します。失業救済事業への応募者数が採用者を大きく上回っているため、西陣地域を中心として仕事に就けず路頭に迷う人々が多数いることを問題にしました。また、失業救済事業への被採用者は日給一円二〇～三〇銭、一箇月一五日間の労働で働き、その多くは家族が多く高齢者や病人を抱えた人々であるため、生活を支えることが困難で、市の失業救済事業は極めて不完全であることを問題にしています。そのため、失業救済事業の労働日数と労賃の単価を増やすように要求しました。それでも市に要求が受け入れられないので、とうとう、三〇年一一月二七日に「市役所占拠事件」と呼ばれる実力行使に出ました。菱野の総指揮のもと、半谷・神田を先頭に失業救済事業に従事していた日雇労働者数百名が市役所に乱入し、二階バルコニーで赤旗三旗をなびかせて、市の失業救済事業の不当を訴え、「食べるだけの賃金を支給しろ」などの要求を記した決議文を助役に手渡しました。この実力行使は、同年一二月一六日の市会で、非合法の直接行動として問題にされ、菱野・神田・半谷に対し警告と反省を促す決議が可決されました。この決議に対し、菱野は失業救済事業で得る一箇月一五円～一七、八円の給金では貧しい妻や子、親達を養うことができないという現実が事件になって現れたのであると弁明し、市の失業救済事業の不徹底さを批判することを継続しました。三一年三月一〇日の市会では、市の失業救済事業遅延と日雇労働者の賃金の低さを再度問題として取り上げ、無休労働ないしは賃金増額による日雇労働者の生活状態の改善、三三年二月二八日の市会でも、日雇労働紹介に特化し新設された千本七条の労働紹介所の機能を発揮させるため、親方による臨時工夫の日給のピンハネ（二重搾取）廃止を要求しています。すなわち、失業救済事業の徹底と適正化を図ることで、多くの失業者の雇用と日雇労働者の生活水準の改善を一貫して要求し続けました。

四つ目は、低所得の労働者や小商工業者に課された営業税・雑種税撤廃の要求です。その中でも特に自転車税の撤廃を要求しています。当時は自転車の所有者に対しても税金が課せられ、自転車税は京都市に支払う雑種税の一つとして定められていました。一九三〇年二月二四日の市会では、西陣の賃機労働者に課されている営業税、自転車税などの雑種税の撤廃を要求しています。自転車税については、既成政党が撤廃を叫ばねばならない税とし、営業税は国税において純益四〇〇円未満の営業者に賦課が免除

されているので、製造業の一部である西陣の賃機業者に対しても自転車税を同様に撤廃すべきであることを主張しました。三〇年一〇月四日の市会では、自転車税の課率を自転車一両につき年四円五〇銭から四円に改正する案が提出されましたが、この時も菱野は自転車税課率の低減ではなく、自転車税そのものの撤廃を再度要求しました。

五つ目は、資本家・有産者・土地所有者に対する土地増価税・別荘税・閑空地税・銀行会社税・百貨店税の新設を要求です。一九三〇年二月二四日の市会で、西陣地域の賃機業者などの低所得の労働者、製造業者への営業税、自転車税を撤廃することによって市税収入が減少する埋め合わせ策として要求しました。都市計画の進捗等を原因として地価が高騰することにより土地所有者の不労所得が増加するので、土地増価税には厖大な収益が見込めること、また、資本階級が無産階級を搾取した利益により造った別荘や庭園に対して課税し別荘税を取り立てねばならないことを主張します。また、地価の暴騰を目論んで空地や土地を所有していると思われる人々に対して二〇坪を一区として閑空地税を新設しなければならないこと、大資本家が経営する銀行には銀行税を当然取り立てねばならないこと、大丸や高島屋などの大資本経営の小売資本は呉服専門から日用品全てを取り扱う百貨店へと成長し厖大な利益を貪り、小売商人が儲かりそうな仕事を奪い迫害しているので、百貨店税の新設をしなければならないことなどを要求しました。

六つ目は、歓興税の免税額を五〇銭から一円の引き上げを要求です。菱野はこの点については、消費する地域により課税額に差違を設ける要求に意見を変えています。一九三二年二月二五日の市会で、飲食業者の売上に税を課す特別税歓興税の新設案が提出されるのですが、菱野は、歓興税の新設に賛成しつつも、課税対象となるカフェーやバーが無産階級の慰安所となっていることから、免税額を五〇銭から一円に引き上げるように要求します。少額の飲食には税を課さない制度にしようとしたのです。三三年二月二八日の市会では、歓興税の課税方法を一律に定めるのではなく、繁華な市中央部と市周辺部とに課税額に差違を設けることにより地域ごとに等級を設定する方法を新たに提案します。高額所得者や資産家に課税する特別税として歓興税の創設を当初要求していましたが、地域により顧客の所得階層に大きな相違があることを踏まえ、地域別に課税額

が異なる累進性のある課税制度を提案していました。

七つ目は市電従業員、下級吏員の待遇改善の要求です。一九三〇年三月二九日の市会で、電気局庁舎改築費として計上された六七万三〇〇〇円全額を削除する廃案動議を提出し、削除した財源を市従業員の待遇改善費と社会施設経営費に充てることを要求しました。市従業員とは、市電職工・電線工夫・車掌・運転手などの市電・市バスの現業員です。とりわけ注目すべきなのは、市バスの女性車掌の待遇改善を要求し、生理時における休暇取得を提案しています。当時としては非常に先進的な提案ではなかったかと思います。また、劣悪な市電車両課の鋳物工場や車掌や運転手が使用する休憩室などの労働環境の改善を要求します。にもかかわらず、そういった条件が改善されないため、三〇年六月二一日から二六日にかけて、市バス現業員がストライキを展開した市バス争議を起こしました。二九年末頃に市バス運転手を中心に組織され、労働組合としての性格を帯びつつあった市バス現業員組織「親睦会」に所属する二名の現業員を市が馘首したことに端を発したものです。二一日に市バス争議団が京都市電気局に一七項目の要求書を提出し、市バス現業員の勤務時間、労働環境の改善を要求し、女性車掌の生理時の休暇付与、休憩施設の設置などを盛り込んでいました。表⑥がその要求書です。

八つ目は簡易食堂の食事の改善と市営化の要求です。簡易食堂というのは、一九一八年の米騒動を教訓に、京都市が塩小路烏丸あたりと北野天満宮の近くの二箇所に新設したものです。三一年三月一〇日の市会で、市の監督下にある七条簡易食堂の食事が民間経営の食堂の食事に比べ値段が高く不味いことを問題にし、簡易食堂の食事の改善を要求します。三三年二月二八日の市会で、簡易食堂における同様の現状を問題にし、経営を民間委託から市の直営に移管させることを要求しました。

九つ目は地方改善地区（崇仁・田中・東三条・西三条・壬生・錦林の六地区）以外での託児所の設置と使用料撤廃の要求です。一九三三年二月二八日の市会で、地方改善地区にのみに設置されていた託児所を、それ以外の東九条・西九条・西七条・今熊野・西陣・朱雀などの無産階級密集地帯で設置するとともに、託児所使用料の撤廃を要求しました。菱野が貧困問題を自らが居住する崇仁学区などの被差別部落に限定せず、広く低所得者層が居住している地域の問題として強く認識していることがうかがえます。

おわりに　～菱野による政策要求実現の可能性と限界～

では、これらの菱野が主張した要求がどれくらい実現していったのでしょうか。その実現の有様を三つに分けて最後に御説明いたします。菱野の主張が全面的に受け容れられたことは一つもありませんが、全面的ではないにしても部分的に受け容れられ、実現した要求があります。それが一番目と六番目に御紹介した要求です。

市電・市バスの使用料の値下げについては、一九三二年一二月の料金改正により郊外地に居住する低所得者層の市バス・市電への乗車料金の負担が軽減されました。この軽減が後に市バスの乗客数を伸ばし、乗客数をこえる増加率で営業収入を増加させた一因になります。

次に、歓興税の免税額を五〇銭から一円への引き上げる要求ですが、一九三三年八月三一日に京都市は特別税歓興税条例を改正し、市内の地域を三等級に分け、消費額に対する賦課率を一等地八％、二等地七％、三等地六％に設定しました。一等地は高額所得者を主な顧客とする四条通・河原町通などの京都市の中心的歓楽街や祇園甲部・宮川町・先斗町などの高級遊廓街です。二等地は一等地の周辺に形成された歓楽街・遊廓地と西陣地域の住民を顧客とする市北西部の歓楽街で、北野新地、五番町、堀川商店街、三条商店街です。三等地は市周辺部に居住する低所得者層を主な顧客とする市の外縁部や周辺部に形成された歓楽街です。課税対象の下限となる免税額そのものは引き上げられなかったのですが、後の菱野のねらいどおり、地域別に課税額が異なる累進性のある課税制度として実現しました。

ほとんど実現できなかった要求は二・四・五・七・八番目の要求です。

郊外の借家への上水道給水不備の解消を要求しましたが、借家人が多く居住する市内郊外地への水道が十分に普及しないまま、市外への水道拡張が急がれました。不十分であった市内の郊外地の借家への完全な水道給水は実現しませんでした。表⑦を参照してください。市内不良住宅地区の水道普及率は、錦林地区は伸びていますが、養正地区などは下がっています。一九二八年に一六・三％だったのが、三七年に二一・九％までにしか伸びていません。京都市のほかの地域の普及率が八〇％をこえていますので、不良住宅地区が非常に遅かったことがうかがえます。京都市では不良住宅地区に水道が十分に給水されないまま戦後を

迎えてしまいます。

低所得の労働者や小商工業者への営業税・雑種税撤廃の要求ですが、一九三一年四月に京都府が三部経済制度を撤廃したことにより、京都市の特別税雑種税は京都府の特別税雑種税となりました。そのため、市の財源としての雑種税は府税附加税となり賦課率に制限が加えられました。二輪車以下の自転車一輌の年税は、府税が二円一〇銭、附加税の市税が約二円六〇銭六厘でしたので、両税合わせて約四円七〇銭六厘が課税されることになったのです。よって、当初の四円を上回ることとなり、市民の自転車税負担は撤廃されるどころか事実上増加することとなりました。資本家・有産者・土地所有者に対する土地増価税・別荘税・閑空地税・銀行会社税・百貨店税の新設の要求は実現することはありませんでした。京都市が特定の限られた所得階層に納税を限定する税目を設定することはなかったからです。

市電や市バスの従業員の待遇改善費と社会施設経営費の要求についても実現していません。市電従業員の医療制度の一定の無償化や健康保健組合制度は整備されましたが、勤務時間や労働環境の改善はされませんでした。

簡易食堂の食事の改善と市営化の要求については、一九三九年になっても民間委託のままで、市は食品種別と価格の指定監督に当たるに過ぎず、市営になることはありませんでした。食事の改善がどの程度なされたかを知る術がありません。

では、菱野の要求とは無関係に、時勢の変化や進展により結果として部分的に実現したものがあります。三番目と九番目です。

失業救済事業徹底の要求ですが、労働市場の需給関係が日中戦争期になると転換し、統制経済により労働者が失業を余儀なくされるものの、軍需により多くの失業者が日雇労働者でなく一般求職者として軍事産業を中心とした職に就ける雇用環境へと激変しました。経済状況が変わったことによって問題が縮小していったということです。

地方改善地区以外での託児所の設置と託児所使用料の撤廃の要求については、一九三四年の室戸台風により大きな損害を被った醍醐・向島・横大路・吉祥院・上鳥羽・梅津・紫野の各農村地域に風害からの経済的復興を促進するため三五年一〇月から三六年六月にかけて託児所の機能をもった風害記念隣保館が設置されました。さらに、三七年

七月の日中戦争以降、出征軍人の家族や遺族の生活を支援するため三九年一〇月に花園・深草・西九条の三箇所に銃後託児所が設置されます。託児所は、菱野が要求した東九条・西九条・西七条・今熊野・西陣・朱雀などの無産階級密集地域の住民全体を対象として設置されませんでしたが、さらにその周辺部の風害を受けた農村部と、出征軍人の家族や遺族といった特定の世帯を対象として設置されました。ただ、既存の地方改善地区の託児所（後の隣保館）、風害隣保館、銃後託児所とも使用料は有料のままで、無料にはなりませんでした。

このように菱野の市会議員としての活動を見てきますと、神田、半谷、奥村といった無産運動の闘士といわれた人に比べ、四年間という一期の市会議員の任期のあいだで、色々なことを行っています。こういった部分は、これまでの部落史でも明らかにされてこなかったことで、もっと菱野を高く評価していいのではないかと思います。

一九三三年五月に菱野は任期を終え、市会議員に再度立候補したのですが、落選してしまいました。その後、四年間のブランクを経て、三七年五月の市会議員選挙で再び当選します。このブランクの間、菱野が何をしていたのかについてはこれから調べていこうと思っています。再選後、一九三九年には崇仁学区の学務委員に当選しています。当時の学務委員というのは、今でいう学区の自治連合会の会長に相当する役職です。しかし、残念ながら翌四〇年九月には亡くなってしまいました。戦後も生きて精力的に活躍した朝田善之助のように著名ではないのですが、菱野が戦前にどのように活躍したのかを、今後も解き明かしていきたいと考えています。

菱野貞次と京都市政～菱野は京都市に何を訴えたのか？～

2010.07.09（金）18:30～20:30
於：崇仁コミュニティーセンター
琵琶湖疏水記念館研究員　白木 正俊

はじめに

〇菱野貞次を取り上げた動機
京都市政史・市会史における被差別部落の位置
戦前の被差別部落出身の市会議員：松下平三郎と菱野貞次のみ。
・京都市会会議録：松下は発言なし。

〇菱野貞次に対する一般的認識
崇仁地区の部落改善・部落解放の功労者、水平運動家。
→・明石民蔵・桜田儀兵衛・伊東茂光・朝田善之助に比べ認知度が低い。
・市会議員として果たした役割は全く認知されていない。

1．菱野貞次の略歴

1898 年 6 月 17 日　京都市下京区東七条小稲荷町の商家に誕生。
→7 歳の時に父と死別後、姉弟と共に母をよく助けた孝行息子
1909 年 10 月　崇仁小学校尋常科 6 年、優等生として表彰。
同校卒業後 16 歳の時に家出し大相撲鳳部屋に入門するが、ほどなく脱出して各地を転々。
のちに京都日出新聞社の印刷工に入職。
1918 年　大阪で米騒動に参加。
1922 年 3 月　全国水平社創立大会に参加。
1922 年 5 月　アナ派の京都印刷工組合に加盟。
1922 年 11 月　京都日出新聞社の争議で馘首。のちに京都魚市場の仲仕になる。
1925 年　全国水平社第 4 回大会で本部常任理事に就任。
1926 年　浜松日本楽器争議で京都府水平社の青年を率いて争議団の遊撃隊を組織し、暴力団と対決。
1926 年 5 月　労働農民党に加盟し京滋支部幹事に就任。
1926 年 10 月　労働農民党第 4 回中央委員会で水平社を代表して中央委員に就任。
1927 年 9 月　男子普通選挙初の京都府会議員選挙に立候補、落選。
1928 年 5 月　京都府会議員補欠選挙に立候補、落選。
1929 年 1 月　労働農民党結社禁止のため水谷長三郎・神田兵三らの労農大衆党の創立に参加。
執行委員をつとめる。
1929 年 5 月　男子普通選挙初の京都市会議員選挙で労農大衆党で立候補、初当選。

①東七条の部落出身で、幼少期に父を失うなど必ずしも恵まれた環境で育ったわけではないにもかかわらず、親孝行で、比較的優秀とみなされた青年であったこと。
②少年期から青年期にかけて職業をかえ各地を転々としながらも、やがて労働運動・青年運動に目覚め、1922 年以降bは労働運動家・水平運動家として活動を積極化させていったこと。
③1920 年後半には無産政党の公認で府会議員選挙に 2 度立候補し、自ら政治的台頭を試みるが、失敗に終わっていること

2．1929 年 5 月の市会議員選挙と菱野の支持基盤

（1）1929 年 5 月の市会議員選挙
・男子普通選挙による初の市会議員選挙
・定員 56 名に対し 156 名が立候補。
・党派別の獲得議席数
民政党 23（46）、中立 18（60）、政友会 8（23）、立憲公民党 1（7）、国民同志会 1（5）、労農大衆党 3（4）

社会民衆党 1(4)、旧労働農民党 1(1)　　・・・・・・・・・・・・・・・(括弧内は立候補者数)
→民政党の大勝、政友会の大敗、菱野を含め初めて無産政党公認の議員 5 名が初めて市会に進出。
菱野:下京区(定員 15 名)から労農大衆党公認で立候補し、760 票を得て 11 位で当選。
※かつて全国水平社創立や国民研究会結成を支持した鈴木紋吉・田中新七・浅野雅三を破る。

(2)菱野の支持基盤
・選挙戦での演説会開催の日数・回数・場所を菱野と同じ下京区から当選した松下平三郎・奥村甚之助と比較。
表①参照
・松下平三郎:1874 年生まれ。東七条出身、元市会議員(1925 年 5 月の市議選で当選)。
中立で立候補、3 位で当選。
東七条の学区会議員、公同組合副幹事、方面委員を歴任した学区の有力な資産家・名望家。
水平社と対立した国民研究会幹部の一人。
・奥村甚之助:1874 年生まれ。府会議員、東山今熊野(非被差別部落)出身
旧労働農民党の無産政党候補、10 位で当選。
①開催日数と回数
・松下7日間 8 回、奥村 5 日間 7 回に対し、菱野は 13 日間 23 回。
→菱野は松下・奥村に比べ 2～3 倍多い。
②開催場所
・松下:地元東七条と周辺部のみを重視。個人宅開催が多いことから少数の聴衆のみを対象。
・奥村:東七条を除く新市域を中心とした低所得者層が多く居住する地域を重視。途中から演説会を開催せず。
・菱野:当初から低所得者が多く居住する東七条を含む新市域を重視しながらも、選挙中盤から後半にかけて旧市域周辺部から市内中心部へと演説会の場所を広げ、富裕者層からの支持獲得も視野に入れた選挙戦を展開。

3. 京都市会における無産議員団と菱野の位置

(1)選挙後の市会会派構成
・民友会 10 名(中立の議員を主体)、市正会 8 名(中立と民政党系議員が主体)、
民政倶楽部 22 名(民政党系議員を主体)、純無所属 5 名(中立の議員を主体)、無所属 8 名(中立の議員を主体)
無産議員団 5 名(無産政党系議員)　・・・・・・の 6 つの会派に分かれる(1929 年 6 月)
・民政倶楽部が土岐嘉平市長を支持する市長擁護派となり、無産議員団を他の会派が政治状況に応じて入れ替わり連立する「与党」体制を形成。
・無産議員団は 1933 年 5 月の定期改選にいたるまで一度も他の会派と連立を組まず、誰一人として他の会派に統合されることはなく、反市長擁護派の「野党」会派として独自路線を歩む。

(2)無産議員団の構成
・労農大衆党:菱野貞次(32 歳)、神田兵三(31 歳)、半谷玉三(39 歳)、
・社会民衆党:上田蟻善(38 歳)
・労農同盟:奥村甚之助(56 歳)
①神田兵三
・兵庫県出身。1923 年 7 月の奥村電機争議を機に奥村・半谷を知り無産運動の世界に入る。
・奥村、山本宣治、水谷長三郎とともに京都の無産運動を指導。
・1927 年 9 月の府議選で奥村とともに当選。
・1929 年 1 月の労農大衆党結成時に執行委員長の水谷に次ぐ書記長の地位(菱野は一執行委員)。
②半谷玉三
・神奈川県出身。1915 年の来京後、友愛会京都支部に加盟し奥村と知り合う。
・1922 年の日本共産党結成に参加。神田と義理の兄弟関係(相互の配偶者が姉妹)。
・市会では参事会員に選出される。
③奥村甚之助
・京都市今熊野出身。1917 年 5 月に発足まもない友愛会京都」支部に入会。
・1919 年 7 月と 1923 年 7 月の奥村電機争議などを指導し、労働争議の大会や演説会で常に議長。
・京都無産運動界の最高指導者の一人。
・神田と同様に 1927 年 9 月の府議選において高得点で当選。

・1929 年に山本宣治とともに非合法無産政党の政治的自由獲得同盟に属し、神田・半谷・菱野と一線を画す。

③上田蟻善

・京都市三条富小路で薬局を営む。

・雑誌「近代思想」などを通じて大杉栄・堺利彦と交友をもつ無産運動家。

・1914 年 7 月に個人誌「へいみん」を発行したために治安当局の要視察人となる。

・1919 年に発行したパンフレット「新労働組合主義」が出版法違反に問われ禁固刑に処せられる。

【無産議員団における菱野の位置】

・1910 年代から多くの労働争議を経験指導してきた老練の奥村と中堅の半谷、1910 年代から出版活動を通して堺・大杉などの有力な社会主義者や無政府主義者などと交友があった中堅の上田、菱野よりやや年下であるにもかかわらず無産運動家、地方議員としての多くの活動経験を持つ少壮で早熟の神田と比較した時、少壮の菱野は無産運動家、地方政治家としての経験は浅く、格下の地位。

(2)奥村と上田の死

・奥村:1930 年 10 月 20 日に国鉄山陰本線嵯峨駅構内で鉄道列車事故に遭遇し翌日に死去。

・上田:1931 年 4 月 29 日に中耳炎に罹り入院し、同年 7 月 13 日に死去。

→・市会議員として 4 年の任期を半分も終えていない 1931 年 4 月末以降は無産議員団は菱野・神田・半谷の 3 名だけとなる。

→・菱野は任期の後半は同じ労農大衆党の同志でありながら格上の立場にあり、義兄弟という相互に強い結び付きを持った神田・半谷との関係において市会議員として活動をせざるをえなくなった。

4. 菱野の市会での出席・発言とその分布

(1)出席回数　　表②参照

・京都市会開会回数(1929 年 5 月～1933 五 5 月):計 57 回開催。

・各無産議員の出席回数

・菱野 52 回、神田 46 回、半谷 55 回

→菱野は半谷に次いで 2 番目に多い。神田は任期後半の出席が激減。

(2)発言回数

・菱野 18 回、神田 17 回、半谷 3 回

(3)質疑項目数

・菱野 41、神田 33、半谷 9

①菱野:4 年の任期を通してバランスよく理事者に対し質疑を試みている。

1932 年、1933 年の予算市会でも依然として質疑を繰り返し、理事者を批判する姿勢を継続堅持。

②神田:1931 年 3 月の予算市会を境に発言の回数も項目も極端に減り、政策上の理事者批判を行わず。

1932 年 9 月から欠席が目立つようになる。

③半谷:議決には参加するが、1930 年 2 月を最後に全く発言ない傍聴的姿勢。参事会員解任後も同様。

→無産議員団にとって市会での任期後半の二年間は、奥村と上田の死去による両人の不在、半谷の傍聴的態度、神田の発言回数の急減と欠席数の増加により、菱野だけが無産議員団の政策と主張を展開する唯一の議員となった。

5. 菱野の京都市政に対する政策要求

表⑤参照

(1)市電・乗合自動車(市バス)の使用料の値下げの要求

・1928 年開業の市バス 1 区 6 銭の区間制を採用。

・1929 年 10 月 23 日市会

・市周辺部の居する労働者や俸給生活者層は出勤のため市内へ移動するために、市バスと市電の双方を利用しなければならないため、市内の電車に乗り換えるまでに 6 銭ないしは 12 銭余分に負担しなければならない。

→・市電に並行しない市バスの乗車賃を市電の延長線とみなし、市電の 1 回の乗車券または回数券で市電と乗り継ぎができるよう改正することを要求。

・1929 年 12 月 19 日市会:市バスの料金値下げによる乗車率の向上を主張。

・1930 年 2 月 24 日市会:早朝に市電に乗車する労働者の電車賃の半減を要求。

・1931 年 3 月 10 日市会:市バスの単独線の区間延長を要求。

→・郊外地を居住する低所得者層に対し交通未発達のために生じる交通費の負担を軽減させることを目的。

(2)市内郊外の借家への上水道給水不備の解消
・1929 年 10 月 30 日市会
・京都市営水道を市外の大宮・鷹ケ峰・太秦・堀内の 4 村へ市外給水する議案を審議。
・市内郊外地において借家人が水道給水を家主に希望しても、市が配水管を敷設していないことを理由として家主が借家に水道を給水しない場合が多いことを問題とする。
→・市外隣接村へ給水する前に市内郊外地の借家へ完全な給水を実現させることを優先させるべきことを主張。

(3)失業救済事業の徹底の要求
・1929 年 12 月 29 日市会
・「失業救済ニ関シテ」と題して質問。
・失業救済事業への応募者数が採用者を大きく上回っているため、西陣地域を中心として仕事に就けず路頭に迷う人々が多数いることを問題にする。
・失業救済事業への被採用者は日給 1 円 20～30 銭、1 ヶ月 15 日間の労働で働き、その多くは家族が多く高齢者や病人を抱えた労働者であるため、生活を支えることが困難な極めて不完全であることを問題にする。
→市の失業救済事業に改善が見られず。
・1930 年 11 月 27 日に「市役所占拠事件」を起こす。
・菱野の総指揮のもと半谷・神田を先頭に失業救済事業に従事していた日雇労働者数百名とともに市役所に乱入し、2 階バルコニーで赤旗三旗をなびかせて市の失業救済事業の不当を訴える。
・「食べるだけの賃金を支給しろ」などの要求を記した決議文を助役に手交する実力行動に出る。
・1930 年 12 月 16 日市会
・非合法の直接行動として問題にされ、菱野・神田・半谷に対し警告と反省を促す決議が可決される。
→・失業救済事業で得る 1 ヶ月 15 円～17、8 円の給金では貧しい妻や子、親達を養うことができないという現実が事件になって現れたのであると弁明し、市の失業救済事業の不徹底さを批判。
・1931 年 3 月 10 日市会
・市の失業救済事業遅延と日雇労働者の賃金の低さを問題として取り上げる、
→無休労働ないしは賃金増額による日雇労働者の生活状態の改善を要求。
・1933 年 2 月 28 日市会
・日雇労働紹介に特化した形で新設された千本七条の労働紹介所の機能を発揮させるため方策として、親方による臨時工夫の日給のピンハネ(二重搾取)廃止を要求。
→失業救済事業の徹底と適正化を図ることで、多くの失業者の雇用と日雇労働者の生活水準の改善を要求。

(4)低所得の労働者や小商工業者への営業税・雑種税(自転車税)の撤廃を要求
・1930 年 2 月 24 日市会
・西陣の賃機労働者に課されている営業税、自転車税などの雑種税の撤廃を要求。
・自転車税については既成政党が撤廃を叫ばねばならない税として、営業税は国税において純益 400 円未満の営業者に賦課が免除されており、製造業の一部である西陣の賃機業者に対しても同様に撤廃すべきであることを要求した。
・1930 年 10 月 4 日市会
・自転車税(市税雑種税の一つ)の課率を自転車一両につき年 4 円 50 銭から 4 円に改正する案が提出。
→自転車税そのもの撤廃を再度要求。

(5)資本家・有産者・土地所有者に対する土地増価税・別荘税・閑空地・銀行会社税・百貨店税の新設を要求
・1930 年 2 月 24 日市会
・西陣地域の賃機業者などの低所得の労働者、製造業者への営業税、自転車税を撤廃することによる市税収入が減少する埋め合わせ策として要求。
・都市計画の進捗等を原因として地価が高騰することにより土地所有者の不労所得が増加するので、土地増価税には厖大な収益が見込めること
・資本階級が無産階級を搾取した利益により造った別荘や庭園に対して課税し別荘税を取り立てねばならないこと
・地価の暴騰を目論んで空地や土地を所有していると思われる人々に対して 20 坪を 1 区として閑空地税を新設しなければならないこと
・大資本家が経営する銀行には銀行税を当然取り立てねばならないこと。

・大丸や高島屋などの大資本経営の小売資本は呉服専門から日用品全てを取り扱う百貨店へと成長し膨大な利益を貪り、小売商人が儲かりそうな仕事を奪い迫害しているので、百貨店税の新設をしなければならないこと　　・　　……を要求。

(6)歓興税の免税額を 50 銭から 1 円の引き上げ　→　地域により課税額に差違を設けることを要求
・1932 年 2 月 25 日市会:飲食業者に課す特別税歓興税の新設が提案される。
→歓興税の新設に賛成しつつも、課税対象となるカフェーやバーが無産階級の慰安所となっていることから、免税額を 50 銭から 1 円に引き上げるように要求。
・1933 年 2 月 28 日市会
→歓興税の課税方法を一律に定めるのではなく、繁華な市中央部と市周辺部とに課税額に差違を設けることにより地域ごとに等級を設定する方法を提案。
→高額所得者や資産家に課税する特別税として観興税の創設を当初要求していたが、地域により顧客の所得階層に大きな相違があることを踏まえ、地域別に課税額が異なる累進性のある課税制度を提案。

(7)市電従業員、下級吏員の待遇改善の要求
・1930 年 3 月 29 日市会
・電気局庁舎改築費として計上された 67 万 3000 円全額を削除する廃案動議を提出し、削除した財源を市従業員の待遇改善費と社会施設経営費に充てることを要求。
※市従業員:市電職工・電線工夫・車掌・運転手などの市電・市バスの現業員。
・市バスの女性車掌の待遇を問題にし、生理時における休暇取得を提案。
・劣悪な市電車輛課の鋳物工場や車掌や運転手が使用する休憩室など労働環境の改善を要求。
・1930 年 6 月 21～26 日市バス争議を起こす。
・1929 年末頃に市バス運転手を中心に組織され、労働組合としての性格を帯びつつあった市バス現業員組織「親睦会」に所属する二名の現業員を市が馘首することに端を発したもの。
・21 日に市バス争議団が京都市電気局に 17 項目の要求書を提出し、市バス現業員の勤務時間、労働環境の改善を要求した→女性車掌の生理時の休暇付与、休憩施設の設置などが盛り込まれる。……表⑥

(8)簡易食堂の食事の改善と市営化の要求
・1931 年 3 月 10 日市会
・市の監督下にある七条簡易食堂の食事が民間経営の食堂の食事に比べ値段が高く不味いことを問題にし、簡易食堂の食事の改善を要求
・1933 年 2 月 28 日市会
・簡易食堂における同様の現状を問題にし、経営を民間委託から市の直営に移管させることを要求。

(9)地方改善地区以外での託児所の設置と託児所使用料の撤廃の要求
・1933 年 2 月 28 日市会
・地方改善地区にのみに設置されていた託児所を、それ以外の東九条・西九条・西七条・今熊野・西陣・朱雀などの無産階級密集地帯で設置するとともに、託児所使用料の撤廃を要求。
→・自らが居住する崇仁学区をはじめとする被差別地域の問題にのみ固執していないことを示している。

おわりに　～菱野による政策要求実現の可能性と限界～

〇全面的ではないにしても部分的に受け容れられ実現した要求
(1)市電・乗合自動車(市バス)の使用料の値下げ
・1932 年 12 月の料金改正により郊外地に居住する低所得者層への市バス・市電への乗車料金の負担を軽減。
・この軽減が後に市バスの乗客数を伸ばし、乗客数をこえる増加率で営業収入を増加させた一因になる。
(6)歓興税の免税額を 50 銭から 1 円の引き上げ
・1933 年 8 月 31 日に京都市は特別税歓興税条例を改正し、市内の地域を三等級に分け、消費額に対する賦課率は、一等地 8%、二等地 7%、三等地 6%に設定。
一等地:高額所得者を主な顧客とする四条通・河原町通などの京都市の中心的歓楽街や、祇園甲部・宮川町・先斗町などの高級遊廓街。
二等地:一等地の周辺に形成された歓楽街・遊廓地と西陣地域の住民を顧客とする市北西部の歓楽街
三等地:市周辺部に居住する低所得者層を主な顧客とする市外縁部周辺部に多数形成されていた歓楽街

→・課税対象の下限となる免税額そのものを引き上げられなかったが、ねらいどおり、地域別に課税額が異なる累進性のある課税制度として実現。

〇ほとんど実現できなかった要求

(2)郊外の借家への上水道給水不備の解消の要求

・借家人が多く居住する市内郊外地への水道が十分に普及しないまま市外への水道拡張が急がれた。

・不十分である市内の郊外地の借家への完全な水道給水は実現しなかった。　　表⑦参照

(4)低所得の労働者や小商工業者への営業税・雑種税(自転車税)撤廃の要求

・1931 年 4 月に三部経済制度の撤廃により、特別税雑種税は京都府の特別税となり、市税としては府税附加税として賦課率に制限が加えられた。二輪車以下の自転車一輌の年税は、府税 2 円 10 銭、附加税の市税として約 2 円 60 銭 6 厘で、両税合わせて約 4 円 70 銭 6 厘となったので、当初の 4 円を上回って、市民の自転車税負担は撤廃されるどころか事実上増加することとなる。

(5)資本家・有産者・土地所有者に対する土地増価税・別荘税・閑空地・銀行会社税・百貨店税の新設の要求

・京都市は特定の限られた所得階層に納税を限定する税目を設定することはなかった。

(7)市電従業員の待遇改善費と社会施設経営費の要求

・医療制度の一定の無償化や健康保健組合制度は整備されたが、勤務時間や労働環境を改善はされなかった。

(8)簡易食堂の食事の改善と市営化の要求

・1939 年になっても民間委託のままで、市は食品種別と価格の指定監督に当たるに過ぎず、市営になることはなかった。・食事の改善がどの程度なされたかを知る術がない。

〇時勢の進展により結果的に実現した要求

(3)失業救済事業の徹底の要求

・労働市場の需給関係が日中戦争期になると転換し、労働者が失業する機会も減少するとともに、多くの失業者が日雇労働者でなく一般求職者として職に就ける雇用環境へと激変した。

(9)地方改善地区以外での託児所の設置と託児所使用料の撤廃の要求

・1934 年の室戸台風により大きな損害を被った醍醐・向島・横大路・吉祥院・上鳥羽・梅津・紫野の各農村地域に風害からの経済的復興を促進するため 1935 年 10 月から 36 年 6 月にかけて託児所の機能をもった風害記念隣保館が設置される。

・1937 年 7 月の日中戦争以降、出征軍人家族や遺族の生活を支援するため 39 年 10 月に花園・深草・西九条の 3 個所に銃後託児所が設置される。

→菱野が要求した東九条・西九条・西七条・今熊野・西陣・朱雀などの無産階級密集地域に設置されず。

・既存の地方改善地区の託児所(後の隣保館)、風害隣保館、銃後託児所とも有料施設のまま。

表①一九二九年五月京都市会議員選挙の演説会開催場所

開催日	菱野貞次	松下平三郎	奥村甚之助
四日夜	九条校		皆山校
五日夜			
六日夜	第一大内校		第二大内校
七日夜	崇仁校　七条校		第一大内校
八日夜	第二大内校　郁文校	東七条西之町渡邊	醒泉校、菊浜校
九日夜	安寧校	東七条郷之町徳岡方 東七条小稲荷町竹	
一〇日夜			
一一日夜	淳風校	晦化校	
一二日夜			
一三日夜	菊浜校		
一四日夜	東九条大石橋東入日慶庵 松原大宮西上町命婦日曜学校		
一五日夜	醒泉校　格致校 八条開信社　修徳校		
一六日夜	顕道会館　崇仁校	稲荷御旅所内三三倶楽部	
一七日夜		新町八条下る真宗教会	
一八日夜	三三倶楽部　大道寺	東九条岩本町石田方	
一九日夜	豊園校　第一高等小	崇仁校	
二〇日夜	東九条長寿院 大宮七条パラダイス		

【出典】「市議選演説会」『京都日出新聞』一九二九年五月四日～二〇日付

表②　京都市会における無産政党議員の出席並びに質疑状況

	開会年月日	菱野貞次	神田兵三	半谷玉三	上田蟻善	奥村甚之助	備考
1	1929年6月6日	○	○	○	○	○	6．6半谷、市参事会員に当選
2	1929年6月17日	◎	◎	○	○	○	
3	1929年6月29日	◎1	◎1	◎1	◎1	◎3	
4	1929年7月13日	◎1	◎1	○	○	○	
5	1929年8月12日	○	○	○	○	○	
6	1929年8月17日	○	○	○	○	○	
7	1929年10月6日	○	○	○	○	○	
8	1929年10月30日	◎2	◎2	◎1	○	◎1	
9	1929年12月19日	◎2	○	○	○	○	
10	1930年2月8日	○	○	○	○	○	2．15無産政党京都地方合同同盟大会開催
11	1930年2月22日	◎1	◎1	○	○	×	
12	1930年2月24日	◎9	◎4	◎7	○	○	
13	1930年2月25日	○	○	○	◎	○	
14	1930年2月26日	○	◎1	○	◎1	◎3	
15	1930年3月29日	◎2	◎5	○	◎1	◎1	
16	1930年5月19日	◎	◎	○	◎	◎	
17	1930年5月29日	◎1	◎	○	◎	×	
18	1930年7月21日	○	×	○	○	○	
19	1930年10月4日	◎1	○	○	○	×	10.21奥村死去
20	1930年12月16日	◎1	×	○	◎		
21	1931年3月4日	○	◎1	○	○		
22	1931年3月9日	○	◎13	○	○		
23	1931年3月10日	◎5	○	○	○		
24	1931年3月13日	○	○	○	○		
25	1931年3月30日	◎1	◎1	○	◎		
26	1931年5月6日	○	○	○	×		
27	1931年6月16日	○	◎	○	○		
28	1931年7月1日	◎1	○	○	×		7．10全国労農大衆党京都府支部連合会結成。7．13上田死去
29	1931年7月30日	×	○	○			
30	1931年8月25日	○	○	○			9．26神田、府議選落選
31	1931年10月10日	◎1	○	○			

	開会年月日	菱野貞次	神田兵三	半谷玉三	上田鐵善	奥村甚之助	備考
32	1931年10月27日	○	○	○			10.27半谷、市参事会員解任。11.5神田・半谷、全国労農大衆党脱退。
33	1931年12月8日	○	○	○			12.17菱野、全国労農大衆党脱退。
34	1931年12月19日	×	×	×			
35	1932年1月19日	○	○	○			
36	1932年1月30日	○	○	○			
37	1932年2月15日	○	○	○			
38	1932年2月23日	○	○	○			
39	1932年2月24日	○	○	○			
40	1932年2月25日	◎5	○	○			
41	1932年3月30日	○	○	○			
42	1932年5月10日	○	○	○			6．2新日本国民同盟京都支部結成
43	1932年7月16日	×	◎1	○			
44	1932年7月21日	×	○	○			
45	1932年8月1日	○	○	○			
46	1932年9月16日	○	×	○			
47	1932年10月13日	○	×	○			
48	1932年12月2日	○	○	○			
49	1932年12月15日	○	◎1	○			
50	1932年12月20日	○	○	○			
51	1932年12月28日	×	×	×			
52	1933年2月18日	○	×	○			
53	1933年2月27日	○	×	○			
54	1933年2月28日	◎7	×	○			
55	1933年3月1日	○	×	○			
56	1933年3月30日	○	◎1	○			
57	1933年5月12日	○	×	○			
出席回数		52	46	55	26	16	
発言回数		18	17	3	8	5	
質疑項目数		41	33	9	3	8	

【出典】『京都市会会議録』（昭和4年下半期～昭和8年上半期）
【備考】 ○＝出席，×＝欠席，◎＝出席及び発言，表内の数字は質疑要求項目の数

表③　1929年４月23日労農大衆党拡大執行委員会決定の市会議員選挙戦での政策

（1）　政策
第一　市自治制の確立に関して
1　市長の一般投票による公選
2　内務大臣、大蔵大臣に依る市会解散権、市債許可権の廃止並に知事に依る監督権の撤廃
3　市参事会の廃止、各種委員会の公開
4　地方普選の徹底
イ、満二〇歳以上の男女の公民権獲得
ロ、居住制限の撤廃
ハ　投票日の公休、賃金の公費負担
ニ　全市一選挙区制の確立
5　市会の発案権獲得
6　洗職議員の永久的公民権剥奪
7　市従業員の団結権罷業権の確認
第二　財政に関して
1　土地増価税・不動産取得税・遊興税の特別税の創設並に増額
2　庭園税・宏壮邸宅税・高層建物税・百貨店税・銀行会社税・蓄妾税の創設
3　営業収益税・所得税附加税の高率累進賦課
4　相続税付加税の創設
5　市営業税・自転車税・牛馬車税・荷車税その他雑種税の廃止
6　市長・助役其他高級吏員の冗費節減、下級吏員従業員の待遇改善
7　市営バス運転時間・区域の拡張、並に市電との無料連絡
第三　社会政策に関して
1　電車・電燈・水道料金の値下、瓦斯事業の市営即実施
2　失業救事業の徹底並に職業紹介所の増設及び内容完備
3　簡易食堂・簡易宿泊所の増設及び内容改善、無料託児所・無料巡回病院・養老院・孤児院の設置
4　義務教育期間中に於ける学用品の無料給与
（2）　中心政策
1　学区統一の即時実施
2　家賃値下の為の家屋税半減、付加税撤廃、並に市営労働者住宅の大増設
3　無料診察・薬価実費の市民病院即時建設
4　無産市民居住地帯の荒廃道路即時改修並に衛生設備の徹底的改善

【出典】：渡部徹編『京都地方労働運動史（増補版）』　1959年　586～587頁

表④　1931年１月７日の京都地方三党合同促進協議会決定の京都府会議員選挙戦での政策

（第一）地方自治制の確立
一、一般投票により知事公選
二、内務大臣大蔵大臣による府会解散権及び府債許可権並に監督権の撤廃
三、府参事会の撤廃
四、地方普選の徹底
（イ）男女満十八歳以上の公民権獲得
（ロ）居住制限の撤廃
（ハ）投票日の公休並に投票役日の賃金を政府資本家負担
（ニ）大選挙区制の確立
（ホ）選挙供托金の撤廃
五、府会の発案権の撤廃
六、洗職議員の永久的公民権剥奪
（第二）税金に関して
一、特別税戸数割・家屋税府営業税の撤廃
二、直接国税附加税の高率累進賦課
三、不労所得に対する特別税の創設並増額
四、庭園税・宏壮邸宅税・高層建物税・百貨店税・銀行会社税
五、自転車税・荷車税・小舟税の即時撤廃
六、相続税附加税の創設
（第三）社会政策に関して
一、電車電燈水道瓦斯料金の値下げ
二、失業救済事業の徹底並に職業紹介所の増設及び内容の完備
三、簡易食堂・簡易宿泊所の増設及び内容改善、無料托児所・養老院・孤児院・貧困者のための府民病院建設
四、義務教育期間中に於ける学用品の無料給付
五、無産者居住地帯の荒廃道路の改修並に衛生設備の徹底的改善

【出典】：『社会運動通信』　第379号　1931年１月20日付

4

表⑤　菱野貞次の京都市会での発言要旨

市会開会 年 月 日	案　　件	発 言 内 容	労農大衆党の 政策との関係
1929年 6月29日	損害賠償並ニ慰謝事件 応訴ノ件	久世郡小倉村の魚類廻小売商、小西吉右衛門（原告）が市電下車中に左足首を車輪に引かれ切断したことへの市（被告）への１万円の損害賠償請求に対する応訴に対し、市による応訴に反対し、第二読会に付すことに反対。	
1929年 7月13日	京都市土木局『京都都市計画小誌』別添地図の差別表記について	別添地図に記された田中、三条、東七条の差別表記の削除を要求	
1929年 10月30日	京都市乗合自動車乗車条例中改正条例制定ノ件	市周辺部の市電に並行しない市営の乗合自動車（バス）の乗車賃を市電の延長線と見なして、市電の一区の乗車券または回数券で市電と連絡できるようにすることを要求。	(1)-第二-7
1929年 10月30日	水道市外給水ニ関スル件	郊外借家への上水道給水の不備を訴える。	(2)-4
1929年 12月19日	質問　失業救済ニ関シテ	失業救済事業で採用されなかった失業者、失業救済事業として日給、労働日数とも不十分である現状に対し今後の方針を社会課長に質す。	(1)-第三-2
1929年 12月19日	京都市乗合自動車乗車条例中改正条例制定ノ件	市バスの乗車賃を値下げすることで乗車率を高めることを要求。	(1)-第二-7
1930年 2月22日		神田議員の綱紀粛正に関する調査委員会設置修正案に賛成。	
1930年 2月24日	昭和五年度京都市歳入出予算	税制整理の根本的改正を要求。①西陣の賃織屋の労働者をはじめとする無産階級の賃機労働者の税金の撤廃、②自転車税の撤廃、③雑種税の撤廃、④土地増価税の新設、⑤別荘・庭園を所有している資本家階級に対して別荘税の新設、⑥土地所有者に対する関空地税の新設、⑦銀行会社税・百貨店税の新設、⑧市電の早朝半賃電車の即時実行を要求。⑨就首予定の中央市場吏員・雇人に対して適当な就職方法の執っているか否かを質す。	(1)-第二-1.2 5.(1)-第三-1
1930年 3月29日	昭和五年度京都市歳入出予算	①電気局庁舎改築費67万3000円全額を削除する廃案動議を提出。②削除された財源を市従業員の待遇改善及び待遇の設備費に充てること、とりわけ市バスの女車掌の待遇問題、生理的異常時に休暇付与、市電車輌課鋳物工場・運転手休憩室の環境改善を要求。③年間予算300円１日85銭強に過ぎない新設の隣保館事業費に反対。④東京への社会事業視察を長を取り短を捨てるのでなければ市費を濫費右する分捕旅行であると批判。	(1)-第二-6
1930年 5月29日	昭和五年度京都市特別会計中央卸売市場経済追加予算	河方市場課長退職に際しての特別慰労金支給に反対	
1930年 10月４日	昭和五年度京都市特別税雑種税中自転車ノ課率更正ノ件	自転車税の撤廃を要求	(1)-第二-5
1930年 12月16日	「菱野・神田・半谷三議員ニ対シ警告ヲ為シ反省ヲ促スノ決議案」への弁明	「市役所占拠事件」を起こした理由の弁明	(1)-第三-2
1931年 3月10日	昭和六年度京都市歳入出予算	①失業救済事業遅延の指摘と失業者の賃金上昇の要求、②簡易食堂の食事の改善、民間委託を廃し市直営化を要求、③市バスの単独線の区間延長実施の要求、④学区統一促進の有無を質す、⑤下京事務所における屎尿処理の不正取引の改善を要求	(1)-第　二-7. (1)-第三-2.3. (2)-1
1931年 3月30日	西尾議員ニ対スル懲罰委員設置ノ動議	「西尾議員ニ対スル懲罰委員設置ノ動議」を提出し、西尾喜三郎議員の松原通舗装工事遂行について選挙民の委嘱をうけたものとして自ら選挙人に申し込んだことを「売名的行為」として批判。	

市会開会年月日	案　　件	発　言　内　容	労農大衆党の政策との関係
1931年 7月1日	京都師団移駐ニ関スル意見書案	軍備縮小、軍隊が朝鮮における無産階級運動を弾圧する立場から陸軍第十六師団の朝鮮移駐反対の意見書に賛成	
1931年 10月10日	国立陶磁器試験所存置ニ関スル意見書案	市会議員の東京への国立陶磁器試験所存置陳情旅行の廃止。	
1932年 2月25日	昭和七年度京都市歳入出予算	①府市社会事業の統一、市の社会事業の貧弱さを「サンプル」社会事業と批判、②中央市場の店舗売店の使用料金の滞納状況、③観興税の新設に賛成するとともに免税点を50銭から1円に引き上げることを要求、③出征軍人の家族に対する慰問方法として「相当ナ予算ヲ提出」し「物質的精神的ノ慰問方法」を講じることを要求、④部制の廃止に伴う予算の削除を要求、⑤行財政整理実施時期の明確化を要求	(1)-第二-1
1933年 2月28日	昭和八年度京都市歳入出予算	①労働紹介所の機能発揮のための方策として親方による臨時工夫日給のピンハネ（二重搾取）の廃止を要求、②託児所の地方改善地区以外の無産階級密集地帯での設置を要求、③託児所使用料の撤廃を要求、④簡易食堂の民間委託から市の直営への転換を要求、⑤社会政策施設の府市協調不統一の状況に対する理由を糺す、⑥観興税の地域（中央部・場末）ごとの等級別課税の実施を提案、⑦中央市場の淡水会社背任行為への市場職の管理不徹底を告発、中央市場における使用料滞納額増加にともなう使用料値下げを要求	(1)-第　二-1、 (1)-第三-2.3

【出典】『京都市会会議録』（昭和4年下半期～昭和8年上半期）
【備考】「1929年4月決定の労農大衆党政策との関係」の欄に記された番号は表③「1929年4月23日労農大衆党拡大執行委員会決定の市会議員選挙に備えた政策」に付された番号の政策を示す。
例：「(1)-第二-1」＝「(1) 政策-第二　財政に関して-1　土地増価税・不動産取得税・遊興税の特別税の創設並に増額」

表⑥　1930年6月21日に市バス争議団が京都市電気局に提出した要求書

一、不当なる解雇者の即時復職及び就業
二、親睦会干渉の断固反対
三、労働時間の短縮
四、中休制度の廃止
五、食時々間の延長
六、乗務員乗務時間中における休憩所の設置
七、ガソリン手当給与法の廃止
九、事故欠点制度の廃止
十、運転手服装検査の廃止
十一、車掌月経時における休暇休養制度の確立
十二、各検車場の休憩及び設備の完備
十三、洗車設備即時完全化
十四、共済会規程の徹底的改正
十五、雨天における車輪庫露店作業用の雨具支給
十六、夜勤手当の支給
十七、精勤休暇附与法の改正

【出典】：『京都日出新聞』1930年6月22日付朝刊

表⑦　京都市内不良住宅地区の水道普及状況

	1928年			1937年		
	世帯数	水道普及戸数	水道普及率（%）	世帯数	水道普及戸数	水道普及率（%）
錦　林	242	163	67.4	247	235	95.1
養　正	653	139	21.3	856	98	11.4
楽　只	345	97	28.1	443	223	50.3
壬　生	185	103	55.7	317	242	76.3
崇　仁	1815	75	4.1	1991	205	10.3
三　条	955	108	11.3	830	61	7.3
計	4195	685	16.3	4864	1064	21.9

【出典】・京都市教育部社会課『京都市社会課調査報告第６号　不良住宅密集地区に関する調査』1929年８月
・京都市社会部『京都市社会課調査報告第47号　京都市に於ける不良住宅地区に関する調査』1940年12月
【備考】・1937年の崇仁地区の数値は1938年の調査による。

表⑧　京都市失業救済下水道事業第三排水区不熟練工の月別の平均日給・平均労働日数・平均月給

年	月	平均日給（円）	平均労働日数（日）	平均月収（円）
1930年	８月	1.034	4.5	4.7
	９月	1.046	15.8	16.6
	10月	1.116	13.0	14.5
	11月	1.138	13.2	15.0
	12月	1.229	14.3	17.6
1931年	１月	1.119	13.0	14.5
	２月	1.150	13.7	15.8
	３月	1.165	19.0	22.1
	４月	1.202	15.1	18.2
	５月	1.191	18.0	21.4
	６月	1.222	17.0	20.8
	７月	1.257	16.1	20.2
	８月	1.262	16.0	20.1

【出典】・京都市教育部社会課『京都市社会課調査報告第16号　京都市に於ける日傭労働者に関する調査』1932年３月
【注】・各月の平均月収は各月の平均日給に平均労働日数をかけた数値である。

続　川の流れに人の身は
―六条河原の幕末維新―

辻　ミチ子

これからお話させていただくのは前回の続きとはいえ、全然違うことになります。今回のお話は被差別部落そのものではなく被差別部落の周縁ということになります。六条中島村が六条河原から七条通の南の方に移転してしまったあと、六条河原はどうなっていって現在にまできているのかという話になります。ここに幕末維新と書かせていただいていますが、もっと江戸時代の初めの頃からお話しないとわからなくなりますので、江戸時代から近代にかけての話とさせていただきます。

まず地図をみてください。この地図は石田孝喜先生の本から使わせていただきました。六条中島村というのはこの地図でいうと、一番北の五条大橋から元菊浜小学校のそばの上ノ口橋の通りまでが中島村だったろうといえます。そこから中島村は正徳年間に移動します。そのことは前回お話しました。今回は移ったあとの六条河原がどうなったのかという話をさせていただきます。この六条河原の土地は高瀬川が開通したことによって他の地域とはちょっと違う面白い発展の仕方をしています。この地図では一番右が鴨川です。左にあるのがお土居です。その間、鴨川とお土居の間に流れているのが高瀬川です。そして、この五条から七条くらいまでが六条河原の跡地となります。この地は、高瀬川が開通したことによって、大仏が鴨川の川東に作られたことによってということにもなるのですが、大坂と伏見と京都をつなぐ物資の輸送路として非常に発展する、経済的な発展をする地域になります。

レジュメの1の内浜のところを見てください。この内浜という言葉をみなさんがどのようにとらえておられるかということを知らないのですが、今、抹殺された地名という状況になっています。私が子どもの頃、昭和の初めですが、内浜というと地域を差別する言葉だったと理解しています。今は使わないようにしている、隠すといういやな側面があります。高瀬川が開通し、お米や材木や割木などの大きなものも運びます。そうすると船溜り、高瀬川はそう幅が広くないので物資を陸上に上げる船溜りがあちこちの藩邸のところにできます。七条通に大きな浜をつくりました。それがこの地図の七条通の北側、内浜と書いてあるところです。高瀬川とは離れていますが、物資を置く大きな浜をつくりました。もう一つの山本尚友さんの地図では七条通の北側が内浜です。とても広いところが船溜りとなり、そこで物資の荷揚げをしました。そして、それがも

とでこの地域が発展していったのです。そういうふうに出来た内浜が、明治以降、内浜という言葉が差別的に使われるようになりました。そしてその後、内浜という地名を消していくようなことになったのではないかと思います。今は「内浜診療所」が残っているだけで、河原町七条の交差点をかつて内浜と呼んでいましたが、そういう言い方もなくなっています。

高瀬川は経済上重要な地域ですので、米の売買所がこの六条河原の地域に造られています。享保一三年にできあがります。レジュメに米売買立会小屋設立とありますが、地図の高宮町の東側と菊屋町の西側の地域です。京都の米商人だけでなく大津の米商人も一緒に米の取引をする中心の場所になり、それが幕府に認可されます。資本主義社会で初めて相場というのが立つのかと思うとそうではなく、江戸時代から米の売買所では毎日相場が立てられ、今日の米の値段が決められる。それが京都全体の米の値段の中心になる。そういった経済活動の中心地がこの地域にできるわけです。明治になりましてからも、米会所をこの地に決めました。少し場所をずらして十禅師町あたりです。そしてさらに、経済的に重要な地域ということで、油会所も明治五年にこの近くに作られるようになります。ということは、高瀬川の物資運搬ということがこの地域に大きな影響を与えていたということです。

ここまでは高瀬川との関係と経済的な面からみた大きな流れです。しかし、我々が小さい時から五条新地やら七条新地といって高瀬川周辺、五条より南の方のことを特別な目で見ることがありました。子どもながら聞いて知っていました。それは遊郭の問題です。レジュメの2になります。この河原には六条中島村が南へ移ってしまったあと、新しい町家ができていきます。そういう町家の地域を新地といいます。その新地は宝永三年頃にできます。七条新地が作られる場所の北側にまだ六条村が存在していた時です。レジュメの2は京都府の「京都府下遊郭由緒」という書類に依存しています。初めに作られる七条新地はレジュメにある五か町です。まだ何もなかったところに家建てをして、七条新地になります。正徳二年になりますと、六条中島村が七条より南の現在の地域に移されていきます。そうすると、同じ年に七条新地の場所替えがおこなわれます。場所替えになった岩滝町などの五つ（聖真寺町は聖真子町とも書きます）が遊郭としての七条新地になっていく

わけです。

遊郭を野放しにしておくと政治をする側にとっては、この時代でしたら幕府、京都でしたら所司代、町奉行にとって手のつけられない、勝手なことをする地域になりかねません。いつの世もそうなのですが、徳川幕府も少しずつタガが緩んでいましたので、遊郭である新地の統制をしはじめます。始まりは享保二年の煮売株六十軒の許可です。煮売株というのはお茶屋さん、置き屋さんのことです。六十軒だけ許可するということです。実際はそうはいかなかったのですが。七条新地は五つの町の中に六十軒の煮売株が認められました。そして一軒について酌取女、これは売春婦ですが、二人ずつ認める、そして更に見習いの女を認める、娼婦を認めるというやり方で遊郭を支配しようとします。人間はよく働くし賢いところもたくさんありますが、よく遊びもします。その遊びにはいろんな遊びがありますが、男性の中では売春があります。ましてや、高瀬川という経済発展ルートで男性が大活躍するところですので、遊女屋は発展します。

が、徳川幕府全体が支配にがたがきてくるこの寛政、一七九〇年代の頃になりますと、いわゆる清廉潔白といわれる松平定信が遊郭にも改革の手を入れてきます。そうした時の政治家が考える統制というのは、幕府がその職業のトップを決めて、そこへいろいろ取締りの命令をするというものです。遊郭は全部そのトップの傘下に収めるという筋立てをつくります。京都では、最も歴史の古い島原が大将格になります。そして、島原から来る命令を聞きなさいというのが幕府の言い分です。実際はそれぞれの遊郭が島原に対して口銭を出す、「どうぞよろしく」とみかじめ料のようなものを渡すということで島原を中心とした傘下に遊郭が存在すると決められるわけです。島原の下に、祇園町、祇園新地、二条新地、七条新地、北野上七軒の地域にだけ五年間に限り、これは幕府が言っているだけで五年など守られるわけもなかったのですが、この五つの地域を公認の地域とします。そして祇園町に二〇軒、祇園新地に二〇軒というふうに遊女屋を二〇軒ずつ認めるというのです。実際はそんなきっちりできるはずはないのですが。そして一軒について遊女一五人は認めるという改革をします。六条河原の五か町の七条新地もその配下の遊郭になるわけです。鎖国で平和なものですから、贅沢になっていきます。しかし武士社会は貧乏になっていきます。そんな状

況の中で天保の改革がおこなわれます。

全て倹約しろ、遊女屋で遊ぶなんてもってのほかだ、というような改革がお触れとして出ます。これもお触れだけで実際は守られないのですが。天保の改革で出たお触れは、京都の各地域の遊女は全て島原に住まわせてしまう、あとは全てつぶしてしまう、贅沢は禁止、遊びも禁止というお触れです。しかし、それは続くわけがありません。一八四二年に出たお触れは一八五一年、この一〇年もぜんぜん守られない状況でしたが、その改革はやめということになってしまいます。そして、明治三年には島原の支配を禁止するという新政府の遊女屋対策に変わります。新しく芸者さんのいる地域で茶屋商社を作らせるようになります。これが七条新地の移り変わりです。

南の方に初期の七条新地ができてそれが北の方に移り、幕府によって七条新地が遊郭として認められました。が、この地域全てが遊郭になったのかというとそうではありません。遊郭由緒調などでは、ここは遊女を置いている家、ここは他の商売をしている家、ときちっと書き分けています。また、ここの地域は遊郭といっても全部お茶屋さんかというとそうではないのです。様々な仕事をしている人がいないと地域が成り立っていきませんので、いろいろな商売をしている人がいたのです。そして、一番初めに遊女屋が出来た上三之宮町とか上二之宮町とかは遊郭ではなくなっていっても、儲かるとなると茶屋を始める人がいます。別に島原の下につかなくても勝手にやる人が当然います。ですから、ぱらぱらと遊郭、お茶屋さんがあったと考えられます。しかしまとまって遊郭になっていくのが五条橋下です。この地図の五条大橋の南側を五条橋下といいますが、ここには宝暦八年に新しい家が建ち始めました。六条村が南にいってしまってからも畑地だったりしましたが、そこへ家が建ち始め、そして宝暦一一年には南京極町、平居町という町になり、五条橋下という地名でもって遊女屋経営が許可されていきます。ここはよくはやりまして、幕末になりますと都市町にも遊郭が出来ていきます。南京極町の東側です。この平居町、南京極町、都市町、このあたりを五条橋下といいます。そして、この五条橋下は初めは北野の上七軒の下におかれたのですが、地域的にも離れていますし、口銭を渡すだけという関係でした。そして結局は七条新地の下に入っていきます。これで五条橋下から八ツ柳町や早尾町とか、上ノ口橋の通りよりも北の

方、この地域が全体として七条新地ということになります。

では、そうすると、ここは六条新地というやないか、と思われるかもしれませんが、六条新地はまた出来方が違いまして、ここは最初から最後まで遊女屋として開発された所ではありません。しかし、遊女屋が儲かるとその商売をする人が後ではでてきますが。では、六条新地はどこかというと、レジュメの3にありますように、正徳三年、六条中島村が全部南へ移動した後のことですが、ここに平岡常右衛門さんたち、この地域の中心になっていた人たちによって新規の家が建てられ、それが幕府に許可されるわけです。そして、その地域は、上ノ口橋より南の菊屋町、平岡町、鍵屋町、高宮町、富松町、富浜町、梅沢町、湊町という町です。遊郭と違う地域として新地開発された所ということがわかると思います。そこではいろんな商売が行われます。遊郭はいろんな面白い商売が派生してくるところなんです。この地域一帯を見ますと仕事の上で他の地域（遊所）とはちょっと様子が違う特色を持つ地域になっていきます。

レジュメで「扇子と花札そして侠客」としました。この地域がどんな地域になっていったかというのは非常に京都らしくて面白いと思っています。まず、扇子です。六条河原の北の方というのは五条通になっていますが、六条坊門というのが通りの元の名前です。今、松原通と言っているところの鴨川にかかっていた橋、五条橋を、政治的、行政的、都市計画的政策に長けていた豊臣秀吉が六条坊門に付け替えさせました。そして、五条の橋がこんなところに来たと京都の人は困ってしまいました。江戸時代の初めの頃、今、五条通といっているところは五条橋通と呼んでいました。そして時がたつうちに五条通となったのです。その五条橋の西のたもとの南の方、この辺一帯、現在、上徳寺や本覚寺などがある所一帯は平安時代には源融の屋敷でした。そして、その扇子に関わる地域は元をたたせば邸宅の中になります。その邸宅が滅びていく頃には弘法大師が開基だといわれる、御影堂というお寺がたちました。中世になると時宗のお寺になります。地図でいえば一番北の方の五条大橋より西へ行った所、御影堂町と書いてあるそのあたりです。そのあたりに時宗のお寺が建てられました。弘法大師の開基といわれている御影堂が宗旨替えし、真言宗から時宗に変わり、そして名前も新善光寺という名前に

なるのですが、そのお寺の中で尼さんが扇子を作りました。

その扇子作りにいわれがありますが、それはさておき、中世になると、新善光寺の尼さんたちが作った扇子がとてもいいもので良く売れて御影堂扇と言われるようになります。綺麗な尼さんが上手につくっているというのでよく売れるようになり京都の名物になっていきます。中世末から明治に至るまで京都の名産の一つに御影堂扇子があげられるという立派な品物でした。桃山時代以降になると町人の奥さんも扇子をつくりはじめます。この六条河原の北側が京都工芸品の扇子の生産地になっていくのです。近世になると高瀬川といった交通路があるということも大きな理由だったと思います。一時、町人の女性は扇子を作ってはいけないというお触れがでたこともあるようですけれども、どんどん扇子の生産量は上がっていったということです。これも京都らしいということです。後々まで扇子の生産は続きます。元々は鴨川の西だったのが、飛びこして東のほうへも広がって行って、最近のことになりますが、七条の博物館、正面の方広寺などの石垣の上にずっと扇子の骨を干していました。そういう扇子の骨を作る職人さん、和紙で仕上げる職人さん、そういう手工業がこのあたり一帯に広がり、そういった職業が内職として南の伏見の方まで後々発展していくわけです。この事自身は昔の六条河原とは関係なくお寺との関係の深い産業なんですが。

さて、次はこの地域ならではというと花札です。この花札というのは優雅な面と大変な面とを持ち合わせています。優雅な面は貝合わせ、歌合わせという、平安朝の宮廷の遊びから始まったものです。南蛮貿易が始まったころにポルトガルからカルタが入ってきます。このカルタは初めから博打に関わるものになっていきます。和洋折衷になっていって、模様はとても日本的なものになるが、やることは博打のほうに入っていったという研究があります。「うんすんかるた」とか「天正かるた」とか、そういったかるたの産地がこの旧六条河原というわけです。その中でも、「うんすんかるた」を上手に作ったのが、六条坊門の三池貞治で、後々「三池かるた」といわれるのですが、これが博打用のかるたの中心になっていくようです。元禄五年の「鹿の巻筆」という書物に依りますと、「かるたはばくちの第一なり止めさせ給え」ということが書かれています。このように博打に使われるようなかるたも製造されるよう

になります。しかし、日本人は何をしても美的感覚にすぐれていて、博打用のかるたもこの間見せていただいたのですが、なかなか面白いものでした。普通のカルタでも自然の風物を取り入れて意匠にする、図案化すると、綺麗な芸術品のようなかるたを作ります。

この優雅でいいなぁという面と、博打に使うという面があるこの花札、どのようにしてつくるのかといいますと、和紙を何枚も張り合わせてつくります。固いのが極上品といわれます。その紙を何で張り合わせるかというと、膠です。後には糊も使います。またレジュメに白土と書いていますが、これは宇治の山から出るものでそれ以外のものはだめらしいです。白土がなくなってその後は、「とのこ」これは山科産で、これを使います。こうして作られた札は紙の札ですのに、重みがあって、たたきつけるといい音が出るというわけです。いい音を出すのは、札の裏です。花札の裏は黒の札と赤の札があり、黒の札は松脂を燻して煤を集めた松煙と膠、糊をまぜて黒糊のようなものにします。どういう配合でするかといったことは秘伝だそうです。黒糊で紙を染めるのですが、染めるといえば京都は染色の日本一の技術をもっています。赤札は紅がらをつかいます。同じようにしていい音のする札をつくります。明治になりますと、花札の九五％がこの六条河原の地域で作られていました。残りは大阪だそうです。明治になってからの統計ですが、高瀬川の流域にはいろいろな商売の人が住んでいますが、一〇〇〇戸に近い家の人が花札をつくる内職をしていました。これはものすごい根気強さと繊細な神経がないときちんとしたものができないというものでした。図柄は友禅の型染めの手法がここで生かされるということになります。その後どうなっていくかを調べてみました。昭和三〇年ころに年間一〇〇万から三〇〇万組ほどの花札がつくられていました。花札の裏張りの手内職をやっている家が三〇〇軒ほどあり、花札業者と合わせると七〇〇軒ほどになりました。その頃京扇子を作っている家は八〇〇軒ほどありました。これが戦後の状態でした。

話を元に戻しますと、明治五年には花札の手作り業者がこの地域で六三戸ありました。現在は皆無かもしれません。ここで登場するのが任天堂です。書類上は明治二二年に任天堂株式会社として創建されています。しかし、実際はもっと古いと思います。その任天堂、今も大きな工場がこの地域に残っています。誰もいません。鍵屋町のあたり

です。場所はこの地図でいいますと正面通の上三之宮町、上二之宮町の北側です。二回に渡って見学に行きました。向かいの八百屋の方に聞きますと、昭和五〇年代は作っていたということでした。トランプではなく花札です。任天堂はこの六条河原で花札をつくっていたということです。時々、会長の山内さんが来られるということも聞きました。この任天堂をつくった山内房治郎さんの子孫が今の会長で、世界の任天堂を築いた方です。このように六条河原で昔あったことだけでなく、現在どうなっているのかを調べることは面白く、近現代史というのも面白いなと思っているところです。

そう言いますと、侠客というのも、もう一つ面白いものです。遊郭があり、経済的にも発展し、という所にはやっぱりヤクザがでてきます。しかし、明治の頃はヤクザとは言わず侠客といいました。この地域は会津の小鉄が力を持ち、現在の「図越組」が「みかじめ料」を取る地域になっています。そして、もとは会津の小鉄から始まるわけです。小鉄は会津出身かと思われますがそうではありません。何処の出身かはわからないそうです。母親と二人で巡礼の旅姿で大阪の四天王寺のあたりまでやってきて、その四天王寺で雪踏直しをしている男性と母親が恋愛関係になったか、内妻になります。のちに会津の小鉄と言われる男の子もそこに引き取られたということです。そして何を思ったのか、十一歳の時に江戸に行きます。安藤対馬守の中間部屋へ入ってそこの頭をやっている吉右衛門という人の居候、食客といいますが、居候になって博打などを憶えます。小柄だけれども暴れ者だったということで、十七歳の時に無一文で飛び出して、大阪京都へ向かいます。

途中で瞽女さん、盲目で三味線をひいたりして生活をしている人と一緒になって京都まで来たのに別れてしまいます。お公家さんの家に賭博場があるとは思いもしないことなのですが、武士でも公家でも仕えている人の中には重労働をしないといけない人が多くいますので、その人たちが羽を広げる賭博場があります。京都にはそういう賭博場が屋敷の片隅にあって、小鉄はここで儲けようと、何をしたかといいますと、おせんべいとかお寿司とかだんごとかを買って箱にいれ売って歩きました。賭博で遊んでいる時ですから、たくさん売れたのではないかと思います。そういうことをしていましたが、文久二年になりますと松平容保が京都所司代に任命されて京都へやってきます。黒谷さん

に陣取ります。そうなりますと、当然会津の家来たち、身分の上の方から下の方までの人たちがたくさんやってきます。そこで大風呂敷仙吉という名前の人、偽名だとは思いますが、力持ちで賭博をするような人たちが部屋をつくりました。そこへ小鉄は手下になりに入り会津の小鉄と呼ばれるようになりました。そして小鉄は会津の人々を背景に、京都や大阪で大暴れをしたと言われています。大暴れとはどういうことかといいますと、喧嘩して勝ったら口銭を取るということです。

そして、明治一〇年頃になりますと、ちょっとお金がたまって北白川に別荘をつくったりもしました。しかし、実際の自分の本拠地にしたのがこの六条河原の三之宮町のところにでした。西南戦争の頃といわれています。また、明治一六年になりますと、賭博のことで逮捕され禁固十ヶ月、罰金五〇〇円を課せられます。牢屋に入っているときに、初めて読み書きの勉強をしたともいわれています。明治一八年に白川村の家で死にました。その会津の小鉄の傘下が今の図越組で、昔は強きを挫き、弱きを助けるといわれる侠客だったのですが今は変わってしまいました。

六条河原の明治からその後というのは遊郭の地域というだけでなく、京都の伝統産業などもちゃんと伝えるような地域になりました。一方、高瀬川が運搬交通路として有効な間は経済的な展開をとげましたが、馬車ができ電車が走り、車が通る頃になると高瀬川の仕事はなくなっていきます。

では、レジュメの「終わりに」に入ります。同和地域、またその近辺というのは立派な医者が輩出されることがあります。一番有名なのが千本の益井家ですが、この元六条河原だったところには、レジュメに「医師奥澤家」とありますが、この奥澤家はもとはこの地域の出身です。任天堂の隣です。そこで医者としてずっと続いている家です。そして、医者と共に薬を売るのが得意で薬屋さんのように「せいりゅう膏」という薬を販売して大金持ちになりました。どんな薬かというと吸出膏、膿を吸い出してくれるような膏薬や癒し薬という気持ちを鎮めてくれるような薬も売って富を得たといわれています。幕末から明治にかけて、「買物独案内」といった家業の宣伝を一冊の本にしたものが出版されるのですが、そこでは天保の頃からここの奥澤家は宣伝文を載せていました。今、現在の奥澤さんは後世まで眼科の技術を伝えようと資料館を作っておられま

す。奥澤さんは益井茂兵衛の子孫の武平さんと懇意で、眼科の技術のことや歴史のことなど展示会などの時には非常に協力をしてくださるそうです。昨年のツラッティでの展示会でもいろいろ協力されたと聞いています。

最後にレジュメに、「七条内浜の賑い」と書きましたが、私はなぜ内浜が差別用語として子どもの頃教えられたのかということが釈然としません。地域のこと、歴史のことをきちんと考え、人間が人間を差別するようなことはもってのほかだ、地域の皆さんは頑張って生活している、そして今の状況になっているということをもう一度改めて考えておきたいと思います。勝手に人間が言い伝えることにはいいこともたくさんありますが、間違うこともあり、人をおかしなことで差別するということもあるんだ、人間というのは、世の中のことを、人間と人間の関係のことをきちっとみて心安らかに生活できるような社会を創ることに力をいれなければならないのではないかと思います。

2010.11.26

続　川の流れに人の身は ―六条河原の幕末維新―

辻　ミチ子

はじめに

六条河原の六条中島村の移転

1　高瀬川　物資の輸送

（イ）内浜（七条内浜）

慶長 16 年（1611）高瀬川を開くに当り、船溜りを設ける

慶安元年（1648）七条通に溝渠を掘り舟入りを造る

（ロ）米の売買市

享保 13 年（1728）米売買立会小屋設立　毎日相場が立つ（米市）

（高宮町東側～菊屋町西側の当り）

明治 4 年（1871）米会所　十禅師町当りに設立

明治 5 年（1872）油会所　大宮町あたりに設立

2　河原から遊所へ（京都府下遊郭由緒）

1. 七条新地

（イ）宝永 3 年（1706）設立

上二之宮町　下二之宮町　上三之宮町　下三之宮町　十禅師町　　以上五町

（ロ）正徳 2 年（1713）場所替え

岩滝町　早尾町　波止土濃（はしどの）町　八ッ柳町　聖真寺町　以上五町

（ハ）享保 2 年（1717）

煮売株六十軒　許可（一軒につき酌取女二人宛　見習女共）

（ニ）寛政 2 年（1790）

島原の下、祇園町　祇園新地　二条新地　七条新地　北野上七軒に五年限り、

遊女屋二十軒宛　一軒につき十五人を許可

（ホ）天保 13 年（1842）

天保の改革　遊女は島原に住替えよ

（ヘ）嘉永 4 年（1851）

改革あともどり

（ト）明治 3 年（1870）

島原の支配廃止　芸者は茶屋商社へ

2. 五条橋下（はしした）

（イ）宝暦 8 年（1758）

新家が建ち始まる

（ロ）宝暦 11 年（1761）

南京極町　平居町

（ハ）五条橋下　許可

（ニ）安政 6 年（1859）

都市町（といちちょう）

3. 六条新地（遊所でない）

（イ）正徳 3 年（1713）

平岡常右衛門ら開発　新規家建

（ロ）菊屋町　平岡町　鍵屋町　高宮町　富松町　富浜町　梅沢町　湊町

3　扇子と花札　そして侠客（きょうかく）

1. 扇子（五条大橋の西詰南側）

（イ）御影堂　開基　弘法大師（伝）

時宗　新善光寺　尼僧が扇を作る

（ロ）桃山時代　町人も御影堂扇　京名産の一つ

2. 花札

（イ）平安時代　「貝合わせ」「花合わせ」

（ロ）16 世紀　西洋から「かるた」

「うんすんかるた」六条坊門の三池貞治の「三池かるた」有名

（ハ）「鹿の巻筆」（元禄 5 年刊）

かるたは　ばくちの第一なり　止めさせ給え

（ニ）文政～天保年間（1818～44）

花札（はなかるた）　日本の自然風物

日本の趣味、意匠風に図案化　傑作

3. 花札の製造

（イ）極上品　和紙　にかわ　のり　白土

（ロ）花札の生命は裏紙にあり

黒札　松煙　にかわ　のり　秘法

赤札　紅がら

（ハ）任天堂　明治 22 年創建

4. 侠客

（イ）会津の小鉄

おわりに

医師　奥澤家

七条内浜の賑い

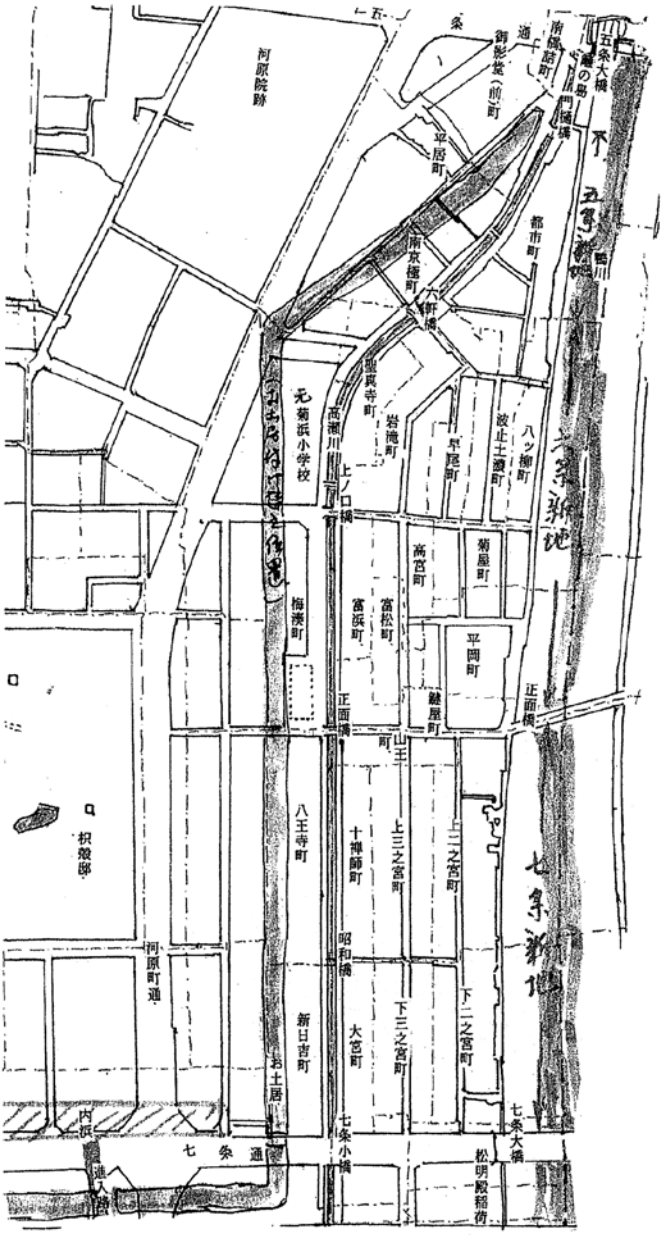

五条以南と高瀬川沿いの町々
石田孝喜『京都　高瀬川』

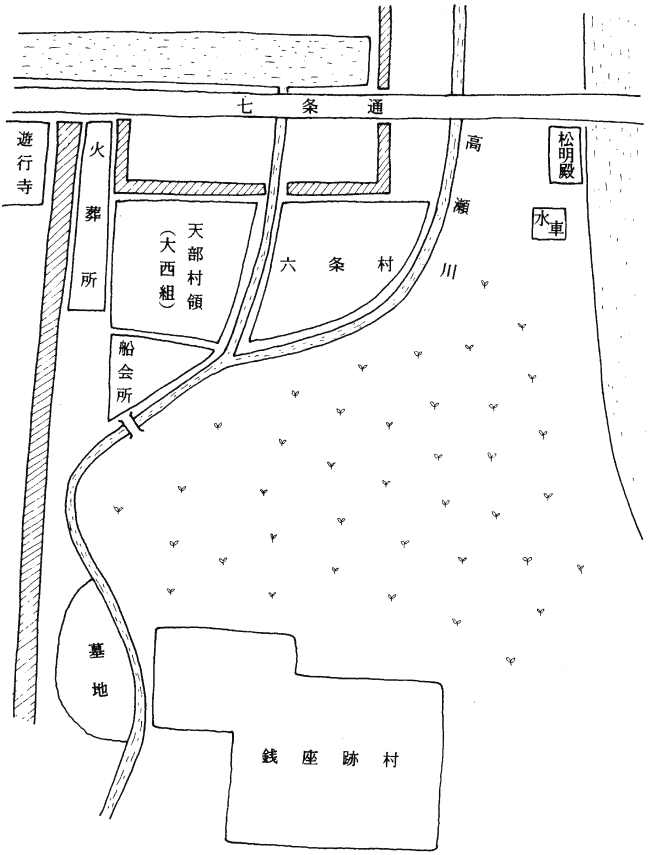

山本尚友『六条村小史』

京都市東九条におけるスラム対策と同和行政
―高度成長期の部落問題と政策的認識―

山本崇記

現在、東九条のまちづくりに関わらせていただいています。その一環で、「希望の家」というカトリック京都司教区カリタス会地域福祉センターの五〇周年史をまとめる仕事をさせていただきました（二〇一〇年二月）。そして、資料センターの通信第20号に、「現代史が持つ意義と重み―希望の家創立50周年と東九条―」と題して書かせていただいています。今日の講演は、希望の家を含めて東九条という地名をつけてタイトルをつけさせていただいたのですが、非常に密接な関係にある崇仁地区との関係性を中心に話していくのは避けられないことでもあるし、重要な点でもあると思います。その点を主に自分の研究テーマにし、最初は「部落」と「在日」というカテゴリーでその関係性をみてきたのですが、地域、住民という視点から両者の関係性をみていくことのほうがよりリアリティがあるのではないかと考えるようになりました。そういう問題意識から今日は「東九条におけるスラム対策と同和行政」ということで、その比較を視野に入れながら、東九条地域でどのような行政施策、運動や実践、生活が営まれていたのかを簡単にご報告したいと思います。

では、レジュメにはいります。研究資料センター所蔵の新聞記事をみていたらちょうど適当なのがありましたので最初に載せました。一九五九年六月二六日の京都新聞の記事から、導入として話をさせていただきます。この時期、バラック建ての簡易住宅が崇仁南部や東九条の北東部に広がっていきます。特に崇仁南部、屋形町という地域に顕著でした。記事に傍点をつけたのですが、「京都市南区東七条西岩本町」と書いてあって、「九条署と下京消防署で原因を調べている」とあります。これは非常にシンボリックな記事だと思いました。

そして、資料1は、東九条まちづくりサポートセンターというＮＰＯがつくっている『東九条を知るために』という冊子です。二〇〇八年に国勢調査を反映させたデータの作成を手伝わせていただいたときにつくったものです。地図右上に山王学区の4ヵ町があります。奈良線と東海道線にはさまれたデルタ地帯から南に下がったところは屋形町といわれる崇仁学区で、このあたりは境界線が曖昧な地域です。「オール・ロマンス事件」のなかでも、「部落」と「在日」の関係、崇仁と東九条の関係をどう捉えるのかというのは論争的なテーマであり続けています。この新聞記事に見られるように、西岩本町というのは東九条にあたる

わけですが、それを東七条と書いていて、東七条は下京区なのですが、南区と書いています。新聞記者でもこういう誤記をする。一九五五年までは同じ行政区にあったということもあるのでしょうが、そういうことがあります。行政区の境界線でもあるので、九条署と下京消防署が、東九条の一番北側で起こった火事の原因調査に乗り出してくるというようなことがありました。こういった記事にみられる「錯誤」が、運動、行政、住民を含めて特殊なことではなくてよくあることだということを強調したくてこの記事を引用しました。

1　問題意識

レジュメの1にはいります。本報告では、高度経済成長期の都市化のなかで、スラムとしての性格を強めた東九条地域を事例に、都市行政における部落問題認識の特徴を検討してみたいと思います。先ほど東九条が在日朝鮮人の集住地域だといいましたが、北部に崇仁地区が存在するだけではなくて、崇仁地区には現在でも在日の方が屋形町に住んでおられますし、東九条にも少なくない数の部落の方がおられます。高野昭雄さんの『近代都市の形成と在日朝鮮人』（人文書院、二〇〇九年）という非常に緻密な研究書があり、崇仁地区にも一章がさかれていまして、在日朝鮮人の集住過程について言及されています。在日朝鮮人が部落に流入していくという過程について、京都・大阪・兵庫等で研究が進んできていますが、一方で気になるのが、被差別部落における在日朝鮮人、朝鮮人集住地域における被差別部落民という存在が等閑視されがちなのではないかということです。そういうことを行政がどう把握し、運動がどう把握していたのかということが重要だと思います。

確かに分断させられて、それを記憶として持っている方がいるのは事実としてありつつも、その関係性がどういうふうに横断されたりしているのかという事を描いていくことが重要なのではないかということが問題意識としてあります。「同和対策事業特別措置法」が戦後の同和行政を大きく規定してきましたが、京都市の同和行政は戦前の地方改善事業をひきずりながら、戦後の法体系のなかで徐々に整備されていきます。「オール・ロマンス事件」（一九五一年）で知られた被差別部落であり、在日朝鮮人集住地域である南区東九条と隣接する下京区崇仁地区は、在日社会と密接にして複雑な関係性にあります。その点を照射する

ことで、部落問題における高度成長期の特徴をより深く追求できればと思っています。

次に東九条という地域についてです。九条家の土地を上田禎次郎さんが役場兼小学校として活用します。陶化小学校の訓導となります。公家、庄屋を中心に土地が所有され、田畑が広がっていたことに特徴があり、崇仁地区の旧名である柳原町と隣接する東九条北部には、住居はみられません。それらは資料の3と4で紹介しています。資料3は『京都府紀伊郡誌』からとってきた東九条村の概要で、どういう人が財産をもっていたのかという紹介です。一九一五年にまとめられたものです。資料4には一九一五年の地図が左上にあります。柳原町と文字が書かれているあたりが東九条の北東部で、ほとんど住居がみられません。東海道線をはさんで柳原町に住居が集まっています。一九四〇年に出された『陶化誌』でも地勢図があり、ここでも北東部に関してはほとんど住居が見られません。

一方で『京都府方面委員制度二十年史』を見ると、一九三二年に「第六社会館」が出来ています。無産階級の経済的福利増進のための施設です。陶化学区方面委員には、札ノ辻町では長谷川良雄（農業）、岩本町では土木請負業の五十嵐君蔵が就いていて、労働者の流入という地域の変化、一九二〇年代から三〇年代の変化を記述しています。農家が散在する地域でしたが、京都市の膨張に伴い急激な発展の中で人口が二万三千人と、膨大な状況になって無産階級が増えていきます。日々の生活にすら窮乏する者が続出すると書かれています。東九条は、「八大不良住宅地区」には含まれないものの、五〇戸以上一〇〇戸以内の不良住宅地区として京都府の文書に記録されています。山王学区に位置する岩本町、上殿田町、中殿田町、山王町、それから、陶化学区に位置する松ノ木町、宇賀辺町が不良住宅地区として列記されています。

戦時中になると、八大不良住宅地区に対する地方改善事業が戦時強制疎開事業に移行して、崇仁地区からも住民が東九条に移転していきます。東九条は、被差別部落民と在日朝鮮人が混住する地域としての性格を強めていきます。京都共済会によって山王学区に公設質屋（一九二四年）、協助会館（一九二五年）、簡易住宅（一九二六年）等が設置され、崇仁校と交流のあった陶化校は全国にも知られた融和教育推進校でした。中世・近世の歴史を引きずりながら近代化の過程のなかで、現在イメージされる在日の集住

地域として徐々に形を現してくるということですが、すでにその過程で被差別部落の人との混住が進んでいたということは大事だと思います。

2　同和行政の再開とその軌道――高度成長期

レジュメ2に入ります。導線として馬原鉄男さんの文章を引用しています。一九五九年と一九六九年の引用を並べています。有名なルポルタージュです。一九五九年の文章には「三年前（一九五六年）、国鉄奈良線の鉄橋寄りに、三畳一間切りのバラックを、友人から一万円で買いとったという朝鮮人Rさんが来た時には、わずか数戸が遠慮しがちに、堤防のすみっこにひさしをかける程度だった」とあります。一方、一九六九年には「部落のスラム化と、スラムの部落化という二つの力が作用しあって、東七条部落は、ますます大きく発展するいきおい（をみせている）」とあります。後段の「二つの力が作用しあって」というのは曖昧な指摘ですが、一九五九年から一九六九年にかけて馬原さんがみた崇仁地区（南部）とは、「バラック」「スラム」という言葉をもって表現されており、行政は「バラック・スラム」としていました。両者は風景としては似通っているし、不良住宅地区としても高度成長期のなかで非常に近似していくということです。

同和地区／スラムの峻別についてですが、磯村英一さん、同和行政の戦後のラインをひいた人ですが、彼がスラムを（1）バタヤ部落、（2）前近代・「同和地区」、（3）混合型に分類しています。京都市の同和地区を（2）に分類して崇仁もあげています。一九六二年のことです。ただ、磯村さん自身がスラムと同和地区を峻別し、後者に対する特別施策化の根拠を「同和対策審議会答申」として形作ることになります。雑誌『部落』のなかでも同対審の意義ということで一九六七年に文章を書いています。その根拠は曖昧ですが、近似しているという認識を示していたはずなのに、同対審、特措法を挟むなかでスラムと同和地区は違うんだということをいわなくてはならないという政治的な力学が働き、そういう峻別が国策のレベルで影響をあたえていきました。こういうように似通った状況にあるなかで、一方で政策的に分岐するような、峻別するような力が働いた崇仁と東九条なのですが、この文脈を念頭に「オール・ロマンス事件」を考えてみたいと思います。

京都部落史研究所の『京都の部落史』や金靜美さん『水平運動史研究――民族差別批判』などの研究を通じて、部落解放委員会京都府連合会によって担われた闘争が同和行政再開の端緒となったというこれまでの理解に修正が迫られてきました。民生局作成の『オール・ロマンス事件関係資料』や小説「特殊部落」の内容の分析から、部落解放同盟を軸とする闘争史観は学術的レベルでは相対化されたものの、地域社会の動態にまで迫るものではなかったのではないかというのが私自身の感想です。この件について前川修さんの進められてきた研究によれば、戦前・戦後の崇仁地区における改良事業を再検討して、地方改善事業、疎開地整備事業、バラック清掃事業、そして、新幹線敷設に伴う改良事業の流れが、一九四五年から一九五〇年代末、六〇年代初頭まで続くという崇仁地区における同和行政の実相を描いてこられました。そのうえで、戦後部落解放運動史に聳え立つ闘争の歴史と当時の崇仁地区に関する研究の特徴を五つにわけられるのかなと思います。

（a）「オール・ロマンス事件」当時に、「特殊部落」に描かれたような崇仁南部（屋形町）に朝鮮人が集住するバラック住居は存在せず、主に空地が目立っていた。これは小説の架空性を指摘しています。（b）バラック・クリアランスを求めていたのは自治会など地元の保守層であり、京都国際文化観光都市建設法などにより見栄えのために地区整備を図ろうとする指向性を持ちながらも、行政としては強制撤去ではなく移転補償など交渉によって立ち退きと用地買収を進めるように努めていたということで、強制はしない京都市の特異な市政運営の評価がなされています。（c）一方で、バラック住居の立ち退き交渉は容易には進まず、紆余曲折を経ており、また、地区外に求められた公営住宅には朝鮮人も入居するなど独自の入居資格を市が運用していると指摘されていますし、史料上も確認ができます。（d）崇仁南部の疎開地整備事業によって、鴨川縁にバラック居住者が移住することで屋形町のスラム化が顕著になり（一九五〇年代半ば以降）、同時期に東九条でも人口増加が始まり、必ずしも崇仁地区の改良住宅建設のための立ち退き（民族差別）によって東九条に朝鮮人が流入してきたわけではない。つまり部落／在日という対立的関係を過度に強調しないということです。（e）これらの戦後同和行政の展開は、戦前からの地方改善事業による用地買収や建設省による不良住宅地区改良法に基づくモデル

住宅建設の意向に促されるかたちで展開した。

こうした大きく五点くらいの特徴があります。ただ重要なのは、人や事業や運動が、どのように境界線のなかで入り混じり、横断していたのかという点だと思います。それを描くことが出来る限り実態に迫るということになると思うので、金靜美さんのように、「部落」／「在日」というように切り分ける視点というのは強引だと思いますし、「オール・ロマンス事件」で朝鮮人が排除されて東九条に集住したというのも、地域の記憶としては強いのですが、やはり適切ではない部分もあって、崇仁に建てられた改良住宅には住んでいないことになっていますが、東九条に建てられた改良住宅には在日の方は住んでいますし、屋形町の改良事業が後回しにされていくなかで、在日の方がそこにずっと住んでいたということは国勢調査等でもわかることです。そういう意味ではある種の「神話」に対するひっくり返しの説が別の認識を生んでいったように思われるので、実態に迫るような調査研究はまだまだやらないといけないし、私自身はそこに関心をもって作業を継続しているということです。

当時の同和行政を進めるうえで、高山義三という市長と地域支配層がどのように動いたのかということが「分断」を考えるうえでも非常に重要だと思っています。高山市長というのは民統（全京都民主戦線統一会議）から立候補・当選した革新市長だったのですが、労働組合と対立的となり、二期目からは社共ではなく保守を地盤とし、「転向」したといわれます。ただ、高山市政の同和行政の運営というのは、必ずしも否定的なものではなく、保守市政といわれがちですが、市政運営のなかで権力の維持という面で柔軟に立ち回っているという理解もできます。革新・保守という分類にもあてはめすぎないほうがいいだろうと思います。「オール・ロマンス事件」の際にも崇仁自治協会（自治連合会）との協議をいち早く行いました。あくまで住民代表（自治会・町内会）を優先するということを意識的に行っている部分があったということをおさえておく必要があると思います。

地域支配層ということで、議員に焦点を当ててみたのが、梅林信一と熊野喜三郎です。この二人が戦後の東九条と崇仁を考える上で非常に重要な人物だと思っています。世代は若干ずれるのですが、ともに崇仁小学校出身で市会議員になっています。梅林は民統から左派社会党、そして

社会党になっていきます。熊野さんは自民党です。革新・保守というふうにみえる関係性にあります。一九四七年から一九六七年の選挙の結果を表にしてみました。五五年までは二人とも下京区で立候補しているのですが、皆山中学校の開票場と陶化小学校の開票場のなかでの選挙結果を比べると、崇仁の方は熊野が多く投票を得ていて、陶化の方は梅林さんが圧倒的に票を得ているという実態があります。市議としての経歴からすると梅林さんは市会の副議長もつとめ、議員を一九五一年から一九八八年までされていたので職歴が長いです。一方、熊野さんは何度か落選しています。地元の市会議員として（下京区の時代もあるわけですから）、崇仁地区の集まりにも当然梅林さんも来られていて影響力を持っていたと思うのですが、崇仁小学校の創立八〇周年や一〇〇周年、また一九七〇年の屋形町の火災時にも熊野さんは中心に登場してきています。

崇仁地区では自治会のヘゲモニーが議員のヘゲモニーよりも強いものがあったし、戦前からの国民研究会など（活動期間としてはそんなに長くはないのですが）、保守的な動きの方が根を張っていたのかなと思います。ただ、「オール・ロマンス事件」の時に市議会で演説をして市政を批判したのが梅林さんで、必ずしも全く影響力ももたなかったということではないのですが、やはり影響力の違いを感じます。一方で、希望の家と密接に歩むのが梅林さんで、それは、高山―井上―富井市政と一貫して東九条北東部の有力者です。そういう意味で彼は地域支配層として、社会党左派ですが、崇仁での熊野さんと同じ役割を、顔役として果たしていたと思われます。

3　住宅地区改良事業という「重石」

一九五〇年代半ばになると、不良住宅地区では改良事業が進行し崇仁地区では漸次、改良住宅が建設されていきます。その事業方式に問題がなかったわけではなく、取り残されていく、あるいは、新たに顕著になってくる問題が出来します。それが高度成長期における都市化によるスラム化という現象でした。一九六〇年代に入り、住宅地区改良法が制定されると、地区指定を通じて、京都駅を挟んだ南北の境界線は強化されていきます。しかし、京都駅裏、特に東南部は崇仁地区と東九条北東部を含むエリアで、ここをどういうふうに境界線を引くのかということが重要な点としてありました。この時期の眼差しとして京都新聞の記

事を引用しました。（「安い分譲住宅を建設」『京都新聞』昭和三四年四月一一日）「とくにひどいのは、国鉄東海道線南側の鴨川堤で、マッチ箱のようなバラックが五〇〇戸近く、テンデンバラバラに密集している。観光京都の入口なのにこんな見苦いシミは一時もほっておけない」、この鴨川堤の東海道線南側というのは屋形町のことですが、そのような眼差しがありました。

京都市の『国鉄沿線南部バラック地区清掃事業一件』（一九六一年）という資料によると次のようになります。屋形町に位置したCブロック（奈良線南側）は、鴨川縁に位置し、京都駅の真南側の清掃が進むにつれ、居住者は南東に移動し、川縁まで行き着くことになります。この場所は「0番地」とも呼ばれた場所でもあるのですが、同ブロックの職業構成は、移転補償を行った対象者（六四人）のなかでも日雇が二五％（一六人）、土方が二三％（一五人）、その他、バタヤか無職が目に付きます。朝鮮人は、実に五七％（三七人）に達していました。不法占拠地域ともいわれるようになり、一九五〇年代後半には大きな規模で地域を形成していきます。Cブロックは鴨川縁のバラック住居ということもあり、早々に「清掃」の対象となり、奈良線と東海道線にはさまれたAブロック（三角地帯）も住宅地区改良法と国鉄による新幹線敷設事業に伴い、「清掃」されていきます。「バラック・スラム」というのはそのときの行政側の認識を表現したものです。一九六〇年に住宅地区改良法ができますので、地区指定するなかでこの地区がどのように変化していくのかということですが、現地改良方式でオールクリアランスをするということが崇仁地区に適用されていきます。

しかし、現地改良方式が貫徹できず、一つの改良住宅が東九条北東部に竣工されます（一九六二年）。それは、屋形町と隣接する北河原町でした。改良住宅が建設されて以降も、北河原町において改良事業に伴う立ち退き・移転補償が進んでいるということが『昭和38年度国鉄新幹線関連改良事業買収一件綴』（京都市用地第二課、一九六三年）でわかります。一九六二年には立ち退きや清掃事業が終わったとされてきましたが、必ずしもそうではなく、屋形町にも在日の方が住み続け、改良地区に指定されたからといってすぐに出て行けということにはならないし、抵抗もあるわけですから、そういう部分では、資料4の地図のように密集率がどんどん高まっていくのがわかると思いま

す。一九六三年の地図は新幹線の敷設事業が完了し、北河原の改良住宅も建った時期のもので、東岩本町と北河原町の地図ですが上の方にたくさんの名前が書いてあります。これはいわゆる親方・子方といわれるような形で住み込みで働いていた人たちの安アパートや、簡易宿泊所も含めた建物にこれだけの人が住んでいた状況が進行していくのが一九六〇年代です。

鴨川縁の清掃事業が終わり堤防ができるわけですが、その時の報道記事が「零になった〝ゼロ番地〟」（『京都新聞』昭和三六年六月六日）です。ここに「新たな0番地の登場」と書いたのですが、重要な話になります。鴨川縁の東山橋まで屋形町の東側にバラックが立ち並んでいたのですが、それを清掃した後、新たな「0番地」が登場します。記事に「そこまではよかったのだが、近ごろは、東山橋からさらに南の堤防に、同種の民家がふえはじめている。」とあります。これが東九条東松ノ木町です。40番地です。「0番地」というとここをイメージすることが多いです。屋形町から三割くらいの方が、改良事業の影響を受けてこの「不法占拠地域」に住むようになっています。資料5に地図を上げています。40番地の地図では徐々に住居が増えていく過程を示しています。

改良事業によって東九条に在日朝鮮人が追われたとはいえないのではないかという部分もこれまでの「オール・ロマンス事件」の研究でも示唆されています。改良地区に指定されたので入るところがなくて、都市化のなかで新たに入ってくる人が崇仁ではなくて東九条に入ってくるというようなイメージです。改良事業で追われていって東九条に移動していくということが一九六〇年代前半から後半にかけて実際に存在していたし、そのなかには部落の人も含まれていたということは実態調査等でも明らかになっています。そういう部分があることをおさえておく必要があると思います。改良事業によって在日の人が東九条に追われた、追われていないという二者択一的な言説を研究の場では求められるのかもしれませんが、そういうふうなわかりやすい話ではないということの方が大事なのではないかと思います。

レジュメの「3・2同和行政とスラム対策の分岐」に入ります。一九六七年二月に革新自治体といわれる富井市政ができます。都市化、スラム化が激しくなる東九条、崇仁南部の状況のなかで、彼が東九条を訪れて一九六七年八月

にスラム対策の要綱をつくり、一九六七年九月に基本計画をつくります。『朝日新聞』（京都版）の有名な記事ですが、一九六七年九月から東九条を特集した連載記事のなかで、富井市長は、「さる八月の大火の朝、現場へ行って驚いた。消防車ははいれなかったようだし、倉庫か住居か判断に苦しむバラックもあった。〝スラム街〟のあることがはっきりわかった」「観光都市の玄関口だからみっともない、といったていさいより、人間としての最低生活さえ保証されていない、という人権意識。これから出発せねば」「八月の大火災後、市は東九条対策に乗り出すことを決めた。（中略）私の在任中、いまの任期中に解決とまではいかなくても、対策を軌道に乗せるつもりだ」と述べました。そして、「東九条地区住民の生活上の実態は、憲法に規定する基本的人権並びに社会福祉にかかわる重要な社会問題である」（『京都市の実態認識及び方策方針』）としています。

国策としての同和行政に対して、東九条対策とは憲法に規定する基本的人権の課題であるという位置付けが公式になされ、ようやく東九条対策に政策上の根拠が与えられました。そして、現在においてもこの根拠が生き続けています。スラム対策を行うために、一九六九年九月に、『東九条実態調査報告書』（以下、『報告書』）が提出されます。同志社大学の小倉襄二教授を中心に組織された東九条実態調査研究会が京都市から委託され、地域住民や学生セツルメントの協力を得ながら、調査をまとめて東九条に関する基礎資料を作成しました。『報告書』が発行される前年、一九六八年三月には、『東九条地区予備調査報告』が出されていますが、その中味を巡って「東九条生活と健康を守る会」（生健会）などから、住民運動に対する評価と、住民中心の東九条対策の必然性に対する理解に不足があることが批判され、「削除と訂正について」という形で修正が施されています。また、東九条が置かれた状況を「不幸」と捉える見方も調査報告としては非科学的であるとされ、修正されています。『報告書』では、共産党系の地域住民組織の働きかけが何よりも東九条対策の契機になったという当局側の認識を紹介している一方で、調査の過程では「相談者」として地域の町内会長が協力しています。バランスをとりながら詳細な調査を残しています。その中では東九条の特性ということで、日雇、土工、バタヤを含んだ単純労働者が二七・一％（二九二人）を占め、無

職が一三・七％（一四八人）となっており、朝鮮人であると、その率は数倍となっています。一九六八年時点での、人口数は四一五六人（外国人一〇三七人）となっています。

この東九条スラム対策により、東九条のエリアが限定されます。それが最初に紹介した4ヵ町というところで、崇仁と密接につながっている地域です。『報告書』では、「4町居住者の流動の激しさをうかがわせる。すなわち、流入も多いが、流出も多い。しかしその範囲は南区・下京区を中心に、せいぜい市内に限定されている。いわば閉鎖的な地域（スラム）構造を示している」と指摘されています。『報告書』では、民族差別、被差別部落との関係、生活保護受給率の高さ、借家住いや老朽木造住宅の多さ、また、その密集率の高さが指摘され、高度成長期における急速な都市化という要因を指摘ながら、歴史的・社会的理由としての朝鮮人差別、部落差別や貧困という問題にも目を向けています。この後、東九条対策の第三段階である抜本的な対策のため、華頂短期大学社会福祉研究室に具体的なプランニングの作成が委託され、『東九条地区社会福祉パイロットプラン（未定稿）』（一九七一年三月）が京都市に提出されています。しかし、この計画は「未定稿」のまま公にされることがありませんでした。まず、『報告書』の問題点としてあげるべきところは、屋形町・40番地の実態もよく似ているということで調査計画に入れるべきだと調査研究会としては提起したのですが、行政に拒否され挫折します。「同和」という括りの問題に関連していきます。

先ほどの磯村さんの認識と比較すると、小倉さんは新聞記事で「同和地区と周辺地を相関関係でとらえ（ることをせず）……同和といわれれば同和しかやならないという風に、行政が硬直していた」といっています。一方で『パイロットプラン』になると、スラムの解体性の強調と国策としての同和行政優位を強調するようになります。これは、磯村さんの方向性を徹底するような認識を示しているといえ、「部落差別とは異なり……機会さえめぐまれさえすれば一般地区へ復帰する条件をそなえている」「同和地区に存在する社会的紐帯は、スラムにおいてはみることができない」といっています。富井市政が一期で終っているということもあり、実質的なスラム対策は停滞していきます。そして、同和行政という「重石」、つまりそれ以上には対

策は行われ得ないという、温度差が東九条に残り続けることになります。民族差別の問題があり、社会的な制度から在日朝鮮人が排除されるということがあり、部落の人たちをも含んでいたことも視野に入れた実態調査が出ていながら、峻別が行政権力によっておこなわれていったということをおさえていただきたいと思います。ただ、行政による民族差別といい切ってしまうかどうかはちょっと踏みとどまるべきところがあるかとは思っています。

4　分断と横断――キリスト者と住民運動

次に希望の家の五〇周年史をまとめさせていただいたときのたくさんの資料のなかから少し述べさせていただきます。一九六一年に南北の屋形町に町内会が誕生しています。改良事業がどんどん進んでいってバラックの清掃が進み、立ち退きを迫られながら町内会が誕生します。屋形町は改良地区として整備が続けられますが、東九条の不良住宅化と同様に一九六〇年代半ばになって不良住宅化は著しくなります。資料4の一九四〇年の地図では無住の「畑」であったことからも、特に高度成長期に入ってからスラム化の現象が顕著になったといえるのではないでしょうか。

そして、その町内会を支援したのが、同地に設立されたキリスト教系社会福祉施設である希望の家でした。一九五九年四月、京都に赴任したサンフランシスコ・ディフリー神父が、東九条保育園後援会会長と屋形町の有力者による支援により、宣教活動をしないという「約束」のもとで活動が認められ、当初は東九条ではなく、屋形町に開設したのが希望の家です。一年後には教会関係の寄付とディフリー神父自身の私財を投げ打って、新館が東九条の東岩本町に建設されることになります。今のカトリックの希望の家保育園になります。学校に行けない児童、親が働きに出て面倒を見てもらえない子どもたちの補習学級やレクリエーションから始まった活動は、徐々に、その裾野を拡げていきます。先ほどの行政との関係性ということでいいますと、一九六三年一〇月に、「京都市財産及び営造物条例」に則り、貸付契約が高山義三市長と古谷義之司教との間で交わされ、四〇〇㎡近い敷地が提供されています。これが現在の希望の家になります。貸与年額は一〇、六二一円であり、一九九三年までの貸付期間となっています。さらに、高山市長は厚生省に対して、社会福祉事業団体への寄付金制度を申請し、希望の家の事業を高く評価し、寄付金

についての許可をしてほしいと副申しているということも行っています（一九六三年）。

重要なのは、宗教施設という部分もありながら住民優位の体制が整えられたということです。開設当初から、単なるキリスト教施設とはいえない特異な性格を持っていました。一九六〇年代半ばには事業体系が整理され、一九六七年五月に定款が決められています。これらの事業を円滑に運営するために設置されたのが「理事会」（定款第三条）であり、理事長は第七条に規定されているように指導司祭とされました。しかし、希望の家が地域施設であるという由縁は、この「理事会」にこそ存在し、その構成員は、理事長一名、司教の代理者一名ないし二名、管区長の代理者一名ないし二名に加えて、地域の理事五名ないし一〇名となっています。つまり、地域住民から選出される理事の方が実質的には過半数を超え、その意向がより施設運営に反映されるかたちとなっていました。初代理事長は、この定款を作成した際に二代目の所長を務めていたマンティカ神父であり、マンティカ神父自身が、各理事が平等であることを強調して地域施設としての体裁を整えようとしました。

そして、住民主体の涵養を行います。貯蓄活動を促進する貯蓄信用共助会、共助組合バザー、現在でいうホーム・ヘルパー（家庭奉仕員）とともに高齢者による高齢者の見守りを行うこんばん会、そして、老人クラブ・きづな会など、多様な住民団体が希望の家を拠点に誕生していったということです。住民主体を涵養しているというのはキリスト者の意識的な実践でもあるのですが、それに呼応する住民のエネルギー、熱意も存在していました。そういう意味では、先ほどの東九条には社会的紐帯がないというのは事実としても認識としても誤っているということがよく分かります。事業範囲もまた興味深くて、事業のなかに「同和問題」という項があります。児童センターは、崇仁地区に児童館ができるまで、多くの崇仁小学校の学童などを受け入れていました。希望の家の事業範囲は、現在でも山王学区・陶化学区・崇仁学区を対象にしています。そこに、同和地区とスラムの区別はありません。また、初代所長のディフリー神父が「部落解放」を志して、希望の家に住み込み、地域改善に自らの使命を賭してもいたことからも、事業範囲を分け隔てる行政とは異なる在り様が確認できます。

逆に五〇周年史を作るときに感じたのは、在日朝鮮人の問題という部分での取り組みは非常に弱かったのではないかということです。むしろ一九八〇年代に入って保育園での取り組みを通じて多文化共生保育ということが打ち出されていきます。運営委員会、理事会には当然在日の方も多く入っておられるのですが、正面切って民族差別を問うということに関しては弱かった。しかし、それが地域住民のなかでの関係性、東九条という地域のなかでの「部落」や「在日」、それ以外の困難を抱える住民も含めて入り混じっていたことの証左でもあるかと思います。一九五九年に希望の家が設立されて以降、住民運動の動きが徐々に出てきます。スラム化の状況のなかで、住民のなかからも地域改善を求める運動が生じつつありました。一九六五年に「東九条生活と健康と子供を守る会」が結成され、住民運動を開始しています。その後、「東九条生活と健康を守る会」と改称し、同会を中心に、「東九条を住みよくする会」が結成され、京都市に要望書が提出されています。同会は、部落解放同盟七条支部、八・七火災被災者同盟、全日自労千本分会有志、九条診療所、前進会（地域青年団体）、京都セツルメント、新日本婦人会の会京都府南支部、民主青年同盟東九条班といった幅広い社会団体によって構成されます。六〇年代半ばから後半にかけてです。

京都では部落解放運動の対立が激しくなっていくのがこの時期からで、この一九六七年一一月二七日の「緊急越年対策要求書」というのは非常に奇跡的な共闘で、これを見たときは非常に驚きました。ここでは、「われわれの町、東九条は反動的自民党の政策によって非常に困難な生活条件のなかに放置され、そのため東九条は社会悪の集中的表現として、まことに憂慮すべきスラム状態を造成しつゝあることは今更言をまつまでもなく本年（一九六七年）三月より数回にわたつて東九条に対する市の行政責任を糺明してきました」「東九条のスラム化は東九条の隣りに内浜の部落（東七条）をひかえ歴史的にもこれと結びついて発展し形成されて（きた）」という認識を示しながら、「自民党政府の同和政策」の結果、両者は区別され、生活条件は東九条のほうが劣悪を極めていることを強調していきます。イデオロギッシュではあるのですが、一方で真っ当な共闘関係が築かれていったのは感動的なことだとおもいました。しかし共闘関係は翌一九六八年以降には崩れていきます。部落解放運動の分裂、正常化連から全解連へといく

流れと、そうではない流れの対立が影を落としていきます。また学生運動の対立なども非常に影響していきます。共産党系のセツルメントがこの地域で活動を展開し、地域青年と共闘していたわけですが、大きな党や民青同盟の方針のなかで関わりを薄めていくということがありました。また、地域青年からも放り出されていくということもありました。これらのことを、「地域社会の複雑さ」ということでレジュメに書いています。

一筋縄でいかないので何をいいたいのかということになってしまうのですが、私の場合、モノグラフィーを描くことにモチベーションをもっていますので、複雑なものは複雑なまま描くことが一番研究としては適当なのではないかという思いがあります。その複雑さを描いてみたいと思います。希望の家、町内会、地域青年、住民運動団体という関係がありまして、一九六四年には、地域の子どもたちに接する態度をめぐって学生側と希望の家に意見の食い違いが起こり、「セツルメント兄弟会」の旗を掲げて学生たちが希望の家との距離を広げていきます。住民からは「アカ」と呼ばれ、敬遠されていきます。一方で、「よろづやサークル」という青年たちのグループと行動を共にしてその関係を深めます。「セツルが来たり来なかったりしだと、青年の間にセツルは自分達の事を真剣に考えているのか。東九条のなかで一体何をしようとしているのか等の疑問が生れ」るとして批判を受け、一旦は追い出しにあうものの、自主映画の制作を通じて再び共闘関係に入る、こういうことが繰返されます。

一方で、生健会は希望の家を米帝の手先だと言うくらいなので、希望の家とは関係がないように見えるのですが、一方で支援要請を持ち込んだりもしていまして、「こんばん会」という住民団体が協力を打ち切るということも一九六六年には生じています。一九六七年に起こった火災の際には共闘関係にあった「住みよくする会」といった住民団体内部においても、上述の自主映画「東九条」（一九六八年）の上映をめぐって、中心的に制作を担った前進会やセツルメントに対して「朝田理論」に影響されているという理由で批判が起こっています。一方で、前進会から生健会に対して、「物取り闘争」に終止し名目だけの団体になっていると批判が起こり、両者の関係は悪化していきます。それでも、セツルは当時の地域住民の生活を映した貴重なフィルムをしばらく上映し続けました。しかし、青年たち

から学生の成長のために「モルモットにする気か」といった問いが提起され、「在日朝鮮人問題、部落問題、スラム問題をあわせもつ複雑な地域」としての東九条に対する認識の甘さが批判され、青年たちとセツルの関係は再び悪化し再度の追い出しが起こります。それでも、一九七五年のバザー準備委員会にセツルが参加し、かつての前進会という地域青年の集りから、希望の家や町内会が「青年会」（「東九条青年会」）というかたちで地域青年たちの祭りを支援しています。また、希望の家機関紙に前進会が寄稿していることもわかってきました。

これは一体どうなっているのかと思うくらいに関係が、つかず、離れず、対立したり、共同したりしています。ただ地域社会はこういう関係であることの方が当たり前のことで、イデオロギーによって対立するという面もありますし、地域感情のなかで町内会層と青年層がぶつかるという面もあります。実態としてはつかず離れずの関係性があったということです。ただ、これだけでは研究になりませんので、東九条の地域構造の変容ということで一九五〇年代から一九六〇年代の高山市政の時期から、一九六〇年代後半の富井市政、さらに船橋市政にかけての変化を簡単な図にしてみました。レジュメの図2です。大きくは三つのアクターによって地域が動いていて、希望の家と地域有力者というのは恒常的に友好関係にあったといえます。

一方、一九六〇年代後半までは生健会を軸とした住民運動と希望の家、あるいは地域有力者は対立関係にあったといえると思います。生健会が支持する富井市政が誕生すると地域有力者と希望の家との関係とは、地域社会のアクターとして主に三つの軸があることに変わりがない。地域青年が入ってくるのが重要だと思います。生健会、共産党と地域青年たちというのは、それぞれの立場性で物別れに終っていくし、セツルメントのなかでも一部の大学のセツルメントは青年たちと行動をしていくことになるのですが、アクターのなかでは逆に地域有力者と青年たちとキリスト者という関係性の方が重要になってきていて、富井市政という革新自治体の中で本来では力を得るはずの生健会が地域社会の中で力を持てなくなっていくということが生じていきます。地域青年やセツラーとも対立的になっていくということで、青年部的な存在を失っていくということです。セツラーが多く追い出されていくという過程もあって、アクターとしてはこのような変化を見せていくように

思います。

青年たちが掲げた主張としては、革新自治体になったということで生健会の富井市政に対する追及が以前の保守市政に比べるとトーンがおちていくということがあって、地域の課題が厳然として存在するうえで、富井だろうが高山であろうが関係ないということが青年達にはあったということが資料をみていくとよくわかります。そういう部分でも主張を徹底していくと行政糾弾闘争ということの正当性がありました。その時に強調されるのは地域におけるスラム改善、解放闘争だということだと思います。地域有力者とも緊張関係を保ち、希望の家との関係も緊張関係が走っています。大きく俯瞰できる関係性としてはこのような地域社会の構造としてなっていたと思います。

まとめにかえて——地域社会と行政権力

京都市においては、戦前から不良住宅地区という点で崇仁地区（南部）と東九条東北部は近似していました。ただ「八大不良住宅地区」という差異化によって、行政施策において温度差を抱えてきました。ただ、東九条においても一定程度の融和事業が行われてきました。しかし、戦後においては、同和行政の進展に伴ってより双方の境界線が明確になったことは否めず、また、施策において明確な差が生じていたことも否定できません。しかし、自主的な社会事業や多様な住民運動の実践にみられるように、崇仁地区と東九条地域を往復・横断したのは、生健会であり、セツルメントであり、地域青年であり、そして、希望の家でした。生健会は火災の時にどちらにも救援をして、山王小学校、崇仁小学校どちらでも交渉をおこなっていますし、セツルメントであれば子ども会は崇仁にもありましたし山王にもありました。地域青年たちも火災であれば、崇仁でも東九条でも闘争しました。希望の家もしかりです。双方とも密接に、道路一本隔てているだけなので、当たり前のことかもしれませんが、横断していた、往復していたということは重要なことです。

そして、研究者（小倉ら）による「警告」があったにもかかわらず、その点を分断した最大の要因は、行政権力であったのではないかと思います。部落／在日、同和地区／スラムという分断を強調するものは、この分断を再生産するものです。研究者のなかにもある枠組みがそれをなぞってしまっていることは適当ではないのではないかと思いま

す。現在であれば東九条北東部に建設され五〇年近くが経つ改良住宅を中心としたまちづくりが進んでいます。その改良住宅は崇仁地区の改良事業のなかで建てられた住宅ですので、そういう意味でも、東九条のなかの住民運動が盛り上がっているときに、在日朝鮮人、スラムと結びつけすぎるのも認識としては正しくないということがいえます。モザイク状況にあるということを、住民の実践や社会福祉事業のなかに確認し、それがおもしろい事であるし生かすべき事なのではないかと思います。

東九条は行政の不作為のなかで、結果的にはそれによって培われた自立と共同性が潜勢力として存在します。それが現在の住民運動に生かされているわけですが、行政によって施策がおこなわれなかった時代、厳しい状況が良いとはいえませんが、不作為であった時期はすべて自前でやっていかないといけないということがあります。希望の家が行政とうまくつきあっていたこと、市議に梅林さんがいて行政との関係をうまくつくれていたという部分はあると思いますが、不作為があったことで培われることの自立性や関係性を生かすことができるかどうかが問われているのであって、それは、東九条・崇仁のみならず、被差別地域の実践に普遍的な課題となっているのではないかと思っています。スラム対策はこの後進展せずに停滞し、一九八九年の地上げ行為が発覚するなかでもう一度再起していきます。40番地は行政の対策の埒外に置かれていたのですが、住民運動として加速度的に進むのは、この40番地からです。4ヵ町からさえも40番地は敬遠されていた面がありますので、そういう意味で行政の不作為というものがもたらす住民の力の醸成という「皮肉」な側面を、現代の行政と地域社会との関係にどう教訓化できるのかということが非常に重要なテーマであると考えています。

京都市東九条におけるスラム対策と同和行政
――高度成長期の部落問題と政策的認識――

山本　崇記（立命館大学非常勤講師）

＊一つの「錯誤」から考える：「浴場など三戸焼く東七条」『京都新聞』1959 年 6 月 26 日
「26 日夜 7 時 20 分ごろ、京都市南区東七条西岩本町、南柳湯＝経営者梅村仁さん（24）＝方たき口付近から出火、木造カワラぶき二階建のかま場と同トタンぶきの浴場、西隣りの日雇安井梅乃さん（46）方トタンぶき平屋建を全焼、さらに西側の無職千松福松さん（62）方木造二階建を半焼。計 213 平方メートルを焼いて、同 7 時 40 分ごろ消えた。九条署と下京消防署で原因を調べているが、たき口近くにおいてあったたきつけ用油布に引火したものらしい。出火当時約 20 人の入浴客があったがさいわいケガ人はなかった。」

1. 問題意識

1.1　被差別部落と在日朝鮮人

・部落／在日、同和地区／スラムという分断の事実性

本報告では、高度経済成長の時代に都市化が著しく進み、スラムとしての性格を強めた在日朝鮮人集住地域・京都市東九条を事例に、都市行政における部落問題認識の特徴を検討してみたい**【資料 1】**。東九条北部には、崇仁地区が存在し、被差別部落に朝鮮人が流入してきた過程や数値は一定程度研究されてきている（高野昭雄『近代都市の形成と在日朝鮮人』2009 年など）。しかし、被差別部落（同和地区）における在日朝鮮人、朝鮮人集住地域（スラム）における被差別部落民という存在は等閑視されがちである。

・同和行政による転回

戦後において、同和行政規定したのは「同和対策事業特別措置法」（以下、特措法）であるが、特に京都市における同和行政と不良住宅地区の変容は、戦前の地方改善事業をひきずりながら、戦後の法体系（不良住宅地区改良法改正／公営住宅法）のなかで徐々に整備されていく。そして、高度成長期という日本社会の大きな政治経済の変動のなかで、戦後同和行政がもたらした力学は、在日朝鮮人社会にも大きな影響をもたらす。特に、「オール・ロマンス事件」（1951 年）で知られた被差別部落であり、在日朝鮮人集住地域である南区東九条と隣接する下京区崇仁地区（旧東七条）は、在日社会と密接にして複雑な関係性にあり、その点に照射することで、上記の問題意識を深めてみたい。

1.2　東九条という地域について

・九条家の土地を上田禎次郎（初代陶化小学校校長）らが役場兼小学校（1872 年開校）として活用。

・公家、庄屋を中心に土地が所有され**【資料 3】**、田畑が拡がっていたことに特徴があり、柳原町と隣接する東九条北部には、住居はみられない（京都府紀伊郡役所『京都府紀伊郡誌』1915 年、皇紀二千六百年記念事業達成会『陶化誌』1940 年）**【資料 4】**

・1932 年に「第 6 社会館」が無産階級の経済的福利増進のため誕生するが、尽力した陶化学区方面委員には、札ノ辻町では長谷川良雄（農業）、岩本町では土木請負業の五十嵐君蔵が就いており、新旧の町内役所者層が入り混じる風景が窺える（京都府学務部社会課『京都府方面委員制度 20 年史』1941 年）。**【資料 2】**

＞背景として

「我が陶化学区は嘗て都の南郊を扼し農家散在する地なりしも、近時京都市の膨張に伴ひ、極めて急激なる発展を遂げたるものにして、現在戸数五千人、人口二万三千、地域の膨大なると生活関係の複雑せるとは他に多く其の類を見ず、即ち現住者の如きも地主に非ざれば恒産を有するもの殆ど無く、他より移住し来れる小商工業者並に筋肉労働者を以て其の大半を占むるが如し、彼等は近時深刻なる財界不況の余波を蒙り、日々の生活にすら窮乏する者続出するに至れり」（同上、171-172 頁）。

・不良住宅地区として

東九条は、「八大不良住宅地区」には含まれないものの、50 戸以上 100 戸以内の不良住宅地区として記録されている。京都府庁文書である『勤倹奨励 公益法人 地方改善』（社会課・昭 11-86、京都府立資料館蔵）によれば、山王学区に位置する岩本町、上殿田町、中殿田町、山王町、それから、陶化学区に位置する松ノ木町、宇賀辺町が不良住宅地区として列記されている。戦時中になると、八大不良住宅地区に対する地方改善事業が戦時強制疎開事業に移行し、崇仁地区からも住民が東九条に移転している。東九条は、被差別部落民と在日朝鮮人が混住する地域としての性格を強めていくのである。

→京都共済会により山王学区に公設質屋（1924 年）、協助会館（1925 年）、簡易住宅（1926 年）等が設置され、崇仁校と交流のあった陶化校は全国にも知られた融和教育推進校であった。

2．同和行政の再開とその軌道――高度成長期

2.1　スラムの定義をめぐって

・部落のスラム化／スラムの部落化？

馬原鉄男（導線として）：

（1959）「敗戦直前までの京都駅裏は、それまで一部あった住宅も強制疎開されて、まったくの無人の野原だった。それが戦後わずか 12 年にして、またたく間に 510 戸（615 世帯）1849 人を数える大部落にのしてきたのである。（中略）三年前（1956 年）、国鉄奈良線の鉄橋寄りに、三畳一間切りのバラックを、友人から一万円で買いとったという朝鮮人Ｒさんが来た時には、わずか数戸が遠慮しがちに、堤防のすみっこにひさしをかけ

る程度だった」[1]

（1969）:「部落のスラム化と、スラムの部落化という二つの力が作用しあって、東七条部落は、ますます大きく発展するいきおい（をみせている）」[2]

→後段の「二つの力が作用しあって」というのは何かは曖昧な指摘だが、1959 年から 1969 にかけて馬原がみた崇仁地区（南部）とは、「バラック」「スラム」という言葉をもって表現されており、行政は「バラック・スラム」としていた。

・同和地区／スラムの峻別――磯村の分類

一方、戦前は東京市社会局、戦後は都民生局にいた磯村英一は、日本型スラムを（1）バタヤ部落、（2）前近代・「同和地区」、（3）混合型に分類し、そこに住むスラム住民の層を、（a）流動層、（b）停滞層、（c）沈澱層に分け、京都市の同和地区を（2）に分類している[3]。そして、磯村がスラムとして京都市の「同和地区」を挙げている点は興味深い。しかし、磯村自身がスラムと同和地区を峻別し、後者に対する特別施策化を駆動する根拠を「同和対策審議会答申」として形作ることになる[4]。

2.2　同和行政の再開

・「オール・ロマンス事件」の水位

京都市では、特別施策としての同和行政が終結した後も、行政の認識を強く拘束しているのが、1951 年に雑誌『オール・ロマンス』誌に掲載された小説「特殊部落」を問題化した「差別行政糾弾闘争」である[5]。一方で、部落史研究においては、京都部落史研究所編『京都の部落史二――近現代』（阿吽社、1991 年）や金静美『水平運動史研究――民族差別批判』（現代企画室、1994 年）などを通じて、主に部落解放委員会京都府連合会によって担われた闘争が、同和行政再開の端緒となったというこれまでの理解に修正を迫ってきた。しかし、民生局作成の『オール・ロマンス事件関係資料』（京都部落史研究所所蔵）や「特殊部落」の内容から、部落解放同盟を軸とする闘争史観は学術的レベルで相対化されたものの、地域社会の動態にまで迫るものではなかった。

・前川説

前川修氏により進められてきた研究では、戦前・戦後の崇仁地区における改良事業を再検討し、地方改善事業、疎開地整備事業、バラック清掃事業、そして、新幹線敷設に伴う

1 馬原鉄男「部落はかくしてつくられた――京都市屋形町、高倉町、東ノ町、西ノ町の場合」『部落』第 11 巻第 1 号、1959 年。

2 馬原鉄男「部落の現状」『部落問題入門』部落問題研究所、1969 年、81 頁。

3 磯村英一『日本のスラム――その生態と分析』誠信書房、1962 年、14 頁。

4 磯村英一「同対審答申の意義」『部落』第 21 号、1967 年。

5 京都市『同和行政終結後の行政の在り方総点検委員会第一回資料』、2008 年。

改良事業という一連の流れのなかで、崇仁地区における同和行政の実相を描いてきた。そのうえで、戦後部落解放運動史に聳え立つ闘争の歴史と当時の崇仁地区に関する研究の特徴は、以下の 5 点にあると思われる。

（a）「オール・ロマンス事件」当時に、「特殊部落」に描かれたような崇仁南部屋形町に朝鮮人が集住するバラック住居は存在せず、主に空地が目立っていた。**→小説の架空性**

（b）バラック・クリアランスを求めていたのは自治会など地元の保守層であり、京都国際文化観光都市建設法などにより見栄えのために地区整備を図ろうとする指向性を持ちながらも、行政としては強制撤去ではなく、移転補償など交渉によって立ち退きと用地買収を進めるように努めていた。**→強制はしない京都市の特異な市政運営の評価**

（c）とはいえ、バラック住居の立ち退き交渉は容易には進まず、紆余曲折を経ており、また、地区外に求められた公営住宅には朝鮮人も入居するなど独自の入居資格を市が運用している。

（d）崇仁南部の疎開地整備事業によって、鴨川縁にバラック居住者が移住することで屋形町のスラム化が顕著になり（1950 年代半ば以降）、同時期に東九条でも人口増加は始まり、必ずしも崇仁地区の改良住宅建設のための立ち退き（民族差別）によって東九条に朝鮮人が流入してきたわけではない。**→部落／在日という対立的関係を過度に強調しない**

（e）これらの戦後同和行政の展開は、戦前からの地方改善事業による用地買収や建設省による不良住宅地区改良法に基づくモデル住宅建設の意向に促されるかたちで展開した[6]。

＞重要なのは、人や事業や運動が、どのように入り混じり、横断したのかという点である。

2.3　高山市政と地域支配層の動向

・高山市政

民統（全京都民主戦線統一会議）推薦候補として当選した高山義三（1950―66）が、労働組合に対立的となり、二期目からは社共ではなく保守を地盤とし、「転向」したといわれる。神戸正雄市政時代（1947―50）に設置された「京都市同和問題協議会」（1947 年 12 月設置）により、『「差別観念払拭について当面市が採るべき具体的方策如何」に対する答申』が提出されている（1949 年 7 月）。そのうえで高山は、京都市内で最初の改良住宅（1952 年 10 月建設開始）が建設された錦林地区において、自治会の役割を重視しながら施策を進め、「オール・ロマンス事件」の際にも崇仁自治協会（自治連合会）との協議をいち早く行った 。あくまで住民代表（自治会・町内会）を優先するかたちで事業を進めている。

[6] 特に、前川修の一連の論稿を参照されたい。同「『オール・ロマンス事件』と『オール・ロマンス闘争』の史実を求めて」『部落解放史ふくおか』第 80 号、1995 年、同「東九条における疎開地整備事業とバラック対策」『京都部落史研究所紀要』第 12 号、2000 年、同「東七条におけるバラック対策と新幹線敷設」『部落解放研究』第 141 号、2001 年、同「戦時下における京都市の改善事業と朝田善之助」『近代日本と水平社』部落解放・人権研究所、解放出版社、2002 年、同「戦時下『京都市地方改善地区改良事業』から、戦後『錦林地区改良住宅建設事業』へ」『解放研究』第 76 号、2008 年など。

・地域支配層

東七条水平社の系列を辿るならば、桜田規矩三、菱野貞次、駒井栄之助、上田治三郎、梅谷新之助、池岡信一、浅川憲治などが重要であるが、戦後に関しては、梅林信一の存在が重要であるだろう。一方、水平社と対立した国民研究会であれば、松下平三郎、五十嵐栄助なども無視できないが、戦前・戦後と影響力を持ったのは熊野憲成であっただろう。そして、何よりも、崇仁（東七条）と東九条の「分断」を考えるうえでも、この二人に焦点化することが必要となる。

	梅林信一	熊野喜三郎（憲成）
出生年—没年	大正 5（1916）年—昭和 63（1988）年	明治 36（1903）年—昭和 56（1981）年
出生地	下京区東九条西岩本町（のち東山王町）	下京区間之町通材木町
出身校	崇仁小学校	崇仁小学校
職歴	市会議員（1951—1988）	市会議員（1947—1951、1954—1962） 落選：1941（補選）・1942・1951・1963・1967
所属	総同盟系・京都市電気局労働組合（書記長）	国民研究会
会派	民統議員団→左社→社会党	新政会→自由民主倶楽部→自由民主クラブ→ 自民党議員団
歴任	京都市会副議長 （第 45：1964.6-1965.7, 47 代：1967.5-1968.7）	崇仁自治協会（連合会）会長 京都市同和問題協議会副会長

表 1　梅林と熊野の略歴

梅林	総得票	皆山中学校	陶化小学校	当落	熊野	総得票	皆山中学校	陶化小学校	当落
1947					1947	2565	1769	*	○
1951	3608	353	1793	○（第 2 位）	1951	2573	658	1373	×
1955	5136	496	3360	○	1955	4975	1021	3273	○
1959	5583		3747	○	1959	4166	3370		○
1963	5976		*	○（第 1 位）	1963	4219	*		次点
1967	*		*	○（‖）	1967	3985	*		次点

表 2　選挙結果（1947－1967）　1）*印は未確認　2）1955 年に下京区から南区が分区し、東九条は後者に入る。

梅林は東九条、熊野は崇仁で、票を得ているという傾向がある。どちらも崇仁地区や部落問題に様々に関与した人物であるが、市議選に落選した時期も、また、それ以降も、一貫して、熊野の影響力は強かった（崇仁校創立 80 周年記念、100 周年記念、70 年火災時）。一方で、希望の家と密接に歩むのが梅林で、それは、高山—井上—富井と一貫し、市議としての在職期間や影響力は熊野を上回っていたといえる。

3.　住宅地区改良事業という「重石」

2010 年度部落史連続講座 Part2（2010/12/10）

3. 1「バラック・スラム」の清掃

・住宅地区改良事業という規定性

1950 年代半ばになると、不良住宅地区では改良事業が進行し、漸次、改良住宅が建設されていく。その事業方式に問題がなかったわけではなく、取り残されていく、あるいは、新たに顕著になってくる問題が出来する。それが高度成長期における都市化によるスラム化という現象であった。そして、1960 年代に入り、住宅地区改良法が制定されると、地区指定を通じて、京都駅を挟んだ南北の境界線は強化されていく。しかし、京都駅裏、特に東南部は崇仁地区と東九条北東部を含むエリアでもあった。

→この時期の眼差し（「安い分譲住宅を建設」『京都新聞』昭和 34 年 4 月 11 日）

「とくにひどいのは、国鉄東海道線南側の鴨川堤で、マッチ箱のようなバラックが 500 戸近く、テンデンバラバラに密集している。観光京都の入口なのにこんな見苦いジミは一時もほっておけない。」

・入れ子状態

特に屋形町に位置した C ブロック（奈良線南側）は、鴨川縁に位置し、京都駅の真南側の清掃が進むにつれ、居住者は南東に移動し、川縁まで行き着くことになる。同ブロックの職業構成は、移転補償を行った対象者（64 人）のなかでも日雇が 25%（16）、土方が 23%（15 人）、その他、バタヤか無職が目に付く。朝鮮人は、実に 57%（37 人）に達していた。C ブロックは鴨川縁のバラック住居ということもあり、早々に「清掃」の対象となり、A 地区（三角地帯）も住宅地区改良法と国鉄による新幹線敷設事業に伴い、「清掃」されていく。「バラック・スラム」というのはそのときの行政側の認識を表現したものである（京都市『国鉄沿線南部バラック地区清掃事業一件』1961 年）。

・一つの「逸脱」

そのため、現地改良方式が貫徹できず、新たに建設された改良住宅が、東九条北東部に竣工される（1962 年）。それは、屋形町と隣接する北河原町であった。改良住宅が建設されて以降も、北河原町において改良事業に伴う立ちのき・移転補償が進んでいる（『昭和 38 年度国鉄新幹線関連改良事業買収一件綴』京都市用地第二課、1963 年）。

→新たな「0 番地」の登場（「零になった”ゼロ番地”」『京都新聞』昭和 36 年 6 月 6 日）

「そこまではよかったのだが、近ごろは、東山橋からさらに南の堤防に、同種の民家がふえはじめている。」【資料 5】

→1973 年の京都市調査では、150 人近くのうち 3 割が改良事業の影響を受け、屋形町から流入している（40 番地の形成）。

3. 2 同和行政とスラム対策の分岐

・富井市政の誕生

京都府医師会の会長であった富井清が、市長に当選したのが 1967 年 2 月である。富井市政の支持母体は社会党・共産党、また、住民・市民団体でつくる「府市民団体協議会」であり、蜷川虎三府知事と同様に、強力な社会運動を背景にしていた。富井氏は、同協議会の会長を務め、前年（1966 年）の蜷川五選にも大きな役割を果たしていた。

・スラム対策に着手

このように住民団体の動きが 1960 年代半ばから徐々に目立つようになり、富井市政の誕生はその動きを加速することになった。1967 年 11 月には、富井市政によって方針化された東九条対策のための予備調査が行われている。この調査の背景になっているのが、「東九条スラム対策要綱」（1967 年 8 月、京都市南福祉事務所）と、それに続く東九条に対する本格的な施策として立案された「東九条スラム対策基本計画」である（1967 年 9 月）。

・基本的人権の問題として

写真）富井市長と梅林市議（希望の家所蔵資料）

『朝日新聞』（京都版）が、1967 年 9 月から東九条を特集した連載記事のなかで、富井市長は、「さる 8 月の大火の朝、現場へ行って驚いた。消防車ははいれなかったようだし、倉庫か住居か判断に苦しむバラックもあった。”スラム街”のあることがはっきりわかった」「観光都市の玄関口だからみっともない、といったていさいより、人間としての最低生活さえ保証されていない、という人権意識。これから出発せねば」「8 月の大火災後、市は東九条対策に乗り出すことを決めた。（中略）私の在任中、いまの任期中に解決とまではいかなくても、対策を軌道に乗せるつもりだ」と述べた。そして、「東九条地区住民の生活上の実態は、憲法に規定する基本的人権並びに社会福祉にかかわる重要な社会問題である」（『京都市の実態認識及び方策方針』）という言葉に集中的に表現されるように、東九条対策とは憲法に規定する基本的人権の課題であるという位置付けが公式になされ、ようやく東九条対策に政策上の根拠が与えられた。

→現在においてもこの根拠が生き続けている。

・『東九条実態調査報告書』の位置

1969 年 9 月に、『東九条実態調査報告書』（以下、『報告書』）が提出される。同志社大学の小倉襄二教授を中心に組織された東九条実態調査研究会は、京都市から委託され、地域住民や学生セツルメントの協力を得ながら、調査をまとめ、東九条に関する基礎資料を作成した。『報告書』の前年、1968 年 3 月には、『東九条地区予備調査報告』が出されて

いるが、その際に生健会から、住民運動に対する評価と、住民中心の東九条対策の必然性に対する理解に不足があることが批判され、「削除と訂正について」というかたちで、修正が施されている。また、東九条が置かれた状況を「不幸」と捉える見方も調査報告としては非科学的であるとされ、修正されている。『報告書』では、生健会などの地域住民組織の働きかけが、何よりも東九条対策の契機になったという当局側の認識を紹介している一方で、調査の過程では「相談者」として、地域の町内会長が協力してもいる。

・東九条の特性

当時の東九条地域の職業構成は、日雇、土工、バタヤを含んだ単純労働者が 27.1%（292 人）を占め、無職が 13.7%（148 人）となっており、朝鮮人であると、その率は数倍となる[7]。転入率は、1962 年の 125 世帯が多く、1968 年に再び 95 世帯と第二のピークを迎えている。1968 年時点での、人口数は 4156 人（内、外国人 1037 人）となっている。『報告書』は、「4 町居住者の流動の激しさをうかがわせる。すなわち、流入も多いが、流出も多い。しかしその範囲は南区・下京区を中心に、せいぜい市内に限定されている。いわば閉鎖的な地域（スラム）構造を示している」と指摘している[8]。

『報告書』では、民族差別、被差別部落との関係、生活保護受給率の高さ、借家住いや老朽木造住宅の多さ、また、その密集率の高さが指摘され、高度成長期における急速な都市化という要因を指摘しつつも、歴史的・社会的理由としての差別や貧困という問題にも目を向けていた。そのうえで、東九条対策の第三段階である抜本的な対策のため、華頂短期大学社会福祉研究室に、具体的なプランニングの作成が委託され、『東九条地区社会福祉パイロットプラン（未定稿）』（1971 年 3 月）が京都市に提出される。しかし、この計画は「未定稿」のまま公にされることがなかった

・問題点

『報告書』: 屋形町・40 番地の調査計画→挫折、「同和」という括りの問題化に特化。

——磯村との違い：**「同和地区と周辺地を相関関係でとらえ（ることをせず）……同和といわれれば同和しかやならないという風に、行政が硬直していた」**

『パイロットプラン』: スラムの解体性の強調と国策としての同和行政優位の強調

——磯村の方向性を徹底：**「部落差別とは異なり……機会さえめぐまれさえすれば一般地区へ復帰する条件をそなえている」「同和地区に存在する社会的紐帯は、スラムにおいてはみることができない」**

→実質的なスラム対策の停滞[9]、そして、同和行政という「重石」がのしかかり続ける。

---

[7] 『報告書』23 頁。
[8] 『報告書』16 頁。
[9] 山本崇記「行政権力による排除の再編成と住民運動の不／可能性」『社会文化研究』第 11 号、2009 年。

4. 分断と横断――キリスト者と住民運動

4.1　キリスト者による社会福祉事業

・希望の家の誕生

既に、鴨川縁のバラック清掃は完了に向かっていたが、立ち退きに日々迫られながらも、南北の屋形町に、町内会が誕生している[10]。屋形町は改良地区として整備が続けられるが、東九条の不良住宅化と同様に、1960 年代半ばになって不良住宅化は著しくなる。1940 年の地図では、無住の「畑」であったことからも、特に高度成長期に入ってから、スラム化の現象が顕著になったといえるのではないだろうか**【資料 4】**。そして、その町内会を支援したのが、同地に設立されたキリスト教系社会福祉施設である希望の家であった。

・屋形町から東九条、そして再び屋形町へ

1959 年 4 月、京都に赴任したサンフランシスコ・ディフリー神父が、東九条保育園後援会会長と屋形町の有力者による支援により、宣教活動をしないという「約束」のもとで活動が認められ、当初は東九条ではなく、屋形町に開設したのが希望の家である。一年後には教会関係の寄付とディフリー神父自身の私財を投げ打って、新館が東九条に建設されることになる。学校に行けない児童、親が働きに出て面倒を見てもらえない子どもたちの補修学級やレクリエーションから始まった活動は、徐々に、その裾野を拡げていく。

・高山市政の評価

1963 年 10 月には、「京都市財産及び営造物条例」に則り、貸付契約が高山義三市長と古谷義之司教との間で交わされ、400 ㎡近い敷地が提供されている（現在の希望の家）。貸与年額は 10,621 円であり、1993 年までの貸付期間となっている[11]。さらに、高山市長は、厚生省からの社会福祉事業団体への寄付金制度の申請を行い、「"希望の家"が担当する社会福祉事業の重要性を御賢察のうえ、このたび募集する寄附金については、社会福祉事業法第 69 条第 1 項により許可されますよう副申致します」としている[12]。

・事業体系と地域施設としての特異性――宗教施設と住民優位の葛藤

開設当初から、単なるキリスト教施設とはいえない特異な性格を持った希望の家では、1960 年代半ばに事業体系が整理され、1967 年 5 月に定款が決められている。これらの事業を円滑に運営するために設置されたのが「理事会」（定款第三条）であり、理事長は第七条に規定されているように指導司祭とされた。しかし、希望の家が地域施設であるという

10 「明朗な町づくり――町内会を結成、助けあう」『京都新聞』1961 年 6 月。
11 京都市『市有財産貸付契約書』、1963 年（希望の家所蔵資料）。
12 京都市『第二種社会福祉事業団体"希望の家"に対する寄附金について、昭和 38 年 10 月 16 日（希望の家所蔵資料）。

由縁はこの「理事会」にこそ存在し、その構成員は、理事長 1 名、司教の代理者 1 名ないし 2 名、管区長の代理者 1 名ないし 2 名に加えて、地域の理事 5 名ないし 10 名となっている。つまり、地域住民から選出される理事の方が実質的には過半数を超え、その意向がより施設運営に反映されるかたちとなっていたのである。初代理事長は、この定款を作成した際に、二代目の所長を務めていたマンティカ神父であり、マ神父自身が、各理事が平等であることを強調した[13]。

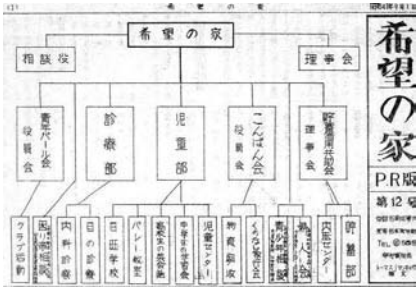

『希望』12 号　1966 年 9 月

・住民主体の涵養

貯蓄活動を促進する貯蓄信用共助会、共助組合バザー、現在でいうホーム・ヘルパー（家庭奉仕員）とともに高齢者による高齢者の見守りを行うこんばん会。そして、老人クラブ・きづな会など、多様な住民団体が希望の家を揺籃器として誕生していった。

・事業範囲

そして、興味深いのは事業のなかに「同和問題」という項があることである。児童センターは、崇仁地区に児童館ができるまで、多くの崇仁小学校の学童などを受け入れていた。希望の家の事業範囲は、現在でも山王学区・陶化学区・崇仁学区を対象にしている。そこに、同和地区とスラムの区別はない。また、初代所長のディフリー神父が、「部落解放」を志して、希望の家に住み込み、地域改善に自らの使命を賭してもいたことからも、事業範囲を分け隔てる行政とは異なる在り様が確認できる[14]。

4. 2　住民運動の動き

・統一戦線の瞬間最大風速

この状況を前に、住民のなかからも地域改善を求める運動が生じつつあった。1965 年に「東九条生活と健康と子供を守る会」（東九条生健会）が結成され、住民運動を開始している。その後、「東九条生活と健康を守る会」と改称し、同会を中心に、「東九条を住みよくする会」が結成され、京都市に要望書が提出されている。同会は、部落解放同盟七条支部、8・7 火災被災者同盟、全日自労千本分会有志、九条診療所、前進会（地域青年団体）、京都セツルメント、新日本婦人会の会京都府南支部、民主青年同盟東九条班といった幅広い社会団体によって構成された。

13　『希望の家』第 17 号、1967 年 2 月（以下、『希望』）。
14　「部落解放に心注ぐ米神父」『毎日新聞』1960 年 3 月 13 日。

・1967 年 11 月 27 日『緊急越年対策要求書』（以下、『要求書』）の提出

「われわれの町、東九条は反動的自民党の政策によって非常に困難な生活条件のなかに放置され、そのため東九条は社会悪の集中的表現として、まことに憂慮すべきスラム状態を造成しつゝあることは今更言をまつまでもなく本年（1967 年）3 月より数回にわたつて東九条に対する市の行政責任を糺明してきました」「東九条のスラム化は東九条の隣りに内浜の部落（東七条）をひかえ歴史的にもこれと結びついて発展し形成されて（きた）」

→「自民党政府の同和政策」の結果、両者は区別され、生活条件は東九条のほうが劣悪を極めていることを強調。共闘関係は 1968 年以降に、崩れていく。とはいえ……

4.3 地域社会の複雑さ

・希望の家⇔セツル／セツル≒青年

希望の家、町内会、地域青年、住民運動団体の関係は複雑である。1964 年、地域の子どもたちに接する態度をめぐり、学生側と希望の家に意見の食い違いが起こり、希望の家から独立した「セツルメント兄弟会」の旗を掲げた一部の学生たちは地域活動を継続している。彼らは、住民からは「アカ」と呼ばれ、敬遠されている。一方で、「よろづやサークル」という青年たちのグループと一緒に行動をともにし、「青春教室」という場を組織し、その関係を深める。「セツルが来たり来なかったりしだすと、青年の間にセツルは自分達の事を真剣に考えているのか。東九条の中で一体何をしようとしているのか等の疑問が生れ」と批判を受け、一旦は追い出しにあうものの、自主映画の制作を通じて再び共闘関係に入る。

・生健会⇔希望の家／セツル⇔生健会

また、生健会が持ち込んだ支援要請に対して、こんばん会が運動の協力を打ち切るということも生じている[15]。1967 年に起こった火災の際には共闘関係にあった「住みよくする会」といった住民団体内部においても、上述の自主映画「東九条」（1968 年）の上映をめぐって、中心的に制作を担った前進会やセツルメントに対して「朝田理論」に影響されているという理由で批判が起こっている。一方で、前進会から生健会に対して、「物取り闘争」に終止し名目だけの団体になっていると批判が起こり、両者の関係は悪化していく[16]。それでも、セツルは当時の地域住民の生活を映した貴重なフィルムをしばらく上映し続けた。

・セツル⇔青年／青年≒町内会・希望の家

しかし、青年たちから学生の成長のために「モルモットにする気か」といった問いが提起され、「在日朝鮮人問題、部落問題、スラム問題をあわせもつ複雑な地域」としての東九条に対する認識の甘さが批判され、青年たちとセツルの関係は再び悪化し、再度の追い出

[15] 『希望』第 7 号、1966 年 4 月。
[16] 『総括集』（希望の家関係資料 27）

しが起こる[17]。それでも、1975 年のバザー準備委員会にセツルが参加し[18]、前進会と種別化したうえで希望の家や町内会が「青年会」（「東九条青年会」）というかたちで地域青年たちの祭りを支援している[19]。また、希望の家機関紙に前進会が寄稿していることからも[20]。

図 2　東九条の地域社会構造の変容

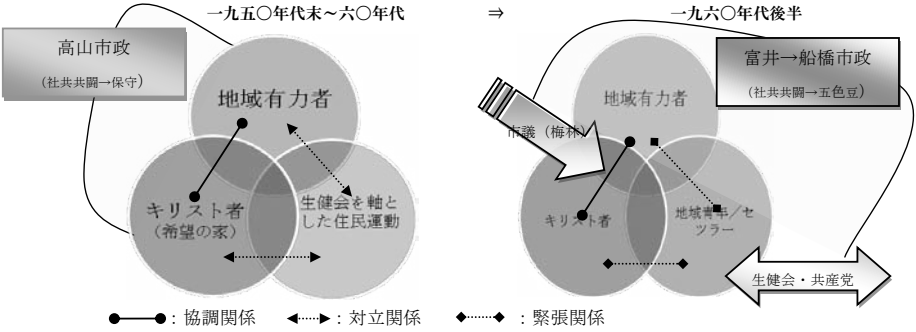

5．まとめにかえて――地域社会と行政権力

京都市においては、戦前から不良住宅地区という点で近似していた崇仁地区（南部）と東九条東北部は、「八大不良住宅地区」という差異化によって、行政施策において温度差を抱えてきた。ただ、東九条においても一定程度の融和事業が行われてきた。しかし、戦後においては、同和行政の進展に伴ってより双方の境界線が明確になったことは否めず、また、施策において明確な差が生じていたことも否定できない。

しかし、自主的な社会事業や多様な住民運動の実践にみられるように、崇仁地区と東九条地域を往復・横断したのは、生健会であり、セツルメントであり、地域青年であり、そして、希望の家であった。そして、研究者（小倉ら）による「警告」があったにもかかわらず、その点を分断した最大の要因は、行政権力であった。部落／在日、同和地区／スラムという分断を強調するものは、この分断を再生産するものである。

とはいえ、行政施策においても、上記の境界線を横断してしまうときがあり[21]、研究においても、行政においても、必要以上に分断線をなぞることは適当とはいえない。むしろ、現代的な課題へとひきつけるのならば、行政の不作為のなかで（結果的に）培われた自立と共同性の潜勢力を生かすことができるかどうかが問われているのであって、それは、東九条・崇仁のみならず、被差別地域の実践に普遍的な課題となっているのではないか。

17 『追出し最終原稿』1972 年（希望の家関係資料 20）。
18 『希望』1975 年 10 月号。
19 希望の家『町内会町様』1975 年（希望の家関係資料 17）。
20 『希望』1975 年 3 月［号数記載なし］。
21 山本崇記「同和行政における執行規準の画一化と逸脱の条件――京都市における属地属人方式の検討を通して」『ソシオロジ』第 167 号、2010 年。

■資料１　東九条に関する諸データ（『東九条を知るために』東九条まちづくりサポートセンター、2008）

①東九条地図

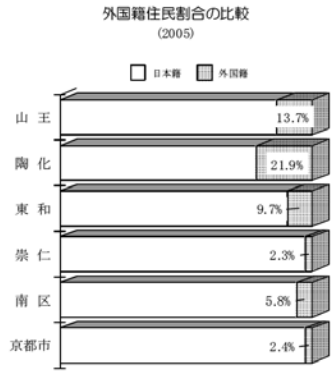

②外国籍住民の割合

人口（下段は 1965 年を 100 とした指数／世帯も同じ）

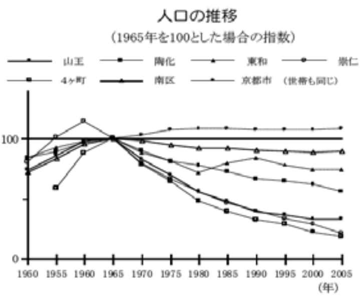

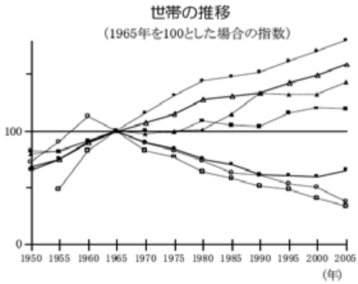

③1950 年以降の人口・世帯推移

人口

	1950年	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年
山　王	8,687	10,197	11,561	11,755	9,788	8,245	6,565	5,646	4,654	4,304	3,898	3,930
	73.9	86.7	98.3	100.0	83.3	70.1	55.8	48.0	39.6	36.6	33.2	33.4
陶　化	7,343	7,849	8,506	8,799	7,935	7,150	6,816	6,347	5,843	5,707	5,437	4,936
	83.5	89.2	96.7	100.0	90.2	81.3	77.5	72.1	66.4	64.9	61.8	56.1
東　和	8,733	9,651	10,218	10,432	9,183	8,463	7,427	8,317	8,712	8,152	7,755	7,707
	83.7	92.5	97.9	100.0	88.0	81.1	71.2	79.7	83.5	78.1	74.3	73.9
崇　仁	6,396	8,073	9,132	7,966	6,331	5,279	4,440	3,666	3,162	2,664	2,269	1,689
	80.3	101.3	114.6	100.0	79.5	66.3	55.7	46.0	39.7	33.4	28.5	21.2
４ヶ町		2,687	4,039	4,568	3,605	2,947	2,180	1,785	1,485	1,319	1,013	830
		58.8	88.4	100.0	78.9	64.5	47.7	39.1	32.5	28.9	22.2	18.2

世帯

	1950年	1955年	1960年	1965年	1970年	1975年	1980年	1985年	1990年	1995年	2000年	2005年
山　王	2,081	2,384	2,892	3,193	2,852	2,689	2,399	2,241	1,953	1,921	1,912	2,093
	65.2	74.7	90.6	100.0	89.3	84.2	75.1	70.2	61.2	60.2	59.9	65.5
陶　化	1,759	1,751	1,963	2,156	2,143	2,097	2,336	2,252	2,235	2,487	2,578	2,569
	81.6	81.2	91.0	100.0	99.4	97.3	108.3	104.5	103.7	115.4	119.6	119.2
東　和	2,017	2,100	2,311	2,551	2,471	2,528	2,555	2,921	3,400	3,359	3,364	3,645
	79.1	82.3	90.6	100.0	96.9	99.1	100.2	114.5	133.3	131.7	131.9	142.9
崇　仁	1,782	2,203	2,758	2,460	2,182	2,018	1,809	1,539	1,489	1,285	1,225	906
	72.4	89.6	112.1	100.0	88.7	82.0	73.5	62.6	60.5	52.2	49.8	36.8
４ヶ町		665	1,133	1,391	1,135	1,064	885	799	707	661	541	461
		47.8	81.5	100.0	81.6	76.5	63.6	57.4	50.8	47.5	38.9	33.1

④1950 年以降の人口・世帯数

■資料 2

『京都府方面委員制度二十年史』（京都府学務部社会課、一九四一年、一七一―二頁）

1. 第六社会館

陶化学区方面委員の奔走により、昭和 7 年 4 月、下京区東九条山王町に第六社会館が竣工、5 月 2 日盛大な落成式が挙行せられた。敷地 177 坪、建坪 90 坪、建設費 7500 余円、当日京都市共済会会長代理相川常任理事の挨拶に「本館の事業は公益質舗の経営、託児及び簡易なる授産事業を主として、無産階級の経済的福利の増進を目標としたものである。勿論これら等の事業種目は既に巷間に其の多く本館のみの経営にかかるものでないが、当区の熱心なる社会的要求により生れ出た所のもので､単なる一般的形式の模倣でない以上、独自にして顕著なる発展と効果を期し得らるることを深く信ずる」と本館建設の意義と使命の重大を示唆した。又本館建設の経緯に付いては陶化学区方面委員代表者太田淺次郎氏の祝辞により知ることが出来る。

（前略）顧るに我が陶化学区は嘗て都の南郊を扼し農家散在する地なりしも、近時京都市の膨張に伴ひ、きわめて急激なる発展を遂げたるものにして、現在戸数 5 千人、人口 2 万 3 千、地域の膨大なると生活関係の複雑せると他に其の類を見ず、即ち其の大半を占むるが如し、彼等は近時深刻なる財界不況の余波を蒙り、日々の生活にすら窮乏する者続出するに至れり。（中略）昨年春財団法人京都共済会にて当方面に社会館建設の企図あるを知るや直ちに起ちてこれが実施を期し、日夜建設資金造成の為に奔走せり。（後略）

■資料 3『京都府紀伊郡誌』（京都府紀伊郡役所、一九一五年、三〇―三一頁）

東九条村

京都東西町奉行の支配に属す。

東九条	525 石 6 斗 7 升	二条家	4 石 9 斗 8 升 8 合	東園家
	349 石	九条家	270 石	西園寺家
	150 石	鷹司家	108 石 5 斗 9 升 3 合	一条家
	200 石	徳大寺家	128 石 6 斗	花山院家
	147 石 6 斗 9 升 9 合	庭田家	21 石 7 斗 7 升 3 合	知恩院
	50 石	船舟院	18 石 2 斗 2 升 9 合	祇園社
	6 石 3 斗 1 升 8 合	建仁寺	不明（青連院門跡 18 石 3 斗 6 升 6 合に非ざる乎）	油小路家
	81 石 7 斗 5 升 8 合	相国寺	4 石 1 斗 5 升 3 合	藤典侍
	9 石 7 斗 8 升	千種家		

□正租徴収法　米納金納の区別判然せず、領主により相違ありしものの如し、田畑宅地共年々十月に蔵付と称し幾分の米を上納す、納期は十二月二十五日迄とし、未納者に対しては其事情を参酌し、損害凶作の時は村内一同より延期又は用捨を乞ふ、然らざる者は其所有地所を取上ぐ。

□正租外運冥加　　他町村人民にして本村の地所を所有するものは、夫代として高一石に付三升又は五升を徴収す、こは村入費に組入る、山役銭、松茸、藁、大豆等に対して運上冥加金あるも其額不明、この外年々上ヶ竹と称し、竹二十四束を奉行へ納む。

□賦課徴収金　　地頭入用、国役銀、村入用を三口入用と称し、その割付は何れも高割、村庄屋年寄定使給料は戸数割とし、十二月中に於て正租皆納の時に徴収す、其額不詳。

□土木工事　　堤防道路の普請は地頭より費用支出、高瀬川にかかる井堰等は角倉家の負担とす、其他は村の入用なり。

■資料 4　住宅地図からみる密集率の変遷（1915、1956、1959、1963）

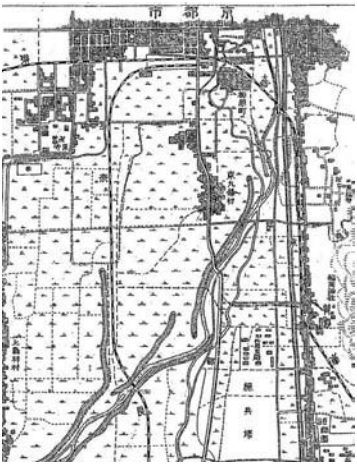

（1915）

（1956）

（1959）

（1963）

4

【資料 5】抜粋（報告者作成）
町村敬志編『都市・空間・労働』（叢書日本の差別）明石書店、近刊（所収論文・未定稿）

一方で、高度成長期に入って急激に人口増加を始めた 40 番地は、鴨川と高瀬川に挟まれた河川敷であるため、あくまで「不法占拠地域」とされ、非合法的な存在であり続けた。また、1960 年代の初期の居住者のうち 150 世帯近くが 1980 年代には転出し、1970 年代の転入者がその大半を占めるようなっていくほど住民の入れ替わりが激しく、都市部落・スラムとは比較にならない程の流動性を持っていた（図 6）。住民自身の意識においても、その定着性よりも流動性の方が高いため、地域住民としての性格を定めるのは容易ではなかった。

【A】『京都市新家屋精密地図南区（東部）』（1/1800）1956、住宅協会出版

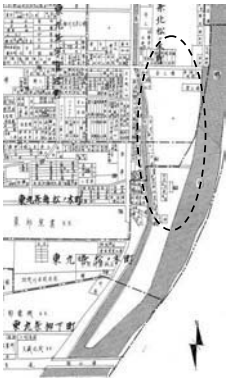

【B】『京都市新家屋精密地図南（東部）』（1/1800）1959、住宅協会出版

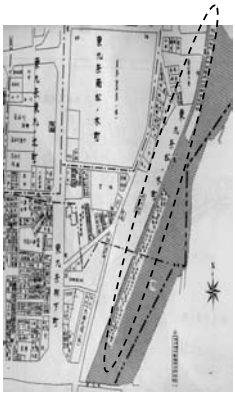

【C】『京都市新家屋精密地図南区（東部）』（1/1800）1963、住宅協会出版

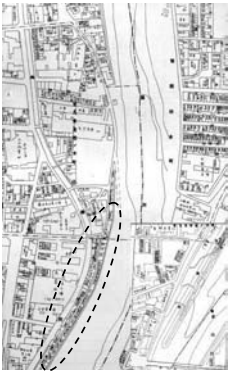

【D】『京都市新家屋精密地図南区（東部）』（1/1800）1966、住宅協会出版部

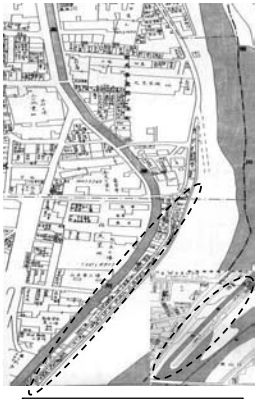

【E】『京都市新家屋精密地図南区（東部）』（1/1600）1972、吉田地図

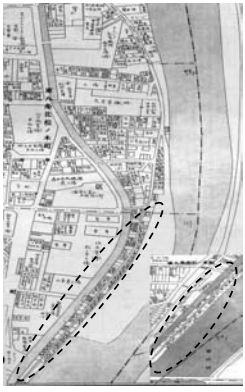

【F】『京都市新家屋精密地図南区（東部）』（1/1600）1975、吉田地図

この地域に、行政調査が初めて入ったのは 1963 年、京都府によるものであった。当時は、革新府政として盤石の体制であった蜷川虎三知事であった。1962 年 6 月、「鴨川高瀬川合流点及び陶化橋東山橋における住舎撤去に関する請願」が、中村庄太郎、石原巌、檀嘉次らが紹介議員となって、京都府議会に提出された。柳下町に位置する念佛寺の関係者以下、2000 名以上の連名による「鴨川高瀬川合流点及び陶化橋東山橋間の堤防の不法占拠の世帯を撤去し社会福祉の面からも万全を期せられたい」と

【資料 5】抜粋（報告者作成）
町村敬志編『都市・空間・労働』（叢書日本の差別）明石書店、近刊（所収論文・未定稿）

いう請願は、即日に採決されている（京都府議会 1963：11）。

戦後の住宅地図のなかに 40 番地の存在が確認できるのは、管見の限り 1956 年［A］からであるが、40 番地の軒数は 13 世帯となっている。当初は日本人ばかりで徐々に朝鮮人が増え始めたという「証言」もあるが、既に半数が本名の朝鮮人であることが分かる。次は、1959 年［B］であるが、居住者には変化がない。しかし、1963 年［C］になると 82 世帯となり人口が急増している。1966 年［D］には 84 世帯となっている。1972 年［E］には 101 世帯が確認できる。1970 年 11 月には、京都市議会でも河川敷整備の請願が採択され、「南区東九条北松ノ木町、南松ノ木町、柳下町の鴨川・高瀬川間の堤防一帯は、不法占拠の居住者【300 世帯（ママ）】もあり、環境は急速に悪化しているので、同河川敷を道路にする等、抜本的施策を講じて整備願う」としていた（京都市 1973：3）。さらに、陶化学区の住民により結成された「環境整備委員会」は市長に陳情し、ようやく実態調査が決定されたのが 1972 年 11 月であったのである。

1973 年の京都市による『鴨川陶化橋「0 番地域」調査報告』によれば、この地域に最初に住み始めたのは満州ハルピンからの引揚者だとされている（京都市 1973：5）。そして、この調査では、実に 181 世帯、人口は表 1 によれば 656 人と記録されている。人口密度は 37,062 人／㎢となり、実に京都市の 15 倍であった。10 年前の京都府議会への請願は実行されなかったどころか、40 番地は拡大の一途を辿っていたのである。その後、1976 年［F］には 114 世帯と減少傾向をみせている。

1973 年調査では、「立入調査については具体的な方針を地元民に示さない限り、調査拒否にあっている状況にあり」「単なる資料整備の範囲にとどまった」「0 番地地域の原因を十分に究明することができなかった」と総括するほど十分な結果を出せなかった（京都市 1973：6，26）。しかし、このような 40 番地の実態を内部から克明に記録することができなかった訳ではない。それを成し得たのは、地域の青年たちであり、それが、自主映画『東九条』として結実した。

二〇一〇年度部落史連続講座　講演録

発　行　日　二〇一一年三月三一日
編集・発行　京都部落問題研究資料センター
京都市北区小山下総町五の一
京都府部落解放センター三階
電話　〇七五（四一五）一〇三一